婦選

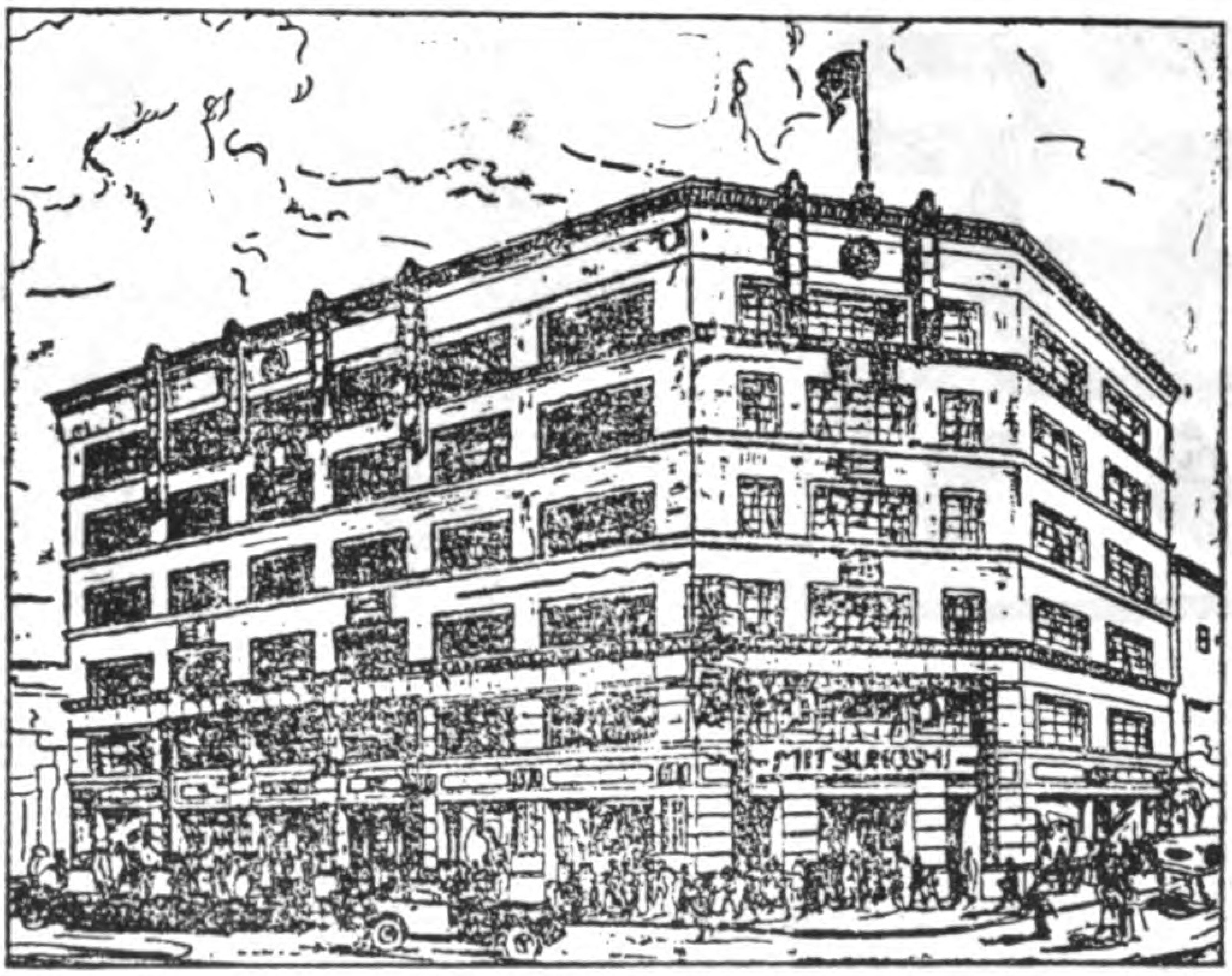
五・六月号

婦選獲得同盟

昭和五年六月一日發行

第四巻第五號

一部 金貳拾錢



銀座三越開店

◆四月十日より……銀座四丁目角にて◆

今般銀座四丁目角に銀座の三越を新設いたし、新装を凝して四月十日より華々しく開店仕りました。何卒本店同樣深甚なる御眷顧の榮を賜り賑々しく御來店の程偏に御願ひ申上げ奉ります

東京市　三越　日本橋

FUSEN・FUSEN

婦選　第四巻第五號　五、六月號目次



水町京子

をみなに參政權をあたへしぶりたゆたふ國に年ふけにけり

女子の參政權をなみしつつ經る年月や國老いむとす

反對者三態

をみなには用なしといふこの友の淑やかぶりを憎まざらめや

さかしらにことあげはすれこの友の思ひはつひに一人のことなり

さばさばと世のことぐさに離りゐる聖ぶりをば諸なうべしや

最少限度の要求 （主張）

第五十八議會に於て婦人公民權案は衆議院を通過し、貴族院に於て審議未了に終つた。

婦人公民權は我等が獲得の目的の內僅かにその一に過ぎないし一院のみの通過では何等法律的効力の發生を見ないのであるけれども、何といつても衆議院通過の事はこの問題の進展の一段楷である事は疑はれない。我々はそこに欣びを禁じ得ないのである。

今回は特別議會の事とて、開期も短く豫算案以外の重要議案も山積して居るから、いかに政友、民政が先を爭ふて提出し、その賛成者數の合計が、衆議院の過半數を制しても、無事に上程を見るや否やは相當に疑はれたが案外早く上程の運びに至り、委員會の方も萬事好都合に進み、五月十日の本會議で、委員會決定通りに可決確定をみたのである。

貴族院の方も十一日上程、十二、三の兩日委員會開催をみたが、遂に議了する時なくこの議會は終つたのであつた。

□

所でこの問題に對して內務省は、政民が互に提出を急ぐ頃よりして屢々その意見なるものを洩らし、これがやがて政府の意見として兩院に於て開陳されたのである。

これによれば、政府は婦人公民權附與については時代の趨勢に鑑み當然と認めるが、その內容範圍に就ては尙研究考慮を要すると思ふから今回提出案に對する贊否の意見は留保するといふのである。

今回の提出案の內容は政、民何れも現行男子の公民權と同樣のものを與へるといふのであるから、市町村會議員の選擧權被選擧權に併せて名譽職となるの權利及道府縣會議員の選擧權、被選擧權にも準用せられる事になるのであるが政府部內にはこの點について種々意見が分れる模樣で、結局安達內相を初め、內務當局が兩院の委員會に於て屢々述べて居る所の漸進主義なるものが、現在政府の該案に對する態度であると思惟されるのである。

政府の漸進主義とは、種々の制限により部分的に及ばうとするもので、最初は市町村の選擧權、のみに止めたいといふのが、希望であるらしい。尤も內相自身は自ら屢々個人としては遙かに進步的意見を有してゐる事を言明して居り、我々もそれは或程度迄認めるけれども、齋藤次官、次田地方局長を初め內務省內の空氣が案外進まさ

るもの丶如くとにかく内務省の漸進主義が政府の方針となつた事は事實である。

□

衆議院の委員會では、この政府の意見を押切つて原案通り可決されたが、貴族院の委員會では政府の態度が贊否未だ決せざる委員達を尠くとも次期議會迄延期說にリードした傾きは明かに看取されるのである。

然し乍ら貴族院の空氣も、政府が豫想する程保守的でない事は積極的贊成者が、強ち自ら陣頭にたつた八十四翁高橋氏に止まらぬのでもわかるし更に樞密院內にもかなり贊成分子が存在して居るのが、今日の現狀である。

一方三千五百萬婦人大衆が婦選獲得の要求の如何に白熱化し來れるかは曩日の全日本婦選大會が、全國より五百の婦人を迎へ、絕對の成功を收めたる一事に已に明かである。今や公民權即時附與の婦人の聲は、全日本を蔽ひつゝあるのである。

我々は賢明なる內相が、これらの事實を無視すべしとは想はない。怖らく內相は、自ら屢々語れる如く、議會後に於ては選擧革正審議會によつて該問題の調査を進め、以て暮の議會には何等かの內容を政府案として提出するのではあるまいか。この程度ならば貴族院は勿論、樞密院も反對はあるまいといふ底のものによつて、まづ第一に婦人の要求をみたしたる者としての榮冠を、民政黨內閣に載かしめんと企てるのではあるまいか。

□

茲に於て我々は、我等の意志を明確に今から表示しておかねばならない。我等は公民權と同時に參政權結社權の即時附與を要求する。又公民權に於て、現行法と同等なる內容は我等婦人の窮極の理想では決してない事を聲明する。これは即ち我等の最少限度の要求なのである。これをしも手をさき足をもぎる底の制限を以て臨むならば我等は敢然として與へらるゝものを放棄して悔いないのである。

聽けば過般穩健を標榜せる新婦選團體が名流諸婦人によつて組織せられたさうだが、我々は或はこれらの立場に起つ人々によつては制限案すらも與へられざるに如かずとして歡迎せられるのでなからうかを怖れる。而してこの事の杞憂ならば幸ひ、もし假定の當らんには、これこそ正に婦選の戰線を紊す者として清算せられなければならないであらう。

とまれ、我等の前には初志を貫くべく、勇往邁進、今冬の議會に於ける勝利を期して善戰するの一途あるのみ同志よ突擊せよ。

全日本婦選大會を祝す

文部大臣　田中隆三氏

本日此盛大なる全國婦選大會に罷出でまして祝詞を申上げ且つ婦選に對する所懐の一端を率直に披瀝する機會を得ました事は私の誠に欣幸とするところであります我國に於ても餘程以前から婦人に參政權を與ふるが好いといふ議論をなす人々があつたのであります。併し乍ら世人は一般に是れは少數の新らしがりの人々が奇を衒つてバタ臭い議論をして居るに過ぎないといふ風に考へて殆んど耳を籍さず、或は却つて夫等の人々を嘲笑するやうな有樣であつたことは皆さん御承知の通りであります。然るに近年社會上相當の地位に在る多數の紳士淑女の方々が眞面目に熱心に之を主張せらるゝやうになり、且つ社會の木鐸たる諸新聞紙は屢々特に論說を揭げて之を唱導せらるゝ樣に相成りまして、遂に社會問題として又政治問題として次第に重視せらるゝに至つたのであります。

特に先年男子の普通選擧法が制定せられまして以來、廣く全國の婦人の政治に對する興味が高まり且つ理解が深くなつたのでありまして、婦選の要求は一新生面を

婦選大會に出席して

感想斷片　富澤美穗子（東京）

○

第一に御天氣、何と素晴らしい陽光であつたらう。神樣の思し召しに叶つた事がよくわかる。

○

思ひがけない方々の御顔の見えたこと、但し人からは自分もさう見られたかもしれないが……。

○

變な時に、本人に無斷でこぼれ出すのが私の涙だ。富山の平岡さんの素朴な言葉にも、岩内さん織本さんの眞摯な態度にも私の目は熱くなつた。荻野綾子さんの明るい朗らかな御顔と聲、そしてそれを傾聽して居られる與謝野さんの御姿にも私は打たれた。そして私はきまり惡くそつと涙を拭いた。

○

開くに至つたと感ぜらるるのであります。顧みますれば我國民の半數を占むる婦人の方々が都市と言はず農村と言はず日夜家業に勵まるゝことは少しも男子に劣らないのであります。婦人が生産の事に從つて國富の增進に努めて居られる効績は實に偉大であると思ふのであります。我國の主要産物であります生糸並に綿糸、綿布等は殆ど婦人の働きに俟つものであります。特に婦人は消費經濟の責任を負ふて居られるので物價及租税に對しては鋭敏なる感覺を有せらるるは勿論、古來子女の教育は多く婦人の手に委ねられてあるのでありまして婦人の教育に苦心せらるゝことは並大抵ではないのであります。

斯樣にして婦人は我國家を隆昌ならしむる爲に努力せられつゝあるのでありますから一切の國家活動の基本となる政治に對しては發言權を要求せらるゝのは理論としては當然のことであると考へます。併し乍ら參政權は單なる權利ではありませぬ國家の繁榮するか衰亡するかゞ一に政治の良否にかゝつて居りますからには參政權を有するものは國家に對して重大なる責任を負つて居る譯であります。故に一面から見れば權利でありますが他面から見れば義務でありますから何人に參政權を與ふるかは愼重に考へなければなりません。私の所管致して居ります教育の狀況を見まするに、我國には夙に義務教育の制度が布かれました爲めに婦人も男子同樣小學校教育を受くるのであります。而して近年婦人の中等教育を受くるものが著しく增加して參りました、更に女子青年團も良く發達して敢へて男子青年團に劣らない程度に達して居ります。尚婦人會が普及して婦人の常識と修養は餘程高まつたと思ふのであります。從つて是等諸方面の觀察を綜合し婦人が參政權の資格を有せざるべ

女の人で演壇に立つ人はもつともつと話し方を研究しなければだめだ。同じ辯でも男の場合はそれがその人獨自のものとして聽くけれども、その同じ調子が女の人の場合には大變耳ざわりである。日本語の、殊に多くの聽衆を前にした場合の言葉のイントネーションはまだ〳〵研究の餘地がある

○

十時半の組に交つて議會を傍聽した。始めてだつたせいかさはぎは數年前に傍聽した時程ひどくはなかつた。しかし新聞で見ると夕方頃の騷擾は甚しかつたらしい。國民の選良にもこの野蠻性がある。狂暴な犯罪は何時の世になつたら絶滅するだらう。

○

ともかく、私は毎日婦選のうたをうたつてゐる。（四、三〇）

今後の一致協力を

佐藤　園枝（濱松）

衆議院議員第十七回總選擧の前後から婦人の進出を强く感ずることは出來たが、それが果して政治と生活とを結びつけて理解されたものか、又は單に興味を持ち出した

からずと申しても差支ないでありませう。乍去今直ちに衆議員議員以下總べての議員の選擧權及被選擧權を婦人に與ふることに就ては幾分の考慮の餘地があると思ふのであります。

先づ立憲政治の母國である英國の例に見まするに最初に婦人に地方議會の選擧權のみを與へ、其後相當の年月を經過してから漸く被選擧權を與へ、歐洲大戰後に至つて始めて衆議院議員の選擧權及被選擧權を與へました。しかも夫れは男子と同權ではなく年齢も男子は二十五歳より與へらるゝのに婦人は三十歳より與へられ且つ其の他の若干の制限條件があつたのであります。漸くにして昨年の總選擧より男子同樣の條件に依つて權利が與へられたのであります。我が國は必ずしも其順序に倣ふ必要はありませぬが參考とするに足ると思ふのであります。そこで私共同志は先づ以て速かに婦人に男子同樣の條件を以て市町村公民權を與ふべきものであると考へまして近く之れが實現の手段をとる積りであります。此程度が今の天下の輿論の大勢であると考へます。立憲政治では如何に好いことでも輿論の趨勢が動かなければ之れを實施する譯には參りませぬ。皆さんは婦人の參政權に對する天下の輿論を高めらるゝ事が之が實現を招徠する近道であると考へます。此意味に於て本日此の如く多數の方々が全國各地から參會して種々協議せられますことは其効果著しきものがあると考へまして慶祝に存じます。私共同志は皆さんの御希望のあるところを良く諒解して居りますから及ばずながら應分の御援助申上げたい積りで居ります

昭和五年四月二十七日

程度のものかと一種不安に似た變な感じを抱いてゐたが、第一回婦選大會に依つて、見事にそれは一掃された。成程まだ〳〵解つてゐないらしく思はれる點も認められたが、斯うした會が開かれることによつて、一つ宛でも數へられてゆくのだと思ふと、只興味だけ持つてゐるものでもよい、眞面目に數へられてゆくといふことは、婦選のよき成長を早からしめることでもある。それで特に注意すべきは、婦人は感情のために目的までも犧牲にし易い性質を持つてゐる。私はそれを最も恐れる。小さな自我に拘泥せず、飽くまで一致協力、婦選獲得を目ざして進んでほしいと痛感した。

かけない結論

前田　たま(名古屋)

婦選大會に出席して感じた事は非常に澤山あります。あれだけの大會を婦人のみの手で支障なく運ばれた事、各政黨首の祝辭が澤山あつた事(たとひそれがflatterであつても)、寫眞班のフラッシュにあんなにも度々驚かされた事等々。

けれども特に私の考へさせられた事は、

祝辭

立憲政友會總裁 犬養 毅氏

本日玆に婦選獲得同盟の主催に係る全日本婦選大會を開催せらるゝに當り一言私見を開陳するの機を得たることは予の最も欣快とする所である。

言ふ迄もなく婦人參政權は普通選擧の當然の歸結であつて婦選なくして完全なる普選はない。殊に婦人の勞働問題が現代の大いなる社會問題の一となりつゝあるの時に於ては婦人參政權問題は最早理論上何等反對の理由はないのである。現に英、米、獨、露等の婦人は既に此權利を獲得して立派に其の使命を果しつゝあり、我國に於ても今や婦人參政權獲得の氣運は日を追ふて熾烈になりつゝあり、立法府に於ても漸次賛成者を加ふるに至れるは一に諸姉の純眞にして熱烈なる努力の賚らすところである。乃ち一面我國女子教育の促進と共に必ずや近き將來に於て之が實現を見ることは予の信じて疑はざる所である。我が立憲政友會は夙に此の問題に理解を有し今特別議會に於ても之が前提とも見らるべき婦人公民權案を他黨に率先して提出せることは諸姉の知らるゝ通りである。幸に諸姉時勢の進運に伴ひ全日本婦人の覺醒を促し速かに其の機の到來せんことを望むものである。一言以て祝辭となす。

昭和五年四月二十七日

階級意識に就いてゞあります。「獲得後の行使に就いて」の協議に於て、無産黨に屬する婦人の一團から「無産婦人のために行使する」との決議案の動議に對し私は即座に賛成することができなかつた。

私は勿論自分を有産婦人であるなどゝ考へた事は生れてこの方一度もない、自分の手で働かなければ食べられない階級に屬するものです、それであるにもかゝはらず、何故双手を擧げて賛成することができたかつた？

私は色々考へた揚句やつと結論らしいものを得ることができた。けれども玆に書くのはやめます。そして特に之に對する先覺方の御意見を承りたいものと思つて居ります。

會員たる誇

和崎 ハル（秋田）

未だ目覺めぬ私共女性を玆迄引上げて下さいました諸先生方の御努力と御苦心がハッキリ判りました點です、アヽ何たる尊い愛の報ひでせう、眠れる全日本の女性の先驅者として私共のため警鐘を亂打し給ふ其

祝辭

立憲民政黨情報部長 加藤鯛一氏

（演說要旨）

かねて、私は院の内外に於て婦選の理解ある支持者の一人として働いて居りますが、現在に於ては婦選は既に理論の遊戲を許さず、誰も理論の上では既に婦選に反對しないやうな狀態にはありますが、いつもその順序方法などが議論の中心になつてゐるわけです。議論の餘地なきものでありながら、實際に於てなぜ婦選が認められないか、それには殘念乍ら女性自身の無自覺に負ふ所が可なりにあるのです。我國半數の女性が經濟上の安易無自覺に墮し、それから因つて來る男子專制への盲從、差別待遇の不公平等に甘んじ、要求の聲を大きく上げ得ないからです。

女性は男性よりも倫理的であるから、この女性に參政權を與ふれば兎角男子專制の社會に生ずる多くの社會惡を除き、男女平等の共力關係に立つて人間本位の政治を行ふために努力することが出來る。又、女性の特質から推して、婦選實施の曉には特に食料問題、教養問題、兒童の福利增進、失業の防止及び救濟の問題等は向上するでせうが、一部の政治家には實際大部分の婦人は政治に興味を持たず、從つて男子を通じて權利を行使することになりはしないか、而も男子を自由に動かし得る女性は少いのだからと、婦選の實際運用の點から疑ひを抱く人々もあるわけです。

然し赤十字社の創業や中世紀の監獄を今日の狀態に改良したことなどは婦人の偉

尊い御精神、榮冠を得るのは目前に迫りつゝあります。私は大會に出てあの眞劍な場面を見、溫情溢れる先生方に接して會員たる誇りを感じました、私も大に努力しやう東北の片隅の此秋田の天地から必ず光明を輝やかさんと堅く決心しました。

無產婦人同盟諸姉に感服

長谷川 爲（東京）

何といふすばらしい婦人達の意氣でせう近頃こんな生き／＼した會を見た事がないと思ひました。わけても無產婦人同盟の方達の秩序整然たる統制振と頭腦のよさ。其主張の理路整然たるには全く感服いたしました。婦選が賦與された曉にはたしかに此新興勢力の婦人たちにリードされることであらうとの感で一杯でした。一方にあの政爭以外何事もなし得ぬ既成政黨を讃美したやうな婦人さへあつたのに比べて一入に！

祝詞と希望

奏 イツ子

順序よく、實に上手に會議を進められた

業であつて、婦選は、多くの社會政策を行ふ上に又現代ブルヂョアの觀念を改めるためにも必要であります。

今議會に於ては多少の反對があるに係らず、まづ婦人に公民權を認めて實際政治上の訓練を與へよといふことになつてゐて、遠からず婦人參政權も認められるでありませう。それは單に時期の問題である。故に、全女性の間に彼等の責任と權利とを自覺せしめるために大いに宣傳し、教育し、一日も早く女性が國政に參與して政治を潔く正しく明らかなるものとするやうに、今日の大會の御成功を祝すると共に皆さまの御奮闘を願ふ次第であります。

祝辭

社會民衆黨中央執行委員長　安部磯雄氏

（演説要旨）

婦人參政權の問題は、今日では既に議論の餘地なきものとなりました。私は、今から二十年前、明治四十三年に「婦人の理想」といふ自著の中で婦人參政權に關する一項を設けて、當時の世界婦選諸國の有樣を記して置きましたが、ニユージーランドの如きは今から三十七年前、即ち一八九三年以來既に婦人參政權を認めて、殊に社會政策の方面に種々の功績を認められてゐます。

然るに我國の如きは世界大部分の國々に於て婦選が認められてゐる今日でさへ猶婦人參政權の問題が未解決のまゝであるといふ事實は全く驚くのほかなく、これは

ものと思ひます。

斯くて婦人大衆が實際に働いた、大きい記録が作られたことを祝します。

若し、希望を言はせて頂くなら、討論の際、出席者のうちには、可なりな奇問があつたやうですから、公式的な理論は、常識に入れてをいて頂きたいと思ひました。

正義も固定せず、古いものは、或時は惡の働きになることを怖れます。

思想的水準を高めた上で、そして一般に對しての政治教育にも出發して頂きたいと存じます。

二つの感想

平岡　初枝（富山縣）

一、私は快活になりました、地方にゐるといつも白い眼で見られてゐる婦選問題もこゝへ來るとかうもたくさんの理解者があるのかといふうれしさで。

二、中央幹部の方達に限りない感謝の情を覺えました、當日あれだけの賑ひも良い間の御心労の結晶であるといふ事を存じて居りますので。

男性の女性に對する無理解と侮辱と壓迫とを意味するもので、婦選の一日も早く認むべきものである事は申すまでもありません。

婦人に衆議院の選擧權を與へることが良いか惡いか、それはまづ最初に男子の有權者ばかりが選擧し、次に婦人有權者が行つてみれば直にその結果の良否は分る筈です。

婦人によつて衆議院の選擧が行はれ、又十人でも十五人でも婦人が代議士として進出すれば、議員諸君の質は確に現在よりも向上し、今日のやうな亂暴極まる議場内も今少し靜肅になりませう。又婦人であれば買收も行はれない、少くとも男子よりは少いといふことにもなりませう。

今議會に於て民政黨や政友會から婦人公民權案が提出されようとしてゐますが、今日は、もはや、單なる公民權を以て婦人を試驗するやうな時代ではなく、婦人はその特有の職能を充分に發揮して社會のために盡し、自己完成に向つて進むべく、當然の權利と自由とを獲得すべきであります。今日の大會の御成功を祝します。

祝辭

日本大衆黨中央執行委員長　麻生　久氏
（演說要旨）

日本大衆黨がかねてその綱領の中に掲げてそれに向つて猛進してゐる徹底普選の一部として、婦選の獲得はその必然の要求です。從つて社會的に、經濟的に、又法

感謝のみ

久保　つる（德島）

盛んなる大會に列席を許され、先覺諸氏の御活躍と御熱烈振を見聞させて頂き、同じ女性でありながら、先んじて女性の爲、社會の爲に、斯く迄御努力御貢獻遊ばされる事は、涙と共に感謝の外言葉がありません。婦人公民權の附與される日の目前に迫つたのも此先覺諸氏の御奮闘、その至誠の賜物であると思ひます。參政權結社權もやがて得られて人類をして眞の福利に導き得る日の一日も早きを祈り、諸氏の尙一層の御奮闘を願ふのであります。

他會合でみられぬ點

田中　きん（新潟）

一、此まで文部省や縣廳で奬勵して旅費の補助までして企てらるゝ會合に比して、此度の會は上司の力を借らずしてあれ程の人員を集め得たと云ふことは、私共婦人同志の婦選に對する要求の如何に切實なるかを考へさせられました。

二、會員諸姉が時間の許す範圍に於て如何

律に依て・一切の權力一切の制度に依つて、常に虐げられて來た無產階級の解放を目指して鬪爭する日本大衆黨が、久しく無產階級と共に慘めな地位に弄ばれて來た女性の政治的社會的經濟的自由と解放を希ふのは當然です。而も一切の社會運動がさうであるやうに、婦人參政權も亦女性のたゆみなき鬪爭と努力なくしてその獲得は期し難い、希くば單に有閑階級の運動に止まらずして、貧しき女性、工場に働く勞働婦人達も凡てが眞に解放さるゝまでに、無產階級解放運動と合一して不合理なる壓迫と鬪ひ、全き意味の婦選獲得にまで到達すべきであります。私は明治二十四年に生れたのですが少年時代男に虐げられてゐる女の地位を母親の境遇に見出し、又、搾取されてゐる悲慘な狀態を農民の生活に見出してこの二つの印象が年と共に次第に理論づけられて・終に無產階級解放運動に投ずるに至つたのです。今日の資本主義的社會に於ける無產階級の地位と男子專制の下にある女性の地位とは結局同じです，今日では、民政黨や政友會などの既成政黨でも婦選に贊成だとは言つてみてもそこに何等かの限度があり制限が設けられる限りは條件附きの婦選承認などは結局有閑所有階級の婦人のみのもので、ほんとうに必要な貧しい人々や勞働婦人は共ために何等の光明も見ることは出來ないのです。故に虐げらるゝ女性の解放は必然的に無產階級解放運動と合流して正しき鬪爭によつて、人類當然の權利と自由と幸福とを獲得するために一致團結すべきであると思ひます。今日のこの意義深き大會を祝します。

にも勇氣ある態度で所信を申述べられた事三、幹部の諸先生が會員と寢食を共にして初見の私共に對して十年の知己の樣に隔意なく遇して頂いた點は、迚も他の會合では見得られぬ。かくして三日間を過させて頂いた事を心から氣持よく感じました。

促進の爲の効果顯著

堀場　雪子（名古屋）

直感的一感想を申上げます。第一回全日本婦選大會は豫想外の盛大なる大會で、我國未曾有の壯擧、一大デモンストレーションを敢行された事は、私共の社會的地位向上を計るためであり、近き將來に於て女性として最も幸福なる生活を營むために、第一線に立ち凡ゆる犧牲と戰ひ、受難時代を突破し、御奮鬪下さつた先覺の諸氏並に最高幹部の御方々に只管感謝いたし、尙今後全日本婦選大會を必ず逐次敢行され度婦選の要求はその必要の前には時期尙早等、一切の理窟が崩壞されてゆくものでありませうけれども、今回の如き御もくろみは、婦選獲得促進のため最も効果の顯著なものであり、最も必要であると深く感じた次第で

メッセージ

勞農黨中央執行委員長　大山郁夫氏

親愛なる婦選獲得同盟員諸君

婦人の政治的自覺に伴ふ選擧權獲得の欲求を捉へて、多年その運動の尖端に立つて居られる婦選獲得同盟が、本日光輝ある大會を開催せられるに當り、一言御挨拶の言葉を申述べます。

今日まで我が國の婦人は極端な政治的不平等と社會的隷從のために、無智と保守性の狹い枠の中に押し込められてゐましたが、資本主義社會の高度な發展に伴ふ階級鬪爭の尖鋭化と、更に又普通選擧法實施後の激烈なる政治鬪爭はかゝる封建的隷屬と屈辱の地位にある婦人大衆の政治的社會的自覺を高め、その不滿反抗を激成し、抑壓者に對する政治的自由獲得のための大衆的な運動を釀成するに至りました

婦人大衆のこの熾烈なる要求を反映して我が勞農黨は「女子の法律上、經濟上、社會上の差別撤廢」更に具體的には「選擧法の徹底的改正による十八歳以上の男女の選擧、被選擧權、選擧の完全なる自由獲得」といふ政策を掲げて果敢なる鬪爭を展開して來たのであります。

我が勞農黨は今後も益々婦人の解放のための鬪爭を續けて行く決心であります。私達は諸君が吾々と共に今後の苦難な鬪爭を戰ひ拔かれるであらうことを確信し且つそれを衷心から希望するものであります。

一九三〇年四月二十七日

あります。

感想六ケ條

榊原　彌生(京都)

一、有り難かつたこと

1、大會が豫期以上の効果をおさめられたこと、

2、成功の裏に潜む主催幹部が根强い信念によつて努力されたこと

二、嬉しかつたこと

1、主催幹部が組織的にも精神的にも一致協力されたこと

2、かゝる運動者にありがちの態度と臭味が主催幹部に少しもなかつたこと

3、大會が總べて婦人の創造力によつて終始されたこと

4、後援團體中に全關西婦人聯合會があつたこと

5、地方よりの出席者が善良質朴な家庭婦人で然かも婦選については的確な自信を持ち明快な實行家であつたこと(言論家に非ず)

三、恥づかしかつたこと

1、婦選に對する自分の眞情と努力が足

日本婦人參政權協會祝辭

理事長ガントレット恒子氏代理　築山らく氏

陽春四月、あたかも第五十八議會開會の時に當り婦選獲得同盟主催の下に、本日全日本婦選大會開催せられ、全國の同志とこの一堂に見ゆる事は友朋團體として衷心より喜ばしく存じます。

申す迄もなく婦選獲得運動が、現今に於ける婦人運動の根幹であり、且つ婦人諸問題解決の鍵も此の一事に存する事は、疑ふべからざる明白なる事實であります。而して我等の目標に完全に到達するためには尙幾多の時日と曲折とを經る事でありませう。

お互に協力して我等女性の爲め且つは又邦家の爲奮闘努力致し度いと思ひます。

一言述べて祝詞に代へる次第であります。

昭和五年四月二十七日

全關西婦人聯合會祝辭

代表　平岡初枝氏

婦選獲得同盟主催にて全日本婦選大會を開催せらるゝにあたり、全關西婦人聯合會は後援者として之に參加し、なほ祝辭と御挨拶を申上ぐる機會を得ました事を光

りなかつたこと

四、もの足りなかつたこと

1、朝鮮婦人の發言に對し何等の討議も回答もなかつたこと

2、無產派の盛んな發言に對し東京婦人の中より一言の反駁も聞き得なかつたこと

五、望ましからぬこと

1、外國の模倣(精神上にも形式的にも)

2、政黨政派に利用されること

3、一階級の主義主張に共鳴すること

六、希ふこと

どこまでも日本精神に立脚した日本の婦選運動でありたい。

全日本婦人の進步と幸福の爲めに全日本の改造と發展の爲めに。

私の歡び

村上　安惠(廣島)

歷史的婦選大會に出席する事の出來ました私の歡び、何物にも例へ樣もありません五百名余りの方々早くより入場し、一寸の空地もない程の盛會、何とお喜び申上げてよきやら、只何となく嬉しさ胸にみちて淚

榮に存じます。

婦人が政治上に於て男子と同等の權利を得且つその義務をつくしたいとねがふのは婦人が人間として國民としての價値尊厳を國家が當然認むべきを認めよといふ事であります。

又國政の理想から申しても一般的な廣い基礎の上に立つてそれ〴〵特質を持つた意志を共同的な機能の上に十分に發揮させるべきであります。然るに我が國に於ては國民の半數を占むる女子をば、他の半數である男子の被支配者たる位置に置いて居ります。誤りも甚だしき處置ではありませんか。

なほ女子を男子と異つた性能を有して居る關係上、女子及その愛する子供の上に國家は特種の保護を加ふべき責任があります。之らの問題を解決するは女子が政治上に權利を得た曉でなければ期し得ないのであります。

私共女子は自身の爲、國政の爲、愛する子供たちの幸福を計るが爲に政治上に國民としての完全なる權利を得なければなりません。

その時のあまりにおそかつたうらみはありますが機は熟しました。この第五十八議會には必ず獲得いたしませう。出來うる限りの努力を以て、又團結のつよい力を以て奮鬪いたしませう。

互に勵まし相提携し合ふ今日の日を得たる事を祝します。

昭和五年四月二十七日

全國小學校聯合女教員會祝辭

婦選獲得同盟が過去數年間無理解と壓迫との嵐を衝いて、婦人參政權獲得運動を

さへ滲みました。私は衷心より本部の方々又御後援下さつた方々に對して感謝して止みません。水の都とて我が廣島は全關西で相當都會地の一として數へられてゐますがまだこの婦選に對して、余りめざめては居られない御婦人の多い事を遺憾に存じ、皆様にお恥しく存じます。あの各地から代表せる立派な方々、確固とした信念を有し、第一線に立ちて着實にお奮闘下さるお努力を見聞して、いひ知れぬ何物かを私の心に抱き、必ずや自分としての働きをせねば、濟まないと心に堅く決心いたしました。何又本部の方々の犠牲的御活動、全く想像以外でした。時間と何物か（家庭の余裕が）なくては務める事は出來ますまい。

昔を考へると

富島　祥子（京都）

私は京都から出席させて頂き、言語につくせぬ感に打たれました。私の兄は數回代議士になり、一年に四百回位全國に政談演說をして（女の姿で）自黨の考へを發表して歩きました。自由黨時代は、野黨は凡て命がけで、今のやうな情ない考を持てる人は

績けて來たことは、全日本婦人の等しく感謝せねばならぬ所であります。然もこの運動が漸く一大進展を見て茲に第一回全日本婦選大會を開催せらるゝに至つたのは寔に喜びに堪へない所であります。

現代政治の理想が社會正義の上に立ち大衆の幸福を目標として居る以上、その男女を問はず當然國民ことごとくに參政權を附與しなければその徹底を期し得ないのは分り切つたことゝ存じます。然るに普通選擧の美名の下に何等婦人にはその權利が與へられて居ないのであります。何といふ不合理なことでありませう。これ現代政治家及一部階級の人々の無理解と過つた良妻賢母式教育がもたらした一大弊害であると存じます。私共は我が日本婦人をして斯の如く弱からしめたこの無理解と、過つた教育政策を打破して進んで婦人も自らの參政權を獲得し、男女相共に協力して公正穩健な國民生活を確立すべきであると信ずるのであります。幸にして世論も漸く婦人の言に聽いて今や婦人に公民權を附與せんとする氣運に向つたことは洵に喜ぶべきことではありますが、國政に參與し得る時期に到達するには前途猶ほ遼遠の感があるのであります。しかも今日の女子教育は此の重任を負ふに十分堪へ得るものであると我々は確信して居ります。私共は斯の如き考から今後本同盟の一段の御努力を御願ひ致す次第であります。

私共はこの大會の開催せられたことを喜ぶと共にこの運動の目的が一日も早く達成せられんことを希望し一言以て祝辭と致します。

昭和五年四月二十七日

ありませんでした。私の子供の時代は能く私の家で演説會を開き、星氏、板垣氏の話をきくにはとても工夫したものでした。女が政談演説を聞かるるなどとは夢にも考へられませんでした。

今日皆樣の血の出るやうな運動により、此處まで日本人をお導き下さつた事を心より感謝いたします。

生れて初めての議會傍聽記

（埼玉）　小笠原嘉子

今日は（四月二十八日）生れて初めて衆議院の議會傍聽と云ふものをしてみた。

今迄、長野縣會は度々見てゐたけれども丁度それの十倍ほどになるこの議場は總べてが大きい、嚴めしい守衞さん等の、やかましい身體檢査を終つて割合に優待してある婦人傍聽席におさまる、こゝでも時間は少しも守られてゐない、天井の電燈の數やら、押し合ひへし合ひの男子傍聽席の樣をあつけらかんと見てゐて大切な二三時間は潰れてしまふ。

基督教女子青年會日本同盟祝辭

理事長　山本琴子氏

（演説要旨）

婦選問題がもはや議論の餘地なき今日に於ても猶實現の危まれてゐる折柄、今臨時議會開催と同時機に斯く有意義な全國大會を開いて各地にちり〳〵になつてゐる婦選要求の聲を此の一堂にまとめて一層力强きものとして下さいました主催者及び御後援の諸團體に深く感謝いたします。此處に會せらるゝ代表の方々の背後には或はなほ數十數百の方々があつて　婦選獲得といふ共同の目的の貫徹のために或は第一線に立ち、或は表面には立たなくても同じ心持で働いて居られます。希くば尙一層全國に於て特に男子の間に婦選實現に向つての氣分と氣持ちとを作り、印度の哲人の言つてゐるやうに、我等の生れ乍らにして享有する權利として自由を獲得し得るやうに努力し、たとへ時勢は既に婦選に傾いてゐるとはいへ、決して油斷なくたゆみなく同じ目的のため勇ましく力强く奮闘をつゞけてまゐりたいものと存じます

佛教女子青年會祝辭

代表　川崎靜子氏

私共は之まで第一線に立つての高い叫びはあげませんでしたけれど、いつも熱心に働いてゐて下さる皆様の運動を蔭ながら支持し後援して參つた積りで御座います今日はその目的に達するもう一歩といふ大切な處に立つていよ〳〵最後の五分間

やつとのことで消魂しい電鈴の響が廣い議場へ鳴り渡つて、ぞろ〳〵と四百六十餘人の我等の代員が席に着かれ、首相はじめ各大臣がたが着席される。

藤澤議長の二言三言の御挨拶があつて、國同の武藤山治氏が登壇された、ひき續き井上藏相、政友大口喜六氏、濱口首相、又井上藏相、政友山崎達之助氏、などいりかはり立ちかはり登壇論議される、その委細は少しも傍聽席に於てはきゝとれない、登壇者の手振り、身のこなしでいかに熱心に辯論してゐられるかを窺ふにすぎない、與黨と野黨の喧噪、なんと云ふ騷がしさだ、これが日本の代表としての紳士と云はれる方々だらふか。今迄私も時には自分の夫、或は子供をこの議席につらねさせたいと胸にえがいたこともあつた、けれどもこのさまを見る時、あゝいやだ、自分の愛するものを、この樣なところに送りたくない、この騷亂の巷と云ふか、なんと云ふか、こんなところに出さなくともお國の爲につくす道は他にもあらふ。

いやしくも一國の首相であり藏相である又鐘紡の武藤山治氏である、今迄にどれだ

の奮闘期にはひりました。今こそ婦人全體が立つて勇敢に第一線に出て働かなければならない時であると思ひはす。

私共現在と將來の日本婦人は一方によき家庭の人であると同時に、一方に又よき國の女性として更に進んでは世界的な自覺の女性として立つべき時がまゐつて居ります。その自覺を廣く促すためにも又國の女性としての尊い義務に服するためにも婦選は當然與へらるべきものだと信じます。

今日、日本全國の婦人の心からなる要求と叫びとを集めましたこの大會が勇ましく鬪の聲をあげて總ての難關を打破り、永い間の苦戰の最後の目的に達する道を開いてくれることをかたく信じまして、私共は大きな希望と歡に滿たされるのでございます。

國の女性として立ち得る日の一日も早からんことを念じまして祝詞といたします

無產婦人同盟祝辭

代表　岩内とみえ氏

本日は最も意義ある日本最初の全日本の婦選大會にのぞみ、無產婦人同盟を代表して祝辭をのべる光榮を感謝いたします。

我無產婦人同盟は本大會の後援團體たる關係上、我無產婦人同盟の婦人參政權獲得運動に對する態度を明瞭にしておく必要があることゝ存じます。

婦人の參政權の要求は、當然過る程當然の要求であつて、何等異議をはさむ餘地はない、現在我國に於ける婦人の社會的地位は重要なるものである事は何人と雖も之

けか、その識見に於てその事業に於て我國に貢獻された方々である、いかにその方々が各々反對黨であるにしても、あの野卑な野次は何事であらう、今少し紳士らしく各々に禮儀があり、それ〳〵に敬意をもつてほしい、私共は子供に、日夜、上皇室をはじめたてまつり文武百官の方々に、敬ひと禮をもたねばならぬ日本帝國を數へてゐる、それだのに、この騷ぎを子供等に見せたら子等はなんと云ふだらう、いな、母としてこの有樣を見せたくない。

今迄に新聞ではこの樣は屢々書かれてゐたけれども、この事實は見なければ想像のつかないことである、たま〳〵歸宅して夕飯の席上この話を持ち出したら老母は(それでは魚競り場の樣だねー)と云はれた、ほんとうだ、ほんとうだ、ほんとうに魚競り市場の有樣だつた。

その云はうとする眞意も聽かず、語らせもせず、こゝで婦人が、かりに代議士になり得たとしても、その聲量に於て、その體格に於てとてもこゝでは駄目だ、何事も出來ないであらう、なんとかこの光景をなほす方法はなきものか。

を無視する事は出來ない、直接生産に從事してゐる三百萬の女性、智的職業に從事する百五十萬の婦人、其他凡ゆる分野に於て重大なる役割を果しつゝある。然るに獨り參政權のみが婦人に與へられて居らない、其不合理を何人も認めなければならない。偶然女性に生まれたばかりに凡ゆる一切の權利を奪はれ、公平であるべき法律さへも婦人にのみ不平等に取扱はれてゐる。

一國の法律は申す迄もなく、其支配階級に利益の組織的の表はれである、我國の法律は婦人の人格を全然認めず、白痴と同等の取扱を受けてゐるのも婦人を社會的の隷屬物とみなした封建制度の繼承であり、資本家階級の玩弄物化の産物に他ならない、現在一人前の勞働婦人も一旦妻となれば一切の權利を奪はれ財産の相續權も離婚の自由さへも與へられて居ない、婦人は政治結社への加入も一切禁ぜられてゐる更らに婦人が日常の生活の上に於て、事毎に制限干渉が加へられ凡ゆる隷屬的差別待遇が行はれつゝある。我々の生活は奴隷の域を一歩も脱して居らない。

最近民衆の信望を全然失つた反動政治家、政友會並に進歩的内閣であると自惚れる民政黨(何れも金持の代辯者)が一時の人氣取り政策手段の婦人公民權を臨時議會に提出せんとしてゐる。吾々は彼等の僞瞞政策を暴露しなければならない。

勿論吾々無産婦人は、參政權獲得そのものが無産階級解放の最後の目標であり、唯一の手段であるとは考へない。

五十有餘年間、凡ゆる困難と闘ひ、暴力に訴へて迄漸く獲得する事の出來た歐米諸國の、殊に英國に於ける婦人の參政權も、十有餘年を經た今日に於て僅かに數名の婦人代議士(然もブルジョア)を議場に送るを得たに過ぎない。

日本帝國を思ふの熱が、只大聲叱咤して議場を壓する人々にだけあるわけではないいなこれと反對の現象をみる人々に私共は眞の國士を見ることが多々ある、

この議場に無理にも婦人を入れるか、或は優しき美はしき花の一つもさし、音樂を入れるもよからふ、それによつて時間が費えるやうでも、この騒ぎに時間を費ひやすことよりは、はるかに時と精力の有効な使ひかたかも知れない

この議場の騒ぎが強くなればなる程傍聽席も亦みだれる、嚴めしい守衞さんは顔をゆがめ、手をこまぬいて、この騒ぎに知らず知らずつりこまれて、騒ぎ出す傍聽人を脱兎の勢でひつぱり出し譴責する。

あゝいやだ―、ほんとうに不愉快な議場のさま。

これを、この空氣を新になすものは誰が手ぞ?

(四、二八)

無産婦人大衆は、依然として家庭勞働と賃金勞働との二重の負擔に惱まされてゐる、母親の榮養不良と過激の勞働の爲め幼兒は不健康となり乳兒の死亡率は高度を示してゐる、それのみならず無自覺なるまゝ無産婦人に與へられたる選擧權が、却て自分等を苦しめるところの反動保守黨の爲めに利用される危險をさへもつてゐる之に反して、無產階級の國ロシヤに於ける婦人は完全に解放され、參政權は元より十八歲以上の男女に、教育職業の機會均等、不平等法律の撤廢、七時間勞働制の確立、五日目每の休日、冬期二週間の公休、母子の完全なる保護、養老年金等、勞働婦人に對する凡ゆる施設が設けられてゐる、眞の婦人の解放は參政權のみの獲得によつて得られるものではなく、全無產階級の解放なくしては婦人の解放はあり得ない。

婦人が參政權を獲得して十有餘年を經過しても資本主義國家に於ては依然として失業と飢と過激なる勞働に呻吟し、凡ゆる慘苦に惱んでゐる。

歐米諸國に於ては、婦選獲得運動は主として、ブルジョア急進婦人の手によつてなされてゐる。我國に於ても同樣に金と時とに餘裕をもつブルジョア婦人若しくはプチブルジョア婦人の運動として行はれてゐる爲めに稍もすれば、婦人參政權運動そのものがプチブルジョア的要求である如く思意されるのを甚だ遺憾とするものである。

願はくば今日凡ゆる困難と嘲笑とを受けつゝも勇敢に參政權獲得運動に邁進しつゝある諸姉が更らに進んで、今日の如く婦人を隷屬的地位にまで陷れたる支配階級に向つて、徹底的なる抗爭をせん事を切に希望して本日の祝辭にかへます。

一九三〇・四・二七

大會余錄（一）

◇

大會は遂に成功した。もとより成功すべき筈のものではあり成功させるつもりでもあつたけれど、成功してみての嬉しさは矢張いひやうがない。こゝ一ケ月のやつさもつさがスウとほどけて、心は正に五月の鯉のふきながしである。それでこゝに錄するのは苦しさも辛さも何れも追憶のそれではある。

◇

第一のお金は、市川、河崎氏等によつて、關西で略豫定額が作られた上に東京方面にも豫期しない大口が、自發的に出て來たりして、一〇七五圓に上つた

出席者は、毎日――郵便で、電話で口頭で、日が迫るにつれ可速度に増加して、四九〇以上の議席を作らねばならなくなり會場がせますぎる事を案じねばならなくなつた。これは全く有がたい事だつた。

皆はこれに感激してひたむきに働いた。特に臨時の人手も入れず、事務所と中央委員總動員で働きつゞけた。

◇

大森から通ふ坂本さん、末のお子が病床の渡邊さん、只さへ犧牲が多いのに、その内にあの市電の爭議である。獨身組は終には半分泊りこみになつた。

事務所のまづしいくりやでは毎晩筍飯やら、わらび料理がつくられた。

◇

當日胸に下げる名札に何か美しい小旗でもといふ思ひ付から名だゝる店にすつかり注文迄進んだが、愈々見本が屆くと、これは又色褪せたかなしい旗。注文を一氣にけとばして、一日は徽章作り。紫、白、黄のリボンを結ぶのに、若い有志の方々で事務所の二階が時ならぬ華やかさも呈した事であつた。自分たちで作つた徽章、それは文人の作つたものより、何と數倍よかつたではないか。

◇

青年館には大會の前夜からは事務所の連中が泊りこんだ老若入り交り、修學旅行以上。

當日はこの四階の泊り場から山越え谷こえのやうに、本館の中講堂まで、階段を上りつ下りつ、重い荷を負ふて若い連中は幾度通つた事やら。

◇

余り美しくない會場をいかに飾るかについては、會場係が數回實地檢分に足を運んだ結果、大プログラムで正面のスチーム管をかくし窓々に草花の鉢植をおき並べた。當日婦選ばれの空から來る微風に紅と黄の花がゆらいで女性の會らしい趣をたゞよはせた事であつた。

◇

受付も會場係の苦心どころ。第一と第二に分け、第一で議案袋を貰ひ、第二で名札をつけて議席につく順序。但し發行の入場券の番號は申込順序で、議席番號は地方別にした爲に、入口の混雜は全く戰場と火事場が衝突した樣であつたが、會場係は力戰よく五百の椅子をみたしめた。

協議の時の無產婦人同盟の活躍ぶりはすばらしかつたが、この人々が十二分に活動出來るやうにと、一隅を占めるやうに議席を作つた苦勞はしる人ぞ知るである。



第一回全日本婦選大會記

昭和五年四月二十七日午後一時より
神宮外苑日本青年館に於て

一九三〇年四月二十七日こそはわが日本婦選運動史上一つのエポックメーキングとして永く傳へられるであらう。

この日午後一時より明治神宮外苑の日本青年館に於て、第一回全日本婦選大會は折柄開催中の第五十八議會に對峙して開かれたのである。

遠くは滿洲、北海道を初めとして富山新潟、福井、石川、秋田、宮城、千葉、埼玉、群馬、德島、廣島、岡山、大阪、兵庫、京都、愛知、靜岡、神奈川の各地よりも多數の出席者ありて議席は四八九番までぎつしり詰り、このほか招待者、傍聽者を加ふれば殆んど六百の女性、而も年齡から云へば二十代三十代を中心としてその前後にわたり、所謂有閑所有階級あり、無産階級あり、夫人令孃あり、學生あり、職業婦人ありといふ有樣であり、從つて各自の持つであらうところのイデオロギーも大分相異があるのではあらうが、抱くところの願ひは一、即ち婦選獲得である。

◇

開會 定刻一時、會場ははち切れるばかりの緊張と感激のうちに、司會者藤田たき氏開會を宣すれば、坂本眞琴氏は此の我國最初の婦選の大デモンストレエションによつて、時期尚早の一點張りで

婦選を否定する一部政治家及び一般の人々に、言葉の代りに此の大いなる事實を以て答へるのであるとて非常な感激を以て、主催團體側として、他の後援諸團體の眞に理解ある援助を感謝し、又特に婦選歌を寄せられた與謝野晶子、深尾須磨子兩女史及び作曲については山田耕作氏、獨唱については荻野綾子氏に感謝する。

次いで市川房枝氏は大會開催に至る顛末を語り、現代世界の形勢から推して、我が國の婦選も稍々其實現性が濃くなつて來たとはいへ、各政黨の之に關する態度を見れば、社會民衆黨、日本大衆黨、勞農黨等では、いづれも婦選に關する一項をその綱領中に揭げてゐるが、然し現在我が國の實際上の政權のやり取りをしてゐる政友、民政の二大政黨に至つては婦人參政權に關する態度は實に不明瞭なもので、隨つて政友會で今特別議會に婦人公民權案提出を黨として決定してゐるとは稱されても、一方民政黨では、何等の決定をしてゐるわけではなく、又、選擧革正審議會では婦人參政權が議題の一に取りあげられてゐるとはいへ、これも未知數である、故に、たとへ婦人公民權上程云々が新聞紙上に傳へられても、我等は徒らに糠よろこびをすべきではない、我等は又、婦人公民權案が去る第五十六議會に於て、過半數の代議士の贊成を以て提出されたにかゝはらず、一望月內相の反對に會つて終に否決された例をも見てゐる。現在世界大部分の國が婦人の政治上の權利自由を認め、我國も亦、その影響を受けて實現性は可なりの可能性があるに係はらず、未だ公民權さへも認められてゐないのは何故か、それは一に力の問題である、我等は力強く押し求め、而して我等の欲求の意志を表示しなければならない、この意味からいつて、今日の婦選大會はその力ある意志表示の大示威運動の一つであると述べて大いに會衆を激勵す。

◇

祝辭 つゞいて田中文部大臣、各政黨々首、後援諸團體の祝辭に移る。（別項祝辭參照）順序左の如くである。

社會民衆黨中央執行委員長　安部　磯雄氏
立憲政友會總裁　犬養　毅氏
文部大臣　田中　隆三氏
日本大衆黨中央執行委員長　麻生　久氏
佛敎女子靑年會代表　川崎　靜子氏
日本婦人參政權協會理事長　ガントレツト　恒子氏
全關西婦人聯合會代表　平岡　初枝氏
無產婦人同盟代表　岩內とみえ氏
基督敎女子靑年會日本同盟代表　山本琴子氏
全國小學校聯合女敎員會代表　石川　ふさ氏
勞働農民黨中央執行委員長　大山　郁夫氏
立憲民政黨情報部長　加藤　鯛一氏

此日は日曜にもかゝはらず議會開催の爲缺席を餘儀なくされた田中文部大臣は山桝儀重氏、犬養總裁は安藤正純氏の兩

代議士によつて祝辭を代讀され、大山黨首のメッセーヂは高橋氏によつて代讀された。

◇

獨唱 司會者は安部磯雄氏の演說終るや、婦選獲得同盟會員にして來賓として出席されてゐる、先覺、與謝野晶子女史を滿場に紹介し、續いて、荻野綾子女史によつて「婦選の歌」は高らかに雄々しく唱はれた。この時婦選の歌の作者與謝野夫人の起ちて、獨唱さるゝ荻野女史に敬意を表さるゝ謙讓の姿は、會衆に深い感激を覺えさせた。

與謝野、荻野兩女史に對し、又姿は見せられなかつたが、深尾須磨子女史に對し坂本氏令孃により美しき花束が贈られた

次いで司會者はドイツ婦人平和自由聯盟に於て活動されたターシアス夫人を大會に紹介し、各地の同志より送られた祝電の披露をなす。

休　憩　十分。

◇

議事 春の日の永しとはいへ、砂時計の動きほどの靜かさで時は過ぎてゆく休憩時間の十分は會衆に淸新の氣を與へ寄贈のカルピスに咽喉をうるほし更に潑溂たる元氣に充ちて議事は開始された。

まづ滿場一致にて久布白落實氏を司會者藤田氏より座長に推薦し、副座長に市川房枝氏を推す。一方は火のかたまりの如き熱の人、一方は冷靜にしてラヂカルの人、他になき一對といふべし。



久布白夫人、座長就任の挨拶に代へて緊急動議は凡て婦選に直接關係あるものに限ると一本とゞめをさし、一問題四十分のスピードで議事を進行しようといふことである。體は小さいが莞爾たる座長のタクトに從つて協議は進められることになる。

議題第一、婦選獲得促進の方法について
　　説明者　鹽原　靜氏

議題第二、政治教育普及の方法について
　　説明者　河崎　夏子氏

議題第三、獲得後の行使について
　　説明者　千本木道子氏

各議題の意義並にその提出理由の大體を左に記述する。

一、婦選獲得促進の方法に就て

婦人が現在婦選を有してゐないのは法律に於て—婦人の參政權は衆議院議員選擧法に於て、婦人公民權は市町村制に於て、結社權は治安警察法に於て—禁止されてゐるからである事は、今更いふ迄もないが、それ故私共が、婦選を獲得しやうとすれば、どうしてもそれらの法律を改正しなければならない。法律を改正するには、帝國議會に於て可決せらるゝ事が必要條件である。

そこで本議題は、如何にしたら婦選案の貴衆兩院通過を早からしめ得るかを協議しやうといふのである。

議會に對し我々の要求を提出し得る直接の方法としては、請願があり、議員の手を通じて提出する建議案もあるが、請願は採擇されても法律改正に直接の效力殆どなく建議案も政府にその意志がなければ、例へ通過しても何にもならないので、結局最有効な方法は改正法律案を、議員か政府から提出せしめる事である。これなら兩院通過の上、陛下の御裁可を經れば、直ちに法律として效力を發生するのである。

請願、建議案の提出は、早くから各婦人團體により行はれ、已に數回通過してゐるが、右の理由で最近數年間は法律案提出に最も力が注がれた結果、第五十六議會に於ては婦人公民權案が、衆議院の過半數なる二百八十余名の議員の賛成署名の下に提出されたし、第五十七議會にも婦選三案とも提出になつてゐる。但し前者は望月内相の反對により否決となり、後者は解散の爲審議未了に終つた。

今第五十八議會にも政友、民政、諸黨間にそれぞれ公民權案提出の勢が示されてゐるが、例へ衆議院を通過しても、貴族院の難關がある。今後の對議會方策こそは全日本婦人の意志の下に熟議せられなければならない。

二、政治教育普及の方法について

婦人が婦選を獲得した場合、これを有効に、獲得したる目的に添ふやうに行使しなければならないことは勿論であるが、その爲には今日より準備をする必要がある。

各階級の婦人に公民教育、政治教育を普及徹底せしむることが必要である。それには如何なる方法が最も適當であるか、本議題は其問題を協議せんとするものである。

現在各婦人團體によつて普通に行はれてゐる政治教育の方法には、研究會、講習會講演會の如き會合によるものと、パンフレツト、雜誌等の印刷物によるものとがある然し現在の日本の狀態に於てはその何れもが仲々困難である。ラヂオによる方法も考へられてゐるが、これも實現迄には幾多の

障害がある。

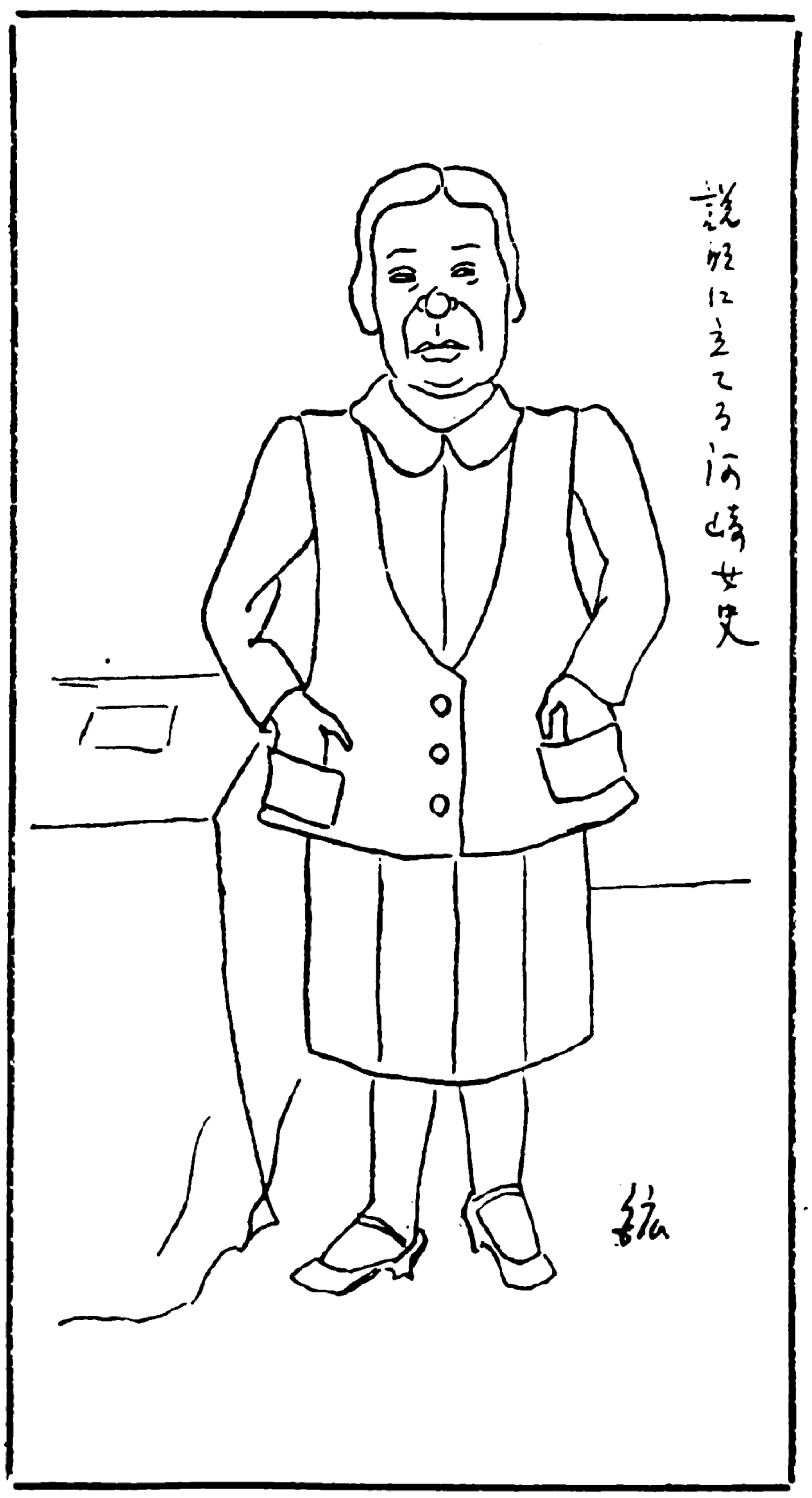
小學校に於て幾分公民的材料がとり入れられてゐるし、女學校に於ても隨意科として法制經濟乃至は公民科を設置してゐる學校もあるが、まだ全部に亘つてゐないし、その敎科書並に取扱ひ方が極めて非實際的である憾みが多い。又女子靑年團その他が公民敎育實施の緖につきつゝあるが、その指導方法如何は重大なる問題である。

各地出席者により、各地方の特殊的情勢の下に最も効果ある政治敎育運動の行はるゝやう、具體案につき熟議せられたいと願ふものである。

三、獲得後の行使に就いて

未だ獲得もしない現在に於て、獲得後の行使の問題をとり上げることは早計のそしりを受けやすいが、獲得後いかに婦選を行使せんとするか、否、行使すべきかを明確に認識することは、婦選を要求するものとして寧ろ、當然の責務といふべきであり、同時にこれを明確にしなければ婦人に對する政治敎育も徹底的に行ふことは出來ないそれ故に特に本問題を協議題の一つに加へた次第である。獲得後如何にこれを行使しやうかについては、個人としても亦婦人全體としても考究すべき多くの問題がある。棄權並に買收を如何にして防止するか、如何なる候補者を選ぶか、政黨に對して如何なる態度をとるべきか、今日の政治を如何に改造せんとするか等々問題は多い。已に婦選を實施してゐる歐米各國に於ける結果も參照して詳細に考究してみやうではないか。

◇



議題第一　塩原靜氏説明。何等質問なし、議長に從へばそれ程左樣に判り切つた問題なのである。直に討論に移る。

議席十五番平岡初枝氏は

去る三月迄二十一年間小學校に奉職してゐた自分が斷然辭職したのは婦選獲得促進の根本は婦人自身の自意識を養ひ、特に地方婦人の啓蒙運動を起し、全國に

輿論を高めることの必要を痛感したからである。望月内相を始めとして一部の人々に婦選の時期尙早を云々されるのも結局は女性自身の責任であり、又議會運動をして効果あらしむるためには、何よりも力强い全國女性の支持こそ眞に願はしいとて全國女性の啓蒙運動の必要を說く

この時四一四番和田邦子氏より

婦人公民權、結社權及び婦人參政權の三案が、貴衆兩院を通過するやう久布白落實、市川房枝の二氏が大會を代表して請願して欲しい、との緊急動議あり

六三番織本貞代氏は

四一四番に對する修正意見として我國現在の八百萬女性は種々なる方面で直接生産にあづかり稅金を支拂ひ、義務を果してゐる、それだのに當然の權利は奪はれ、結社權を奪はれて尙且つ時期尙早だなどゝ、云はれるのは實に論理違ひも甚だしいものである、今日、地方を步いてみても、工場の勞働婦人や農家の女房達の口からでも男女の差別待遇に對する不平と男女同等の權利の要求を聽くのである。既成政黨が公民權だけ、而も六大都市に之を限らうとするのは公民權附與の都會を離るれば、そこには工場あり農村あり無産階級ありで、それだからこそ、彼等の政策は其處からの逃避である、我等は既成政黨が公民權を與へてやるぞといふ僞瞞の裏をかいて、二十歳以上の婦人に男子同樣に全き參政權附與の建議をなすべく、又强ひて、公民權のみの附與とするならば、六大都市に制限せず全日本の女性にこれを認めよといふことを附加したい、と述ぶれば

四一四番より、固より三つながら與へよとの請願を申出たのだとの注意あり

六三番は若し三案を含むのならばとて修正案を撤回す。

一九番米山久子氏

男子の普選實施の時にも輿論の力でいたのである、故に今後、今日の如き全國的大會を種々の婦人會が主催して婦人の團結の力によりて共同の目的に邁進しては如何との提案あり。

この時傍聽席から發言の要求があつたが殘念乍ら傍聽者の發言は遠慮して貰ふことになる。

四一四番の動議に對し六三番の贊成及び決議文起草を委員附託の申出あり。議長は直に可否を議場にはかり、滿場一致可決。更に四七二番金子茂氏より委員は議長指名の動議あり拍手を以て可決。

委員　―　和田邦子、織本貞代、新妻伊都子、斯波安子

決議案

全日本婦選大會は婦人參政權、婦人公民權結社權を全日本婦人に一擧に附與せられんことを要求す

そこで議長は右決議案の取扱方法及び實行委員の件に就て議場にはかる時に四

七二番金子茂氏より實行委員の指名を議長に一任の動議あり、滿場異議なく拍手を以て議長に委任す。

實行委員 ―― 坂本眞琴、鹽原靜、佐野文、田中きん、村上やすゑ、芳賀文子、岡村美津子、加藤高子、堀場雪の九氏。

直に議會及び各新聞社を訪ふて右大會の決議を齎らすべく退席。

次で議長より十五番並に十九番の提案は申合せとして記錄に止むることにしてはとの注意あり、異議なく承認。

◇

議題第二に移る 河崎夏子氏の說明。

議長は、政治教育の普及は婦選獲得後の重要問題であるから盛んに討論されたしとの注意をなす。

三七番小尾ふさ氏は

地方によつて多少人情習慣の相異もあらうが、昨年から啓蒙運動のため地方を巡回してみると、何所も可なり因循である、時々本部の人を招き政治敎育のため懇談の方法で婦人を自覺に導きたいと述ぶ。

一五番平岡初枝氏は

富山縣聯合婦人會常任委員としての政治教育に關する經驗から言へば、自分の住む町や村の政治經濟を理解するために役場から豫算案を借りて來る、それが理解が出來れば、やがて興味が湧き責任を自覺し、又次の選擧に對して理想を抱くやうになる、知る事は愛すること〻なりそこに又義務責任の觀念、權利自由に對

聲が低いと「え〻この室は鰻の寢床ですから、どうぞ大聲に願ます」と耳に手を當て議場漸く油が乘つて來たと見るや、「さあ皆さん、愈々面白くなつてきました。どしどし御意見をお出し下さい。えへへ〻」(但し聲なき笑)とけしかける。そして甲論乙駁議論百出、議場混亂に陥らんとするや「では、甲さん乙さん丙さん、彼方で決議案を作つていして下さい」と左の手首を扉の方へ向けて回轉させて見事追ひやるのである。



する意欲が生じるのである。と述ぶれば
九八番菊川きみ子氏より、無産婦人にとつて政治教育は階級意識の目覺めのためにこそ役立たせるべきものであるとて申合せの提議あり。

四七〇番山崎うめ氏は

過般の家屋税調査委員選擧にあたり、婦人としての最初の立候補をして、大に闘つたが、この家屋税調査委員會の選擧被選擧權を婦人が認められたことは全き婦選への一つの過程である、有權者にも係らず、同氏の屬する婦風會の支部長が棄權したといふが如き事實は、その結果に於て、婦人の政治的社會的權利の要求に對して理解なきことを暴露するものであるとて實際上の經驗から政治教育の必要を痛論し、又政治教育のために小學校解放の當然さを論ず。

一八四番奥むめお氏は

今日の時勢に於ては、青年團、女子青年團の如き反動的團體、及び政友會、民政黨の如き既成政黨でも、婦選に就て語り又その部分的ながら實現に向つての實行にも入つてゐる、然し、我等が眞にこれを有効に行使するためには、反動勢力に利用され胡麻化されぬやうにはつきりと態度を決めるべきであると警告す。

此時招待席より平林たい子氏發言を求めて、もつと各地方の無産婦人團體と共力して更に政治教育を徹底し普及せよとの提言あり。

一八番駒井靜子氏

さきに一九番より提案ありし如く、今日の如き全國婦選大會を政教の一助として毎年開催することを決議の動議あり、滿場拍手異議なし。

四三五番李良傳氏より

無産婦人團體と言はず、凡ゆる婦人團體と共力し交渉して、中央で委員を設けて實際政治教育の運動をなすべしとの提議あり、これは申合せとなる。

此時傍聽席より、地方の各婦人團體は支配階級の下にある種々な政黨の手先であるから特に無産婦人團體とせよとの警告出づ。

四番和崎ハル氏

秋田婦人聯盟では婦選問題の可否に就て研究會を開くが、各地でも知事か學務課長の理解を得て政治教育をすることは大切であり、又單に婦人團體のみでは不徹底故小學校六年位から政教の必要ありと說けば

一五番平岡初枝氏は

子供には新聞を通じて時事問題を解說し、政治、經濟、社會の諸問題を平易に理解させるのが何よりだ、それには先生がまづ興味を持つてほしいと述べ

四七〇番山崎うめ氏は

小學校の教科書中に政教の課目を織り込めと力說する。

議長は一五番と四七〇番の説をまとめて申合せとしてはと大會にはかり、滿場一致可決。

三七番小尾ふさ氏より

小學校の教育も結構、それと共に母親の政治教育に注意しそのためには、敢て無産派の婦人團體と聯絡するのみに止まらず、有産階級結構、更に理解あらば男子とも聯絡して事業の効果をあげよとの説あり。此時二〇一番長谷川ため氏より中等學校に於て必須科目となすべく文部省に建議せよとの緊急動議あり、滿場拍手決議案となすことに決し、前回同樣議長指名にて起草實行兩委員を擧ぐ

和崎　ハル　　小出　チカ
河崎　なつ　　渡邊　すゞ
平岡　初枝　　長谷川ため
淺見　喜代

この他、成人教育を徹底せよとの申合せの提議あり、又十番小出ちか氏よりは女學校及び高業科に於て政治教育の向上をなすやう文部省に建議せよとの説あり

◇

議題第三　千本木道子氏説明

まだ取つてもゐない婦人參政權を如何に行使すべきかに就ては議長の言ふ通り獲らぬ狸の皮算用の觀はあるが、議論百出實に意氣旺んなるものがあつた。

まづ六四番松村喬子氏より婦人は一つの階級ではない、從つて婦選の獲得それ自身が最後の目的ではなく、無産階級解放のためにこそそれは役立つべきである

無産團體の婦人達頻りに黄色い聲を張上げて「われわれ無産（此の間にアクセントをつけて）大衆の」とやるその統制振りの鮮かさに、神經を苛立てられた中の一人「そんなに無産々々いふて、そんなら二大政黨はどうなります民政政友はどうなります」に萬堂笑ひと拍手の爆發、有産無産ルンペンを打つて一丸となしたるどよめき、しばし鳴りも止まず。



といへば、三一番藤井紀久子氏は彈壓のもとにあることと久しき無產大衆の解放に婦選を行使せよとの松村氏の意見に贊成だと言へば、六三番織本氏も亦婦選を認めてゐる資本主義國家の婦人達がわづかに些末な點に於て權利とか自由とかを得てゐるに過ぎないのに反し、無產主義國家であるところのロシヤに於てのみは男女十八歲にして均しく參政權を獲得し、婦人の地位は他國家に比して遙に有利である。婦人を支持するもの、それは無產主義國家のみである、故に無產黨を支持して無產階級解放運動に參加し鬪爭せよとの熱烈なる贊成を表すれば、傍聽席よりも大贊成と叫ぶものあり。

一方三七番小尾ふさ氏、三二番榊原彌生氏より日本帝國は無產階級のみから成立つてはゐないのだ、よろしく婦選を全人類の福利のために行使せよとの說あり又一一八番村岡花子氏は既成政黨に限らず、我等が婦選を獲得した場合如何なる政黨にも利用されず、而も最大多數の幸福のためにこれを行使するやう明瞭に考へて置く必要がある、婦人は必ずさういふ事のために權利を用ふるであらうと信ずるが、そのために政治教育の徹底も計りたいとの說である。

此時議長は、この第三の議題に關しては敢て決議の必要もあるまい、唯だ我等は各自が抱く意見は十人十色であつても婦人參政權といふ鍵が無ければ我等の前に閉された嚴重な鐵扉は開かれない事を知つてゐる、この理を認むる點に於ては此處にゐる全ての人が一致してゐるからこそ、今日此大會に馳せ參じたのである故に充分に各自の意見を發表されたしとの注意をなす。

時に番外席より又も無產階級支持の聲高らかに叫ばる、即ち現代社會に於ては男女の對立よりもむしろ貧富の對峙であつて、婦人が今日の隷屬的地位に置かれたのも、つまりは經濟關係に因つて來たものである。故に有產階級にはお氣の毒ながら人口の九割五分を占むる無產階級の解放のために婦選を行使し大多數の幸福を計るべしと。

議場稍騷然、そこで議長は自分も無產者の一人であり、無產階級の意識は今日まだ明瞭でない人々の心にもやがてはつきりと目覺めてくるであらう、然し我等はそれよりも先に政治意識に目覺めることの急務を痛感して今日此處に集つたのであるからとて再度注意を促す。議長橫暴の叫び無產派の一隅より盛に擧がる。

此時文部省への建議草案作成され議長大會にこれをはかり可決。

決議案

1 小學校の低學年にあつては時事問題を平易に解說して明るく正しき政治思想の養成に努められんことを要望す

2 女子の中等學校にあつては低級年より公民科を必修科として課せらるべきこと

3 文部省の成人敎育講座に此の際特に女子のために政治講座を加へられんことを希む

引續き第三議題を討論、無產婦人同盟側結束して決議になさんと文案を示して迫れば文中に階級を云々することに就て滿場是々非々の論沸騰、結局四八四番新妻伊都子氏より反對論者は無產の字を嫌ふのであるからその代りに婦人大衆としては如何との修正意見出づ。議長はこの議題については、どうしても決議文を作る必要あらば議論の左右兩極を救ふために原案提出の松村喬子氏と修正案の新妻氏とに一つ名案を作つて頂いてはといふ多數決にて兩氏に委任して、出來た決議案には「無產」が拔いてある、それは新妻氏が兎角異論の起り易い「無產」の代りに「婦人大衆」を入れようとしたが、原案提出者はそれではいけないといふことで結局「無產」を除去したとの說明である。

四七二番金子茂氏起つて議事進行に關し發言を求む。即ち議長は妥協案を作らしめるよりも、速かに採決された方が、それ〳〵の意見が明確にわかつて、反つて大會の趣旨に添ふであらう。何分にも初めての大會に種々思想的立場を異にする人々が一堂に會した事でもあれば、まだ無產派の理論を知らぬ人々も餘りに多い樣子故と述ぶ。

然れども議長はさつさと各自研究問題



として將來尙幾多の考究をすることを議場にはかり多數を以て可決。午後五時半議事を終る。

◇

閉會 そこで金子氏より事務報告あり。この時荻野綾子女史は再び來つて、自らピアノを彈きてリードし、壇上には有志諸孃が手にした三色旗をかゝげて合唱すれば、婦選の歌は今や全會衆によつて高らかに雄々しく歌はれたのである。

會場前にて記念撮影をなし、夕陽などむ會場を後に散會し、引きつゞき有志の晩餐會に移る。

尙當日の盛典を祝つて、滿鐵より繪ハガキ其他五百組、御園胡蝶園より石鹼五百個の寄贈があり、カルピス會社からカルピスの接待があつた。

又祝電を寄せられた方々は次の諸氏諸團體

山下恒(熊本)瀨川嘉介(代議士)開田直子(熊本)武田濟子(吳)石川ふさ(女教員會代表)京都女權同盟代表碧川かた、前橋會員、平野マサエ(熊本)淸水智慧(橫濱)廣島支部準備會、群馬支部、藤岡うたよ(神戶)富山婦人聯盟

◇

晩餐會 有志晩餐會は午後六時半から竹內茂代氏の司會のもとに大會々場二階の大食堂で開かれた。

かねて、婦選運動のため理解ある援助をされる藤井達也、星島二郎、加藤鯛一中村嘉壽、西岡竹次郎、崎山武夫、淸水德太郎、信太儀右衛門、末松偕一郎、山桝儀重の諸代議士に女流は鳩山春子、吉岡彌生、星野愛子の諸女史を初めとして約百二十名婦選獲得に關する諸代議士の打ち明け話やら苦心談、さては諸女史の懷舊談や激勵の言葉、地方から出席の人々の苦心談や感激の言葉に、晝とは打つて變つた落ちついた懇談會で、和氣藹々のうちに九時過ぎ散會した。

出席者地方別數

滿洲 一名	北海道一名	秋田 二名
宮城 一名	千葉 一名	埼玉 一名
群馬 二名	新潟 四名	富山 一名
福井 二名	石川 四名	德島 一名
廣島 三名	兵庫 一名	大阪 三名
京都 三名	愛知 七名	靜岡 一名

神奈川一〇名、東京四三三名

計 四八二名

【備考】大會申込者と當日出席者に移動があつたので嚴密な數字はこれより少し多くなります

大會餘錄（二）

◇

日曜は多分本會議なしといふ豫定が外れたので、祝辭が澤山代讀になつた事は殘念だつたが據ない。代議者達も大抵議會から馳けつけるので、これを按配するプログラム係の苦心も一通りではなかつたし、議長席の下に、初めから終りまで恐らくはカルピス一杯のみにもゆけなかつたらう記錄係の事も忘れる譯にはゆかない。議長や進行係については別項の諸氏の感想が已に雄辯に物語つてゐる。

◇

荻野女史が閉會近くもう一度來て合唱させて下さつた事は、嬉しかつた。急ごしらへの合唱團が三色旗を携へて出た所などとてもよかつた。

記念撮影も、とても時間がないといふ話だつたが、上手にとれた。たゞ人數が半分位に減りはしたが。

◇

晩餐會は、出席の豫約が少し多すぎたのでさらぬだに晝飯もたべず、會場内を一瞬の垣間見さへ出來ず、努力された渡邊大會々計の胸を叉更にいためた事であつたが、さてしかし百余名の極くしんみりした會合で會員相互のしたしみには本當によかつた。

◇

宿泊は、案外申込少く、二十名ほど。本部員も合せて、明るく新綠のながめもよい南向日本間を三間借りた。まるで寄宿舍氣分で、晝間の猛者も互に仲よく舟をこぐ次第。

翌日も翌々日もと、中には數日宿泊された方もあつた。

◇

大會の翌日は、議會傍聽、前後三回に分ち二百人を引率して藤原、坂本、市川の諸氏が引續きの働らきに、これも天晴示威に成功した樣子。殊に地方出席者は多大の滿足を示された。

◇

その地方出席會員を招いて心ばかりの筵を同じ日の夕方、總會開會前の時間を利用して大阪ビルに開いた。これはまた家の者ばかりの會合の心地で、皆々よく語り寛ぐ事が出來た。

總會の方もこの人々を迎へたので、中々地方にのぶる勢が明らかに示され大に樂しかつた。

◇

廿九日午前には、靑年館の宿泊室で、市川、河崎、久布白、金子、大橋の諸氏と、滯在者との間に懇談會が開かれ、各地方の話が詳細に語られ、地方遊說の打合せなどもなされた。殊に此席では、秋田の和崎氏、德島の久保氏などの、地方に於ける各自の事業について聞く事が出來大に皆啓發された。

◇

かくして、大會を無事完了せしめてから已に一ケ月になるが引つづきの議會運動から、大會の殘務整理、平常の事務と本部は相不變多忙を續けて居る、其後各地の反響は著しく、大會出席者によつて、廣島は月末、秋田は六月下旬、鳥取は七月初旬といふ風に、已に遊說先も確定した。

特別議會に於ける公民權案の成行は今や全國婦人大衆に、一層の注意を惹いて居る、この勢にのつて、この潮に浮んでと、皆は意氣込んでゐる次第である。

私の見た大會

堺 眞柄

非常ないゝ日和だつた。私達無産婦人同盟員は、信濃町驛に待ち合す約束だつた。若い美しい女の人達が、市電からも省線からもゾク／＼と出て來る。これが皆な婦選大會に行くのかしらといふ突拍子もない事が心に浮んだ。それはメーデーの朝來る電車にも來る電車にも赤旗が横ざまに飛び乘つてゐて會場入口では知つてる顔も知らない顔もオウ／＼と聲をかけてゆく、そのさまが一寸頭のなかをかすめたからだ。私達の前後につゞく若く美しい女達が、左の野球場にそれ、右の競技場にそれ、日本青年會の玄關につくのは三分の一位だそしてそれが又大部分は正面の大ホールの音樂會へ吸收され婦選大會場の三階へ上つてゆくのは、結局私達のグループだけだつた。

會場

併し會場は、もう一杯だつた。知つた様な知らない様な顔の人が、忙し相に歩いてゐた。受附では、幾分の氣おくれさを感じながら、大きな議案袋を貰らつた。こんなに多くさん議事や報告があるのかと思つたら、滿鐵のパンフレットで重たかつたので、拍子拔けがした。集つた總勢は、五百名だ相だが、とにかく賑やかな事だつた。馬鹿に年取つた人もあるし、若い子供みたいな人もあるし、洋裝もあるし黒紋附きもあるし、丸髷もあるし、私達みたいなシミつたれた一團もある。婦選を要望してやまない婦人達だ相だが、私には女學校の同窓會の様に感じた。我々の要求の爲に、我々の生活の爲に一丸となつて闘ふといふ打ち上る熱と意氣がない。お互ひの幸福を喜び合ふ一つの和やかな集りの様な空氣に滿ちてゐた。強ち無産婦人のヒガミだらうか。

祝辭

政黨々首の祝辭、安部氏のは、食べた蜜柑の皮の捨場がなくて、結局家まで持ち返つた程度で、婦人の力を信賴して見へる。私はスゴ／＼食べかすの皮を持ち歸るより、皮の捨場をつくる爲に、婦人の力を使ひたい。

政友、民政の御使者のも、女を喜ばせるお茶にごしを無難にすませていつた。喜んで手をたゝいていた女が多數あつたから、大成功。

麻生氏のは、よかつた。大山氏の代理は、神經質の青い顔

で、ふるへ聲だつたから、彈壓にケとばされ相で心許なかつた。

後援團體の祝辭も『我等婦人の爲に』が抽象的に述べられたに過ぎず、岩内氏のが何と言つても、水際だつてゐた。聽明な平靜な頭の持ち主だつたら、誰れが一番當然な正統な果敢な主張であり、態度であつたかゞ分つたゞらう。强ち無産婦人のウヌボレであらうか。

議　長

この議長なか〳〵巧者でいて、ウツカリした樣に見せる點など堂に入つたもの、非常に獨斷的な議事をすゝめるが、それも惡意でない樣に見えるのは神樣のお守りかも知れないと思つた。無産婦人同盟側の席では『議長橫暴!』のさゝやきが起つたが、本當は『議長老獪!』といふべきだつたらう。

協　議

一二三について說明者は、當り障りのないお上手な所をやつた。(協議の次第は、公平なる議事錄が報告される事と信じて略す) 無産婦人同盟は三つに對し、三つの意見を出した。平林、奧氏からもいゝ意見が出た。拍手も又非常に强かつた。

一に對しては我々は、二十歲以上の男女共通の選擧權被選擧權のカクトクを以て進むこと。

二に對しては、各無産政黨と協力の下に支配階級の手先きたる婦人會等々を排して階級意識の普及につとめる事。

三に對しては、婦人の選擧權カクトクによりて反動勢力を增さゞる樣無産大衆の利益の爲に行使すること。

所が堂々たる(?)反對意見が出た。婦人會は、支配階級の手先ではなく獨立した婦人團體であると。婦人が折角參政權を持つたのに、皆な無産政黨を支持したら、既成政黨が困るぢやありませんかと。無産々々といばつて、私達をいぢめて氣持がいゝのですかと。

こんなに物分りのいゝ人もある。

この時無産婦人同盟側の紡績の女工さん達は、ワアツと大聲に笑つた。紡績の女工さんが笑殺したのだ。痛快な事だ併し又何と痛い笑ひではあるまいか。

婦人の間に階級の存する所を忘れて、婦人參政權といふ同じ目的の爲だから皆な仲よく行け相なものぢやないかといふルーズな考へかた、主義主張も違ふが、婦人團體だから有がたくないがさりとて無視も出來ないといふ感傷的理論、これが禍ひして婦選大會はその處置に困つたのだと思ふ。金子茂氏は「決をとつてドン〳〵おやり下されば、こんなにゴタゴ

タいだしません。お集りの皆様の意志が定ります』と緊急動議を出した。この政治的手腕を恐るべし！　この大會中で、言葉に於いて、態度に於いて、最も切れた腕をみせたのは、金子氏だつた。

だが併し巧者な議長は、こちらも御尤も、あちらも然りと巧者にとりまとめてしまつた。

歸りにはお土産だ相で石鹸を貰つた。

顔を洗つて出直せといふ謎だと思つて、今、その石鹸を盛んに使つてゐる。どうか、お互ひに、精々洗つて出直したいものだと思ひます。

婦選大會と議會傍聽

村岡花子

婦人參政權獲得と銘打つた運動の集會に出たことも今度が始めての事だし、帝國議會傍聽も始めての經驗である。

婦人の參政權が得たくないわけではない。當然得ていゝものだと思つてゐる。唯表立つた運動の第一線に、今まで、立つた事のない私である。表に立たない自分であるだけに、第一線に立つて働いてゐられる獲得同盟の方々に對しては、心の底から有難いと思つてゐる。貴いことだと感じてゐる。

婦選大會に出たのは、日頃から有難いと思つてゐる氣持を表現するため、そして、一つには全日本の氣運の動きといふものを知りたいためである。

大會を形成してゐた内容は、謂はゞ、雜然たるものであつた。參政權その物に對する理解の相違、社會組織に對する見解の相違、因襲に支配されてゐる人々、いさぎよくそれを斷ち切らうとしてゐる人々、戰鬪的な人、平和な人、それはもう雜然としてゐて、よくもかう考へかたの違つた人たちが一堂に會したものだとをかしくなるくらゐ。

この多種多樣の參政權運動の婦人たちをとにかく一緒にまとめたのは、否、この多樣な婦人たちが一緒に集まつて見ようと思ふやうになるまでに導いた、先覺者たちの苦しみをしみ〴〵思ふ。

「大會を開くまでの徑路」に就いて語るため、登壇された市川房枝さんを見上げた瞬間、私は熱いかたまりが胸にこみ上げて來るのを感じた。貴いことである。

信ずるところ思ふところを、滔々と述べ得る無產婦人同盟の鬪士たちは勇ましかつた。その舌尖の前にたぢろいでしま

つて、所信の全部を披瀝し得ぬ人々も、或は大勢の婦人たちの中にはあつたのではないだらうか。正面から堂々と相手方に論爭して行くことは今までの婦人には敎へられてなかつたことである。用意された言論戰の戰陣から打ち出して行くことにかけたら、古い型の婦人の一般はまだ〳〵修業を積まなければ駄目だ。

一體に物事をむづかしく言ふことの嫌ひな私は無產婦人同盟の方々がもつと、わかりやすく、柔かに思想を表現することを研究なされたらいゝのにと考へずに居られない。潑溂とした若い方々にこんな生ぬるい註文はするはうが馬鹿かも知れないが、これからの政治敎育の上にも、すべてを通俗化し平凡化して語ることは有功なのではあるまいか。政治敎育といふやうなことは極めて、平易な言葉で行はれなければ大衆の間には受け入れられまいと思ふ。

一番嬉しかつたのは「婦選」の歌の出來たことだ。日本の詩壇の歷史に特筆すべきことは、昭和五年四月二十七日全日本婦選大會のため二人の女詩人に依つて、婦人參政權の詩が作られたといふ事であらう。曾て日本の短歌界に新しい時代を劃された與謝野晶子夫人に依つて、今また、婦人の新しい進路の目標を得たわけである。

「一すぢに道を道とし虐げと闘ひつひに得る正しき權」と高らかに歌はれた深尾須磨子氏の「いざ受けん、桂の冠」「おほらかに歌ひ」つゝ當然の權利を得よとの鼓舞の言葉を荻野さんが信念を以て獨唱された時私は全身の血の高鳴るのを覺えた。

隷屬時代の婦人からは、決してかゝる强い詩と音樂は生れなかつた。まつすぐに、堂々と權利を求める今なればこそ、かゝる藝術が生れるのだ。

二十八日に大會參列の皆さんと一緒に議會を傍聽した。議會はもつと度々行つて見てからでなければ感想なんていふものは湧きさうもない。

今は唯驚くばかり、新聞記事以上の混亂、無作法、惡口の連續、何が政治だと言ひたくなる。極度に發揮された政黨的頑迷！　馬鹿、低腦、背任者！　と云つたやうな言葉が亂發される。誠に特殊な意味での言論自由が極度に發揮される所が議會といふ場所だと、唯、これだけを考へて、はふ〳〵の體で逃げ出した。

婦選交響曲

——大會にのぞみて——

新妻伊都子

歴史的に記錄をつくつたと云つたら、すこしおほげさすぎるかも知れないが、ともあれ、日本ではじめての婦選大會が催されたと云ふことは誠に喜びにたえないことであつた。

あだかも、陽は我々女性を祝福してくれるかのように、昨日まで降りつゞいて居た雨はからりと晴れて、當日はまつたくの婦選日和となつたのも、心强いことであつた。

はる／＼兵庫縣から出むいた私は、眞實なことを云ふと內心には『そんな遠くから出席する人は少なからう』と思つて居たのであつたが、出席者名簿を手にした時は、いさゝか驚かされた。滿洲、北海道、秋田、宮城、德島、廣島、裏日本の諸地方等、等、それに東京及びその地方の出席者を合せて約五百人、まづ第一回の全日本婦選大會として、出席率に滿點をあたへてもよいであらう。

午後正一時開會。

さて、私は此大會について、すこしばかり感想を述べようとするものであるが、何れかに片寄つた批評をこころみようとするものではないことを斷つておきたい。又同時に、お氣にふれた方があつたら、前もつてお詫び申上げておく。

私が書き度いと思ふのは、協議にはいつてからのことであるが、その前に一言祝辭演說について云はせて頂かう。麻生氏のものは諸氏に感銘深からしめたことであり、大山氏のそれは代讀であつたゞけに充分その意を現はすことが出來なかつた爲か少々あつけないものであつたが、まあ／＼婦選の會にはよき祝辭であつたと云へよう。無產婦人同盟を代表して祝辭を述べられた岩内とみゑ氏の演說は、實に雄辯に、そして無產者の代表として、まことに敬意を表すべきものであつたが、少々祝辭としては脫線したものであつた。

多數の人の祝辭演說にかなり時間をとられて、肝心な協議にはいつてから、時間がないので、三問題、即ち(一)婦選獲得促進の方法について、(二)政治敎育普及の方法について、(三)獲得後の行使について、の論議が、一問題について四十分と限られたのは實に遺憾であつた。然し討議は實に面白いものがあつた。

こゝに一言加へておきたいのは、此大會に出席された方々の顔ぶれである。年を召された方、まだ肩上げのある學生都

會人、地方人、有産者、無産者、おのづからその思想の異つて居るのを、一見して知れることであつた。これが矯風會なり、基督教女子青年會なり、或は無産派の會なりであつたら類をもつて集まるから、同じ討議をするにも、たとへはげしい論戰であつても、そこには統一されたものを見出すのであるが、此會の如き混合體にあつては、まことに水と火のまじはりのような感じが起させられた。

もすこし端的に云ふならば、無産階級意識を持つ人々と、もたぬ人々と、かう二た通りに分け得ると思ふ。時あだかも無産階級意識を持つ無産派の人達は、日頃の訓練から辯舌はよくし、理に理をおして申述べるから、一つには感情の上からも、無産階級意識を持たぬ人の心持に、そぐはぬものが出來てくるのではないかと思はれた。時代の趨勢と謂はうか、無産派の人達に拍手を送るのは、多くの若き女性達であつた

最後の決議に於て、無産派はその階級意識を全うさす爲に無産階級たる文字を決議文の中に入れることを要求すれば、他に一方『私は貧乏人で、決して有産者ではないが、無産と云ふ字は脫してほしい』と云ふ。無産と云ふ文字、或は言葉それに非常な憎惡を感じて居るのか、又は何かあやまられた解釋から危險視して居るのではあるまいか。當然、女性が持つべきはづの婦人參政權ですら、まだ〳〵あやぶんで居る同性の人達が澤山ある現在であるから、やむないことではあるが、すこしく心細い氣がせぬでもなかつた。

終りに久布白女史の議長ぶりのあざやかさ、老練さ、此議長あつて此大會が立派になしとげられたことを、深く感謝したい。一方に無産派の人々に、云ひ度いだけの意見を、心地よく云はしめ、又一方、反對派の人達の感情もそこねぬよう、議長の取計らひ得たことは、たゞ感服するより外にない。そしてユモアに富んだ言葉、態度は、種々な異分子を超越させて、喜ばしめたことゝ思ふ。

遠くに居て、何の手傳もせず、すつかりお膳立ての出來たところへ行つてその末席をけがして、その上、勝手なことをならべたてたのをゆるして頂きたい。

最後に、忙がしく働いて下すつた諸氏、そして、今もなほ引つゞき我々の權利を獲得する爲に、第一線に立つて居られる皆樣に感謝して筆を擱く。

第五十八議會の概觀

◇政府の完全な勝利

四月二十日招集され、二十三日に開院式を舉行された第五十八議會は、五月十四日を以て其の幕を閉ぢた。

會期三週間、政府は二百七十余名といふ絶對多數を擁して善戰し、政府案全部を原案通り可決し、完全に勝利を得た。

尤もこの勝利は第二次普選總選擧の結果にあらはれた、與黨二七二、政友一七四、小會派二〇といふ數字によつて特別議會開會前から已に豫想されてゐた所であつたが、政府及與黨の策戰そのよろしきを得た事も大に力あつたといへやう。

政府は先づ開會の直前政友系と見られてゐた中村書記官長を罷免して田口首席書記官をしてかはらしめた。然して開會第一日に於ては議長に藤澤幾之助、副議長に小山松壽を推し、更に各常任委員長から特別委員長にいたる迄全部與黨で獨專し、重要議案の衆議院通過迄は無抵抗主義をとつた。

これに對して政友會は犬養總裁を陣頭に立てて奮戰、相當に効果をあげたし、無産も大山、片山氏等よく鬪つたが、結局は多數に適せず、政府の思ふまゝに引ずられてしまつた。

衆議院はこうして多數で押し切れるが、扨貴族院はどうであらうか開會前は少し雲行あやしく、政府も可成神經をとがらしてゐた。

然し愈々開會されてからは、政友系議員の猛襲があり、多少の波瀾はあつたが結局一二の希望決議や附帶決議は背負はされたが全部政府原案通り通過した。これを第五十六議會に於ける政友内閣の成績と比較すると政府は正に滿點を得たといへやう。

◇特別議會の中心問題

貴衆兩院を通じて今議會の中心問題となつたのは

ロンドン軍縮條約
統帥權問題
陸相欠席問題
金解禁善後策の是非
不景氣問題及失業對策問題
義務敎育費増額問題
小橋前文相奏薦に關する責任問題

等であつた

ロンドン軍縮條約、統帥權問題―に就ての論點は「我主張の原則であつた對米七割要求はどうした、ロンドン條約で決定した比率で國防上不安はないか、又この比率の決定に際し、政府は海軍軍令部の同意を得たか、又兵力量の決定は憲法第十一條、(天皇は陸海軍を統帥す)第十二條(天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む)のいづれによりたるや」といふにあつた。

これは衆議院に於ては政友の犬養總裁を初め第一流の猛者が入りかはり立ちかはり攻めたてた。貴族院に於ては花井卓藏氏が主となつて、鋭く切り込んだ。

これに對し政府側は濱口首相主として陣頭に立ち「比率は大體七割である。國防上の保障は政府が責任を持つ、軍令部の同意不同意、憲法の何條によつたかは答辯の限りでない」と口を緘してゐたが貴族院では少しづゝ口を割り「軍部の意向を參酌しただけで政府の責任でした」と答へた。

軍部大臣の事務管理問題―は宇垣陸相の

欠席問題から事務管理を置くことの是非が貴族院に於ては花井氏から衆議院に於ては山崎達之輔、内田信也氏から提出されたのに對し宇垣陸相から『武官でない他の國務大臣を以て事務管理たらしむることは適當でない』との書面回答があり、首相もそれを承認して、軍部の文官大臣を否定してしまつた。

金解禁善後策の是非、不景氣 失業問題ーでは政友會は貴族院と相通じて政府に肉迫した。無産黨の大山、片山氏も政府を痛撃したし、武藤山治氏も立つた。

その論點は、無準備の金解禁、金解禁犠牲の過大、不景氣の深刻とこれが對策、失業地獄とその對策等であつた。

統帥權問題などで沈默の首相も、事一度金解禁問題に及べば御質問はないが此機會に一言しますとてとう〱數千言、手前味噌を並べたが失業對策については、地方起債の緩和、職業紹介所の増設位で根本對策は之から調査確定するといつて逃げてゐた

義務教育費問題の論點ーは政府は小學校教員俸給全額負擔主義の前提として一千萬圓増額すると主張し、これに對し政友會及貴族院の反政府系議員は全額負擔主義を否定すると共に、その金を失業救濟に向けるがよいと主張し、今日の如き不景氣では歳入が必然的に減少するから、實行不可能であるとて反對した。然し結局不得要領の希望付で貴族院を通つた。

小橋前文相奏薦問題ーは衆議院では犬養總裁、尾崎行雄氏、貴族院では政友系小久保喜七氏等で詰問したが首相は『遺憾に堪えぬ』とのみで答辯しなかつた。衆議院では尾崎氏の手によつて首相問責案が提出されたが、與黨はこれを出來るだけあとまはしとし、結局政友をも道づれに泥合戰に誘ひ込み、どし〱決をとらずに、特別議會の幕を閉ぢ、新議院も亦暴力の府であることを證明してしまつた。

◇特別議會に於て兩院を通過したもの

▽**豫　算**

昭和五年度歳入歳出總豫算追加案

昭和五年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

豫算外國庫負擔となるべき契約をなすを要する件外三件

▽**決　算**

昭和三年度歳入歳出決算外二件

▽**承　諾**

豫備金支出外六件

▽**政府提出法律案**

市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案

輸出補償法案

償債法特別會計法中改正法律案

製鐵所特別會計において大藏省預金部又は日本銀行橫濱正金銀行又は日本興業銀行に對する債權の讓渡を受くることに關する法律案

關税定率法中改正法律案

北海道土地組合法中改正法律案

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案

盜犯等防止又處分に關する法律案

衆議院だけ通過したもの

市制町村制北海道會法中改正法律案（婦人公民權案）

第五十八議會と婦人公民權案 (一)

—衆議院に於ける婦人公民權についての論戰—

第五十八議會は、特別議會で開期僅に三週間に過ぎなかつたが、婦人公民權案だけは開院式當日の四月二十三日に政民兩派より提出され衆議院を通過した上貴族院に迄送られて委員附托になつたが、委員會に於て遂に審議未了となつた。

この結果は我等として甚だ遺憾であつたが然し特別議會にこゝまで進んだのはむしろ豫期以上といつても差支なく、時代の進歩とともに漸く我々の努力の酬ひられる時機の近づいた事を感じさせられた。

婦人公民權案の提出

政友會は第五十七議會同樣、黨議で決定し、所屬議員全部の贊成署名の下に提出された。第五十六議會に於て反對した望月前內相及秋田前次官も勿論署名をしてゐる。案の內容はこれ亦前議會同樣で現行法に於ける男子と同樣の範圍資格に於て婦人に公民權を與へんとするものであつた。

政友案提出者—若宮貞夫、大口喜六、井上孝哉、犬養健、安藤正純、島田俊雄、山口義一、熊谷直太、田子一民、西岡竹次郎、兒玉右二、星島二郎、今井健彦、崎山武夫、

贊成者—立川太郎外百五十四名

民政黨は黨議でなく、有志議員が黨幹部の了解を得て提出したのであつた。內容は政友會と全く同樣である。

民政案提出者—末松偕一郎、深水清、佐藤喜八郎、清水長鄕、鍋木忠正、清水德太郎、加藤鯛一、杉浦武男、三宅磐、風見章、村山耕藏、佐藤正、山桝儀重、信太儀右衛門、山道襄一、最上政三、原夫次郎、坂東幸太郎、高木正年、土屋清三郎、武谷甚太郎、田昌、渡邊泰邦、森田茂、三浦虎雄、村松恒一郎、小峰滿男、中崎俊秀、長塚忠策、石橋茂、高瀨梅吉、百瀨渡、小山邦太郎、作田高太郎、山田毅一、一松定吉、

贊成者—大西正幹他百三十二名

衆議院上程

五月一日上程の筈が、三日にのび五日にのび結局五月八日に上程された。

先づ末松偕一郎氏立つて民政黨案について說明し、續いて若宮貞夫氏政友會案について簡單に說明をした次に質疑の通告があるとて民政黨の山崎氏が立つたが要領を得ず折角これまで眞面目であつた議場を茶化してしまつた。次に社會民衆黨の片山哲氏が立つて提案者に對し何故婦人參政權案を提案しなかつたのかと糺し更に政府の所見を迫つた。

政府としての意見は內相にかはつて齋藤政務次官が答へたが趣旨には贊成だが本案には直に贊成が出來ないとの答であつた。かくて豫定通り十八名の委員附托となつた。

委員附託

委員は左の十八名であつた。

末松偕一郎(民)　杉浦　武雄(民)
深　水　　清(民)　風　見　　章(民)

山桝　儀重(民)　谷原　公(民)
信太儀右衞門(民)　武谷甚太郎(民)
林　平馬(民)　青木　亮貫(民)
若宮　貞夫(政)　安藤　正純(政)
加藤久米四郎(政)　星島　二郎(政)
西岡竹次郎(政)　田子　一民(政)
犬養　健(政)　森本一雄(國同)

委員會は引續き翌九日午前十時開會委員長に末松偕一郎氏當選，安達內相他政府委員出席の下に開會された。委員會の状況は，傍聽を許されないので速記錄についてみるだけであるが，內相は市町村の選擧權だけならば直に與へてもいゝと答へてゐる。

委員中の反對者は民政黨の林平馬氏一人だけで，立法技術上必要な文字の修正だけで，原案の通り可決された。

衆議院通過

委員會に於ける結果は，翌十日衆議院本會議に上程，委員長末松氏の報告の後民政黨深水氏及政友會の星島氏の贊成演說の後採決，殆ど滿場一致で衆議院を通過した。八日に上程してから僅に四日目に過ぎない。

衆議院本會議に於ける論戰 (五月八日速記錄轉載)

第一　市制中改正法律案（末松偕一郎君外三十四名提出）　第一讀會

市制中改正法案

市制中左の通改正す

第九條第一項中「帝國臣民」の下「たる」及「の男子」を削る

附　則

本法は公布の日より之を施行す

第二　町村制中改正法律案（末松偕一郎君外三十五名提出）　第一讀會

町村制中改正法律案

町村制中左の通改正す

第七條第一項中「帝國臣民」の下「たる」及「の男子」を削る

附　則

本法は公布の日より之を施行す

第三　北海道會法中改正法律案（末松偕一郎君外三十二名提出）　第一讀會

北海道會法中改正法律案

北海道會法中左の通改正す

第三條第一項中「帝國臣民」の下「たる」及「の男子」を削る

附　則

本法は公布の日より之を施行す

第四　市制法中改正法律案（若宮貞夫君外十三名提出）　第一讀會

市制中改正法律案

市制中左の通改正す

第九條第一項中「帝國臣民」の下「たる」及「の男子」を削る

附　則

本法は公布の日より之を施行す

第五　町村制中改正法律案（若宮貞夫君外十三名提出）　第一讀會

町村制中改正法律案

町村制中左の通改正す

第七條第一項中「帝國臣民」の下「たる」及「の男子」を削る

附　則

本法は公布の日より之を施行す

第六　北海道會法中改正法律案（若宮貞夫君外十三名提出）　第一讀會

北海道會法中改正法律案

北海道會法中左の通改正す

第三條第一項中「帝國臣民」の下「たる」及「の男子」を削る

附　則

本法は公布の日より之を施行す

(末松偕一郎君登壇)

○**末松偕一郎君** 私は只今議題となりましたる日程第一乃至第三、即ち市制中改正法律案、町村制中改正法律案、北海道會法中改正法律案に付きまして、一括して提案の理由を御說明致したいと思ふのであります、本案は近く實現すべき婦人參政權、即ち婦人に對して立法議會の參與權を與へると云ふ事實の實現の前に當りまして、地方議會に於ける婦人の參與權、即ち公民權を付與しようと云ふ提案であるのであります、婦人に參政權を與へるの可否に付きましては、歐米各國に於て既に幾多の論爭を經て居るのであります、今日に於ては理論上は勿論、實際上に於ても何等不都合なきのみならず之に對して反對論者の唱へたるが如き幾多の事項は、全く一場の杞憂であつたと云ふことは試驗濟の問題であるのであります(拍手)

御承知の如く、今日婦人に參政權及公民權を全く與へて居ないのは佛蘭西のみである、拉典民族の二三の國に於きまして未だ參政權を與へないものも、公民權は與へて居ることは諸君の御承知の通りであります、故に吾々の見る所に依りますれば、今日世上の豫想するよりも非常に速に婦人の參政權は實現するものであることを私は確信して居ります、男子に對する普通選擧に付きましても、十數年前迄は一種の危險思想のやうに一般に考へられて居つたのであります、單に一般民衆が之に對して理解がなかつたのみならず、此帝國議會に於ても十分なる諒解がなかつたやうに私は考へるのであります、私は此演壇に立つて想起するのでありますが、大正六七年頃の本議場に於て、今井嘉幸君が普通選擧期成同盟會なるものの電報を持つて、此演壇に立つて普通選擧を高唱したことがありました、然るに此議場の光景たるや、恰も我關せず焉の如く、之を彌次に依つて葬り去つたのであります、私は當時政府委員の一人でありましたが、政府委員室に歸つて今日の議場は如何にも不眞面目である、二十世紀の今日に於て、衆議院議員の選擧法を改正するならば、普通選擧に付て二日や三日の議論を闘はすことは當然であつて、若し尙早論としても、之に對して十分なる討論を闘はすべきものである然るに今日は之を一場の嘲笑を以て葬つたことは、我が憲政の爲に、又我が議會の爲に甚だ遺憾であるとの憤慨談を私はしたことがあつたのであります其問題が僅かの間に或は議會の解散の問題となりまだ十年を出でずして遂に普通選擧が實現したのであります、今日に於て普通選擧の本家本元であるかの如く、殊に普通選擧を高唱したやうな顏をして居る政治家の中にも、吾々は個人的には之に反對した幾多の人を知つて居るのでありますが、今日は普通選擧に付て何等の問題がないと云ふことは諸君御承知の通りであります、斯の如きことを考へますれば、婦人參政權の問題は吾々の見る所に依りますれば、恐らく數年後には解決すべきものであることを信ずるのであります、隨て此問題を解決するに付ては、現今の婦人の狀態から見ますれば、婦人に對して今一層の修養と訓練を與へることの必要を痛感する者であります、即ち吾々は此意味に於て、婦人に參政權を與へる以前に於て公民權を與へ、之に依つて婦人の政治的敎養、訓練を高めようと云ふのが即ち本案提出の骨子であるのであります

世の中には恰も本案をば、政友會及び民政黨が先を爭つて出したかの如く、之を一種の黨略であるかの如く批評する人もあるのでありますけれども、吾々は決

して此種の問題を黨略的に、所謂先陣爭をすると云ふやうなことは毫も考へないのであつて、眞に眞理に立脚し、又正義に據つて此多年の問題を解決しようと云ふ根本の考に依つて之を提案したのであります、是れ即ち此短期なる特別議會に於て本案を提出して、諸君の御贊成を得て本院を通過しようと云ふのでございます本案提出の純理的理論に付きましては、男子に關する普通選擧と同一でありまして、私は此處に詳しく申す必要はなからうかと思ひます、立憲政治が民意に依る政治であり、議會が國民の反映である以上は、何故に國民の約半數を占めて居る婦人に對して此權利を與へないのであるか、此點に付きましては條理上に於て到底說明することが出來ないのであります(拍手)故に理論的方面に於きまして、今日に於て恐らくは我國に於ても、之に對して反對する理論は餘りなからうと云ふことを想像して居るのであります、又實際問題として此贊成の理由に付きましては、色々の贊成議論があるのであります。

第一には婦人の利益保護と云ふ問題であります、我國の婦人の地位が男子に比して劣等である、社會的の待遇が甚だ不十分であると云ふことは、是は事實であるのであります、公法上の關係に於きましても、私法上の關係に於きましても、婦人が今日幾多不利益の地位に置かれて居るのであります、殊に經濟上の關係に於きましても、我國の勞働者と云ふものは婦人勞働者が次第に殖える、殊に先日來問題となつた纖維工業等に於ても、婦人が如何に多大なる貢獻を致して居るかと云ふことは、是は私が申さぬでも一般に認められる所でありまして、數年前の調査に依りますれば、工業勞働者の女子の數は九十七萬人あつて、四十七「パーセント」を占めて居る、農業勞働者に於きましては女子の數が百三十一萬人あつて、四十二「パーセント」は女子であると云ふことになつて居ります、さう云ふやうな譯で今日經濟問題から言ひましても、女子の地位を今少しく高めると云ふことは、法律上或は社會上、政治上の女子の劣等なる地位と云ふことを問題外と致しましても、非常に必要なのであります、殊に此種の選擧權、被選擧權等が如何に其地位を高めるやうになるかと云ふことは、曩に男子に對して普通選擧を行ひ、多數の民衆が選擧權、被選擧權を得た爲に、社會的各般の施設が行はれ、又勞働者其他の無產階級に對する保護が次第に進捗しつゝあると云ふことも明かなる事實であります、此點に於て女子に參政權を與へると云ふことは女子の利益を保護し、又從來女子が劣等なる社會的及び政治的地位に在つた、此狀態を改善する點に於て、非常に必要であると云ふことは申すまでもないのであります、又國家の政治上社會上の問題に付きましても子女が國際平和の爲め、或は家庭生活の改善の爲め、母性の保護の爲め、子女の敎養の爲め、各般の此種の問題に付て女子が政治に參與すれば、色々な點に於て國家の利益を來すと云ふことも、學者の議論のない所であります、殊に將來の政治は生活に直面して居らねばならぬ、政治に直面することは女子に於て男子よりも其部分が甚だ多いと云ふことも明かなる事實であります、斯の如く女子の參政權の問題は今日に於ては殆ど世界に於て異論のない所であります、又之を實行して其弊害は全く杞憂に終つた問題でありますけれども、尙ほ我國に於きましては今日色々の反對論があるのであります其種の反對論は曩に普通選擧を施行する際に於ても多數認めたる所の反對論である、又外國に於ては此種の幾多の反對論

があつたに拘らず、之を實行して、而して其結果は決して反對論者の言ふ如きことが起らなかつたと云ふことに付て證明がされて居るのであります、此反對論を簡單に批評して見たいと思ふのであります

第一は所謂純理論である、純理論から申しますれば男女不平等論である、男女と云ふものは平等でない、或は智的に、體的に、道德的に、不平等であると云ふ議論でありますけれども、勿論男子に較べれば、女子の體力は劣つて居りませう、又智力も幾らか劣つて居るかも知れませぬ、併ながら是等は選擧を行ふ即ち投票をすると云ふやうなことに付きましては敢て差支がないのであります、又最も有力なる反對論と致しまして、男女分業即ち天職論と云ふやうなことを以て、此問題に反對する人が澤山あるのであります勿論吾々も男女の間に所謂分業的の立場が認められ、而も相當の天職があると云ふことは認めるのであります、是は英國に於きましても、或は獨逸に於きましても、各々所謂天職論と云ふものは多年唱へられたのであります、即ち英吉利に於ても子供を育てるとか、料理をするとか、或は教會に行くと云ふ所謂三「シー」、或は獨逸に於きましても是等のものを女子の天職として唱へて居つたのでありますが、併ながら今日に於ては男子の職業に付て殆ど女子が之を侵入しつゝある、今日幾多の問題に付きまして殆ど男子がやる所の職業は女子に移りつゝある、亞米利加に於ては三百幾種の職業に、女子が從事しないものは僅に九つほかないと言つて居る、其他女子の大臣も出來、知事も出來、市長も出來、裁判官も出來、行政官も出來、殊に佛蘭西の如き女子に對して反感を持つて居る國に於きましても婦人の大學教授と云ふやうなものが、講座を受持つて居ると云ふやうなことになつて居る、又我國に於きましても、次第に女子の地位が高まり、女子の職業が殖えつゝあると云ふことは事實である、是等の女子は單に自己の所謂家庭的生活をすると云ふことに希望がない者ばかりではない、女子の天職として或は家庭に安んじ、或は良妻賢母として家を守りたいと思ふやうな希望はありましても、生存競爭の激しい今日に於て、之を實現することの出來ない憐れなる地位に居るのであります、食ふ爲に生活する爲に、自己の所謂職業的の天分を忘れて、東奔西走して其糊口を凌ぐと云ふやうな、實に氣の毒な事情が澤山あると云ふことは是は事實である、斯う云ふやうに考へますれば、何と言つても女子に對して相當な保護を與へ、相當なる職業的の平等自由を與へる所の根本になる參政權を認めてやると云ふことの必要を、非常に吾々は感ずるのであります。

又實際問題として考へて見ましても、實際問題の所謂反對論としては、そんな澤山な投票權を與へると云ふことは選擧界を混亂するものである、費用が澤山要るものである、故に是等に對して……

（發言する者多し）

○議長（藤澤幾之輔君） 靜肅に願ます

○末松偕一郎君（續） 假令選擧權を與へて見ても、要するに夫とか或は父とか云ふものと同じやうな投票になつてしまう以上は、何等其實益がないではないかと云ふ一つの反對論であります、併し此議論は矢張男子に對する普通選擧の際に於ても、同樣なる議論が出て居つたのであります、併ながら決して夫や父と同じやうな投票にはならないと云ふことが實際の例でありますし、又若し夫や父即ち家族と同じやうな投票になるならば、是は我國の所謂家庭組織、我國の家族制度の爲に私は洵に慶賀すべきことであると

云ふことを考へるのであります（拍手）佛蘭西に於きましては、獨身の者と、多數の家族を持つて居る者が同じ投票をすると云ふことは、甚だ不合理だ、家族を多數持つて居る者の爲には、其子女の爲に復數投票をさせるのが適當であると云ふ議論があるのでございまして、若し其婦人の投票が他の家族と同じやうになるならば、私は復數投票の趣旨にも適ひ、又我國の家族制度の爲にも、非常に喜ぶべきことであると考へるのであります、或は又家庭の不和を來すとか、女らしき優美の性を失つて、男性的に化するとか云ふやうなる議論もあるのであります、又婦人に要求がないと云ふやうなる議論もありますが、要求があると否とは斯の如き問題の解決には、大なる重きを置く必要はないのであつて、現に男子の普通選擧の際に於きましても、要求と云ふことは餘りなかつたのであります、併ながら眞理であり、正義である以上は、之に相當なる權利を與へることが當然のことでなくてはならぬのであります、其他婦人を政爭の渦中に捲込むとか、階級的軋轢の渦中に投ずるとか云ふやうな議論もあるやうでありますが、是等も實際に於てさう云ふ例はないのであります、又棄權者が多いと云ふことも一つの例でありますけれども、實際の例から申しますれば、棄權の率も却て少ないやうになつて居るのが歐米各國の例である、斯の如く歐米各國の實例から行きましても、實際上に於て婦人に選擧權を與へた爲に婦人の地位が向上し、及び婦人の教養が次第に進んで來たと云ふことは事實である我國に於きましても恐らくは婦人に參政權を與へたならば、婦人の知識の向上を見ると云ふことは明かになるに相違ないのであります

其外幾多の反對論に付きましては、色々御話したいこともありまするけれども諸君も御承知の通りでありまするし、又時間を省く爲に茲に省略致しまするが、殊に公民權に付きましては、一層其必要を認めるのであります、是は世界各國に於きまして、假令婦人の參政權を認めないまでも、公民權を認めたと云ふことは歷史的から言つても、又實際の法律の立法上の經過から言つても事實であるのでありまして、公民權の如き、即ち自治政治に携はること、或は衛生、教育、交通其他各般の社會的の事項、即ち生活に直面した問題に付ては、男子よりも婦人の注意が周到になると云ふことは當然であつて、地方自治制が是等の生活に直面した問題に、十分に力を盡すことが自治の根源でありまするからして、公民權に付ては假令參政權に不賛成でも、賛成すべきものと云ふことになるのであります、又一部には選擧權を與へても被選擧權を與へるのは早いと云ふやうな議論もあります、併ながら選擧權を與へるならば被選擧權も與へるのが當然である、のみならず選擧すると云ふことは多數の人が選擧するのであるからして、被選擧權と云ふことに付きましては、假令選擧權を與へない者に被選擧權を與へても宜いのである、申すまでもなく英吉利に於て三十歲以上の人に選擧權を與へた際に於きましても、被選擧權は年齡の制限なく之を與へて居つたと云ふやうな點に於て、私は選擧權と云ふものを與へるならば、被選擧權を與へるのは何等差支ないと云ふことを感ずる者である、又市町村會議員の選擧權被選擧權を與へても、府縣會議員の選擧權被選擧權を與へる必要はないと云ふ議論もありまするけれども、是亦感情論でありまして、苟も公民權を認める以上は、之を兩方に區別する必要はないのである、故に若し公民權を與ふるならば、假令府縣會議員即ち少しく程度の

高い方面の自治に付ても、婦人を參加せしむべきものと考へるのであります

　之を要するに婦人公民權の問題は多年歐米各國に於て論爭され、而も幾多の經驗を經、又種々なる統計其他の調査を致して居りまするが、それが悉く反對論の言ふ所は杞憂であつたと云ふことを裏書されて居るのでありますからして、私は成べく早く、即ち參政權を認められる前に於て、公民權は速に通過するやうに致したいと思ふのであります、是れ吾々が本案を提出する理由であります(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 提出者若宮貞夫君

(若宮貞夫君登壇)

○若宮貞夫君 本員は婦人に公民權を與へて地方自治の政治に參與せしめようと云ふ者でありまするが、既に今日となつて見れば、其必要があると云ふことは最早茲に多くの物語を致す必要がないと思ふのであります(拍手)加ふるに只今も末松君から詳細に御說明のあつた後でありまするが故に、私は重ねて之を申述べることを省略致します、唯々時勢の然らしむる所である、時代の要求であると云ふ一語を申述べれば以て足ることゝ私は信じて居るのであります、それが故に我が政友會に於ては既に昨年黨議を以て決定をして、第五十七議會の初頭に全黨一致を以て本案を提出　ましたが、議會の解散に依つて目的を逹することが出來なかつたが爲に、茲に重ねて又本案を提出した次第でありまして、末松君の御話になりまする通りに、民政黨の有志諸君も同樣なる案を提出せられて居ることでありますから、此議會に於て本案が本院に於て多數を以て成立すると云ふことは、蓋し疑のない所でありませう、併ながら本案が單り本院のみならず貴族院をも亦通過致しまして　其目的を完成すると云ふことの爲には、力強き要求であると云ふことを反映せしむる必要があるのでありますから、民政黨の諸君も唯々有志と云ふことでなしに、全黨一致を以て本案に御贊成相成りたいのであります、之を以て本案提出の理由說明と致します(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑の通告があります、之を許します、山崎傳之助君

(山崎傳之助君登壇)

○山崎傳之助君 私は本案の質疑に入るに先ちまして、少々議長に御尋致したいことがあります、それは衆議院規則第九十四條でございますが「議員より提出したる議案は大體に付討論したる後第二讀會を開くべきや否やを決すべし若委員に付託するの動機ありて之を決したるときは其の報告を待ち第二讀會を開くべきや否を決すべし」左樣にあるのであります、所が此議會に臨む以前に當りまして、私は議員諸君に御諮りを致したのでありますが、第一讀會に於ては更に討議を許すべからずと斯樣に解釋されて居ると云ふのであります、私は此院內に於ては院議を重んずる者であります、併し此規則を無視すると云ふことには私は全然反對するのであります、それで若し此院內に於ては總ての先例を重んずると致しますならば、此點に付きまして先づ議長の御答辯を願つて置きます、然る後に非ざれば私の論議を進めることは出來ないのであります

○議長(藤澤幾之輔君) 此場合御答致します、議長に於ては法律規則に從つて、殊に只今御讀みになつた趣旨に從つて議事を進めて居ります

○山崎傳之助君(續) 然らば第一讀會には(此時拍手起り、發言する者多し)君等やかましく言つては駄目ぢやないか

○議長(藤澤幾之輔君) 山崎君質疑を御進めを願ひます

○山崎傳之助君（續） 是より私は質疑に入ります、私は此問題に付ては大體に於て贊成をする者であります、我國の從來に於ける總ての法律制度は女子を輕んじ男子を重んずる、即ち偏重偏輕の法律が出來て居る、例へば刑法に於きましても、民法に於きましても、若くは其他の補助法に於きましても、女と云ふものは唯々屈從すべし、從ふべし、斯樣な法律が出來て居るのである、斯樣な制度が出來て居るのであります、是は何故かと申しますれば、教へ其ものが惡いのであります、女は從ふべし、屈從すべし、婦人に對しては屈從を强ひて居るのである、三從と申して家に在つては父母に從ひ、嫁いでは夫に從ひ、老いては子に從へなどと謂つて、自分のうんと慈んで育てた者にでも尙且之に服從せよと云ふ教がある、即ち斯樣な法律制度は之を改革致さなければならぬ、是は何故かと申しますれば、唯々己ればかりが偉い、女と云ふものは弱いものであると云ふやうな、諸君が左樣な心持を持つて居るが爲に、政友會の諸君が斯樣な心持を持つて居る爲に、未だ彼等に公民權を與へられないのではありますまいか、私は左樣に考へるのであります

（「向ふ側で反對だ」其他發言する者多し）

○議長（藤澤幾之輔君） 靜肅に願ひます

○山崎傳之助君（續） 諸君、靜に御聽きなさい、假令陣笠の演説なりと雖も諸君は謹聽せよ、私は一陣笠でありますが、申上げることは更に差違がない、歐米諸國に於きましては今や白耳義を除くの外は公民權若くは參政權を與へて居らない國はないのである、是は何が故であるかと申しますれば歐洲戰亂以前は僅に三四箇國であつたものが、歐洲戰亂以後は俄に激增して、今日に至りましては、殆ど一國もない程である（「緩くりやつて呉れ」と呼ぶ者あり）緩くりやれと云ふことは出來ない、議案が多いから――それは何が爲であるかと申しますれば、歐洲戰爭に當つて婦人の働と云ふものは大なるものである、君達が此議場に來て辨當を食つて、飯を食つて、酒を飲んで彼此れするよりも、尙且つ彼等の活動と云ふものは大なるものであります、其大なるが爲に俄に女と云ふものは弱いものではない、男と同等に强いものである、男と同等の權利を持つて居る、權利と云ふことは與へるのであるが、權利でなく男と同等の資格を持つて居るのである、左樣な爲に俄に女子に參政權を與へて居るのであります、故に我國に於きましても亦之に對する同等の――歐米諸國の婦人も我國の婦人も何等變る所はない、皆同等であります、故に私は先づ漸進的に國政に參與する以前に向つて公民權を與へて、地方政治に參與すべしと云ふ議論には私は贊成を致すものであります、尙ほ議論に付きましては第二讀會に於きまして、私の論議を盡すことに致します。

（片山哲君登壇）

○片山哲君 私は無產政黨の立場から婦人公民權問題に付きまして、提案者及び政府に極めて簡單に質問を致したいと思ふのであります、提案者たる末松君及び若宮君より極めて熱心に、且又本案の最も必要なる所以を說明されたのを聽きました、併ながら兩君の說明に依りましては、今日日本の政界を革新する爲に、或は又經濟上、或は社會上、各種の問題に關聯して、特に婦人公民權に限つて、茲に提案すると云ふ理由を吾々は發見することが出來なかつたのであります、今日吾々の立場から申すと、婦人の政治的社會的、經濟的、法律的、各種の不當なる差別待遇を撤廢しなければならない、

之を排斥しなければならないと云ふことが最も重大なる問題であると思ふのであります、此法律的、經濟的、即ち婦人が男子と同様に働いても、男子と同様な或はそれに近い賃銀を得られないとか、或は又法律的に家族制度の下に於て、各種の束縛を受けて居ると云ふやうな問題は總て國政に關する問題でなければならぬのであります、即ち國政に參與せしめると云ふことに依りまして、今日婦人が受けて居る各種の不合理と不平等を排斥することが出來ると思ふのであります、何故に今日公民權に限つて之を提案し、婦人參政權と云ふ所まで徹底しなかつたかと云ふことを、吾々は質問しなければならないのであります、即ち今日に於きましては男子の普通選擧法を考へて見ましても、普通選擧は國政に直に問題を進めまして、さうして自治制の問題は其後になつたのであります、即ち手續の上から申しましても、極めて簡單である、又婦人だけ今日自治制の訓練を與へる、政治訓練をそれに依て與へると云ふやうな事柄は、殆ど意味をなさないと思ふのであります、殊に我國の自治制は極めて幼稚である、今日の自治制は改革すべき點が澤山あるのであります、而して又自治制に關する民衆の權利と云ふやうなものは極めて少くして、官僚的自治制なりと謂うても過言でないと吾々は考へて居るのであります、斯う云ふ方面に婦人を訓練せしめるとか參加せしめるとか云ふやうなことに依りまして、果してどれだけの婦人解放の實が擧るのでありませうか、どうしても婦人解放を叫ばうと思ふならば國政に參與せしめる、即ち婦人參政權に進まなければ、斷じて其効果はないと云ふことを吾々は信ずるのであります、此點に付きまして何故に今日公民權に限つたか、何故に公民權に其提案を止めたかと云ふことを、兩君に質問致したいのであります

それから政府に對しては、此案に對して如何なる考を持つて居らるゝかと云ふことを聞きたいのであります、或は政府からは今日婦人參政權及び婦人公民權付與は時機尚早であると云ふやうな御答辯を得るかも知れない、併ながら今日時代の趨勢は兩君に依つて說明された如く非常に進んで居る、其趨勢に從ひまして此處に本議案が提出せらるゝやうな狀勢になつて居るのでありますから、時機尚早と云ふやうなことは、殆ど議論の餘地がなからうと思ふのであります、院外の狀勢を觀ますならば、非常に進んで居るのであります、さう云ふ御答辯を吾々は聽く必要がないと思ふのであります、然らば假に尚早なりとせば、即ち次の通常議會に於て此婦人公民權を政府は提出する考を持つて居るか、或は又進んで婦人參政權を何時提案する考を持つて居るか、是等に關して政府の所見を聞かなければならない、恐らく貴族院あたりの空氣を惧れて、今日日本の反動的或は封建的、專制的の氣運を惧れ、遠慮して居るのではないか、因循姑息の考を持つて居るのではないかと云ふことを吾々は考へるのであります、此點に關しまして提案者及び政府の所見を茲に質問致す次第であります

（末松一郎君登壇）

○**末松偕一郎君**　只今片山君から御質疑がありましたが、之に對する答辯は既に先の說明中に於て申上げた筈でありまするが、簡單に要點を申上げます

申すまでもなく吾々が婦人に參政權を與へると云ふことは、實際上の問題としても理論の問題としても、當然であると云ふことを考へるのであります、併ながら此問題は相當重大なる問題である此特別議會の短期の場合に於て之を提案

すると云ふことは如何であらうかと云ふことを考へたのが一つの理由であります又一方に於ては先程も辯明致しましたるが如く、參政權を與へる前に公民權を與へて、之に依つて婦人の政治的訓練敎養をすると云ふことが、最も適當なる方法であつて、我が婦人の參政權を十分に活用する所の方法として當を得たものと云ふことを信じて、今回は公民權の提案を致した次第であります(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 若宮貞夫君

○若宮貞夫君 極めて簡單でありますから、當席から御許しを願ひます

○議長(藤澤幾之輔君) 宜しうございます

○若宮貞夫君 參政權のことに付きましては、只今末松君から御答辯でありまして、要は大體盡きて居ると思ひます、簡單に申せば、漸新主義を採つて過なからしめんと欲することであります(拍手)又第一の御尋である所の各般の方面に亘つての差別待遇を撤廢することに付て、何と考へるかと云ふ御尋であつたと承りましたが、此點に付ては吾々も十分考慮を致すのでありまするが、片山君も御承知の通り公民權を與へて參政權を與へることの準備として、漸進的に公民權を與へると云ふことと其事が、婦人に對する差別待遇の最も大なるものゝ一つを除却致したいと云ふ趣旨に外ならぬのであります、漸を以て進む積りでありますから、御安心下されて本案に御贊成あらんことを希望致します(拍手)

(政府委員齋藤隆夫君登壇)

○政府委員(齋藤隆夫君) 片山君の御質問に對して簡單に御答を致します、日本の婦人は建國以來今日に至るまで、政治上の權利を與へられたことはないのであります、併し時代は非常に變化し、進歩して參りましたからして、新に參政權を與へると云ふことに付きましては、主義と致しては別に反對は致しませぬ、けれども其時機に付きましては相當に考慮すべき價値があると思ひます、又本案は國政に參與する權利を與へるのではなくして、地方自治體の行政に參與する公民權を付與するか、しないかと云ふ問題であるのみであります、公民權の付與に付きましても、主義と致しては別に反對すべき理由を發見致しませぬ、併ながら之を實施するに當りまして、公民權の範圍及び公民權の資格等に付て研究せねばならぬ幾多の點があるのであります

公民權の範圍とは何であるか、今日の法規の下に於て無條件で公民權を與へましたならば、市町村會の議員の選擧權被選擧權は言ふに及ばず、名譽職に選ばるゝ所の權利も義務も、亦進んでは縣會議員の選擧權被選擧權も與へねばならぬことになります、又公民權付與の條件に付きましても、何等制限を附せずして全然男子と同一の基礎の上に於て與へるか或は幾らかの期限を設けることが今日の場合に於ても適當であるかと云ふことに付ても考へなければならぬ、要するに公民權を與へると云ふ趣旨に付ては反對を致しませぬが、其實施に當りましては先程申上げました所の理由に依つて、今遽に案其物に贊成をすることは出來ませぬ、併し本案は民政黨及び政友會各々過半數の贊成の下に提出せられて居るのでありますから、政府に於きましても此案に對しては十分に重きを置いて見ると云ふことだけをば茲に附加へて置きます

○岡本實太郎君 日程第一乃至第六の六案を一括して、議長指名十八名の委員に付託せられんことを望みます

○議長(藤澤幾之輔君) 岡本君の動議に御異議ありませぬか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました、

衆議院委員會に於ける論戰（五月九日速記錄轉載）

會議

昭和五年五月九日（金曜日）午前十時二十五分開議

出席委員左の如し

委員長 末松偕一郎君
理事 杉浦武雄君
理事 西岡竹次郎君
深水清君 風見章君
山桝儀重君 谷原公君
信太儀右衞門君 武谷甚太郎君
林平馬君 若宮貞夫君
星島二郎君 田子一民君
犬養健君 森本一雄君
篠原和市君

同日委員加藤久米四郎君辭任に付其の補闕として篠原和市君を議長に於て選定せり

出席國務大臣左の如し

內務大臣 安達謙藏君

出席政府委員左の如し

內務政務次官 齋藤隆夫君
內務省地方局長 次田大三郎君

本日の會議に上りたる議案左の如し

市制中改正法律案（末松偕一郎君外三十四名提出）
町村制中改正法律案（末松偕一郎君外三十五名提出）
北海道會法中改正法律案（末松偕一郎君外三十二名提出）
市制中改正法律案（若宮貞夫君外十三名提出）
町村制中改正法律案（若宮貞夫君外十三名提出）
北海道會法中改正法律案（若宮貞夫君外十三名提出）

○末松委員長 是より議事を開きます

○西岡委員 政府委員、特に安達內務大臣のご出席を委員長からご請求願ひたいと思ひます

○末松委員長 豫め交渉して居りますが、只今陳情者に面會中でありますから、直ぐに來られることと思ひます

午前十時二十七分懇談會に入る

午前十時四十三分懇談會を終る

○末松委員長 それでは質疑に入りますが、其前に此委員に付託されて居る衆議院議員選擧法中改正法律案は、市制、町村制、北海道會法中改正法律案の委員會の濟んだ後で付議すると云ふことに致したいと思ひますが、御異議ございませぬか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松委員長 それから此市制、町村制及び北海道會法の改正法律案も二つの提案になつて居りますが、是は一括して議題として議事を進めたいと思ひます

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松委員長 それではさう決定します――是から質疑を許します

○林委員 此法案は洵に重大なる法案である然るに本會議に於きまして昨日の光景などは極めて不眞面目であつた、是は都下の新聞などには其通り書き出されてあつたやうであります、どうも如何にも眞劍味が現はれて居ない、私は贊成するにしても反對するにしても十分に納得の行く所まで提案者に御聞きしたいと思ふ、既に提案の理由は此處で御聞きしなくとも、それは昨日承つてもありまするし又書類も廻つて居りまするから、此處で拜聽しなくて、直に質疑申上げたい、第一に理由書にありまするとの中に、女子の政治に參與したいと云ふ希望が次第に旺盛となつて來て其運動も亦熾烈を加ふるに至つて居ると云ふやうに斷定されて居るのでありますが、私共の見る所からしますると、今日女子が次第に熱心なる運動をして居ると云ふやうなことは毛頭思はれない、殆ど同じやうな顏觸れの人が、同じやうな數に於て一定の運動を續けて居るのであつて、段々に全國的に擴つて參るやうな傾向を思ふことは出來ないのであります、女子國民擧げて之を熱望すると云ふやうな風には到底認められないのであるが、提案者は何を以て希望が旺盛になつて來て居る又運動が熾烈を加へて居ると云ふことを斷定

されたのであるか、お聞きしたいのであります

○深水委員　今林君からのご質問がありましたが、林君の旺盛でないと云はれるのは何處を見て言はれるか分りませぬが、私共の見る所では概して旺盛になりつつあると思ふのであります、現に私共の知つて居る範圍に於て殊に私の縣なんかの模樣から言ひますと、先般の總選擧の頃でも、大概聽衆の三分の一は婦人であります、頗る眞劍味を帶びて居つたのでありまするが、地方に依つてはそれまででない所もありませうが、概して旺盛であると私共は考へるのであります、林君の何時でも同じ顏と仰しやるのは、定めて東京方面の事を指して言はれるのではなからうかと思ふのでありますが、私共は東京邊りのそんな人の言ふさう云ふ方面の人を指して斯う云ふ重大なものを決したのでなくて、眞劍に地方に於ける婦人の要求、殊に公民權に對する要求の熾烈なるを如實に認めて居るのであります

○西岡委員　私も一寸一言今の深水さんの說明に補足致したいと思ひますが、林君は昨日の本會議の光景は不眞面目だと申されますが是は誰が不眞面目にしたかと云ふことは自らご存じであらうと思ひますが、婦選の要求か同じ顏觸でないと云ふことは、前と今日では確に變つて居るとはつきり申上げられる、其婦人の輿論が非常に秩序的に進んで居ると云ふ其證據は、一寸請願委員會の經過をご覽になつても分ります、全國から秩序的に、殆ど全國一縣殘らず多數の人が請願を致して居ります、それから先月の二十七日に青山の青年會館でございますが、此處では全國から五百何十人と云ふ代表的婦人諸君、其地方に於ける先覺者と言はれる所の代表的婦人諸君が集つて、婦人參政權に關する大會を催した。是は將來の日本の政治、特に婦人の政治的進出に關する歷史を劃する所の見逃すことの出來ない出來事であらうと思ふ、其時の光景は大會共ものに私共は遲れましたが、其晩の會に出席して見たのでございますが、中々しつかりした各方面の代表者諸君の意見を聽くことが出來たのであります、恐らく林君が今まで各方面に對して無關心であられた結果でないかと私は考へて居ります

○山桝委員　斯う云ふ機會に私も此事を明かに致して置きたいと思ひますが、此婦人參政權に關する政治運動の團體が最初は非常に弱かつたのでありますが、數年來段々と盛になりまして、婦選獲得同盟の如きは全國に多數の會員を持つて居りまして機關雜誌を發行して活動を續けて居ります、極く最近のことを申しますと、金澤市に婦選獲得同盟の支部が出來まして、非常に大きな集りを催して居るのであります、又關西聯合婦人會と云ふ會がありまして、全關西の各府縣の婦人會が各府縣每に聯合して居りまして、其聯合會の會長は主に知事の夫人がなつて居られるのでありますが、各府縣の婦人聯合會が更に全關西で聯合したものが全關西聯合婦人會でありまして、此全關西聯合婦人會が會の決議を以ちまして之を要求致しまして、請願書を多數に全國より集めて持つて來て居ることは事實であります、非常に全國的に運動が盛になつて居る、殊に普選が二回行はれまして、家每に政治問題が論議され、婦人の方が政治運動に一層熱心であるといふやうな聲さへ聞くのでありまして選擧に携はられた方は能く其事情をご承知の筈であると思ふのであります、斯う云ふ事情でありまして決して今は此要求が微弱であると云ふのではないのでありまして、年々熾烈を加へつゝあると云ふことを斷定して毫も差支ない事情であると、私は全國の事情を能く調べて居るので承知して居る、之を以て此事情を御諒解願ひたいと思ひます

○深水委員　先刻の說明の中に私は緊要なことを落しましたが、是は特別の感想かも知れませぬけれども、私は斯う云ふ考を持つて居ります、詰り將來起る問題でありますが、婦人に公民權乃至參政權を許すと家庭の平和を破壞しはせぬかと云ふ、是が唯一の一方面から見た懸念になつて居るやうであります、そこで其事は省きまして、此婦人の要求が屢々斥けられると云ふことになつて來ると、婦人共ものが詰り熱と力に依つて此權利を取得しなければならぬと云ふやうな、婦人の立場になることを私は非常に回避したいのであります、詰り婦人が力と熱で此運動を續けて此權利を取ると云ふやうな決心が萬一出ると致しますと、私共の重んずる家庭の平和と云ふ

ことは或は其方面から壞れる虞があるのであります、現狀位で之をすらつと渡しますと、私共の理想として居る家庭の平和と云ふものは必ず維持され得る之を餘り侮辱したり餘り斥けたりして屢々彼女等を辱めて置きますと此結論は彼女等は何時か力で取る．熱で取ると云ふやうな決心を起すと思ふのでありますと其決心が怖いのであります、其決心の結果は必ず吾々の理想として居る日本の傳統的の家庭平和、家庭制度と云ふものゝ破壞になるかも知れませぬ、それで私は此點を見越して、早くそんなことにならない内に、平和に此方から先を越して之を渡したい、斯う云ふことが私共の理想であります、此事を一寸附加へて申上げて置きます

○谷原委員　提案者から今段々御說を伺ひましたが、女子の方に於ても政治に參與する權利を要求して居ると云ふやうなことに付きまして段々實例を擧げて御示しがありましたが私共も所謂參政權即ち衆議院議員の選擧等に關する方面に於きましては、洵に御說のやうな現象を事實に於て段々認めるのであります併ながら今問題になつて居りまする或は市制町村制、斯う云ふ方面に於きましては餘り私共と致しましては確かな實例を認めないのであります、而して私共此市制町村制等の改正されました所謂普選の體驗を以ちまして――選擧違反等の事實事情に付て自分が體驗する所に依りまするとゝ云ふと、此戶別訪問を禁止致しましたが爲に、選ぶ者、選ばるる者の間に於きまして非常に連絡が取れ惡い、即ち戶別訪問禁止になりますると云ふと、立候補者の主義政見を周知せしむる方法としては、文書若くは演說に依らなければならない、然るに市町村等に於きまして、市は暫く別と致しまして町村殊に郡部の町村等に於きましては、其候補者に於て演說をする所の知識能力を持たないやうな候補者も今日の文化の程度に於ては少くないのであります又文書に依りまして其政見を發表致しましても、それを咀嚼する知識能力を持たない有權者も頗る多いのであります、殊に女子の方面に於きましては一層其程度が遲れて居りはしないかと思ふのであります、即ち現行制度に於きまして、懇談的に意見の交換をすることが禁ぜられて居るのでありまするが、左樣な場合に女子に選擧權を與へると云ふことになりまして、果して此女子をして候補者の政見を十分に理解せしむる――即ち男子に比較致しますると多く家庭に在りまして社會的の見聞が狹いと云ふことは、是は日本の家族制度、家庭生活の上に於きましては爭ふことの出來ない事實でありますが、左樣な女子に直に選擧權を與へてさうして果して候補者と選擧民との間に旨く所謂政見の交換、意思の連絡と云ふものが取れるでありませうか、何かそこに選擧權を與へると共に他の選擧制度の上に於て改正を加へると云ふやうな必要は御考になつて居ないのでありませうか、其點を一點伺ひたいのとそれと段々御話も承り、私が又冒頭申上げました如く實際の趨勢は市町村會議員の選擧權或は被選擧權を要望するよりも、より以上所謂參政權、國政に參與する所の選擧權、被選擧權を獲得せよと云ふことの機運と熱とが一層强いのではなからうか、是は見る人に依つて違ふのでありませうが、私共の體驗、又先程承つた實例から見ましても、寧ろ衆議院議員選擧に女子の方の要望が多くして、市町村制度の選擧にけ熱が餘り出ない、餘り要望の聲が立たないと云ふのが實情でないか、若し果して實情とするならば、寧ろ參政權の方も共にするか、或は其方を先にすると云ふのが順序ではなからうかと云ふ點を伺ひたいのであります

時間の節約上此際私は政府當局にも一言御伺致したいと思ふのであります、大體政府當局の御意見は昨日本會議で承つたのであります、現政府と致しましては所謂國民の總意を議會に反映せしむると云ふ政綱は、無論今日に於きましても是は確然と御執りのことであらうと思ひまするが、然らば組閣後相當日も經つて居られるのでありますから定めて此婦人の參政權或は公民權等に付きましては、相當な準備と計畫が御有りなさることであらうと思ふ、昨日承る所に依りますと、公民權の程度或は內容時期等に付きましては何か御意見があるやうに承りましたが、果してどう云ふ御意見があるのかどう云ふ御準備があるかと云ふことを承つて居ないのであります、それ

で此委員會に於きまして具體的に一應承りたいのであります、即ち男子が女子の權利と利益を十分主張する實體であるから、まだ今日に於きましては餘り急がない、即ち男子を通じて女子の民意も議會に反映して居るのであるから、まあ餘り急がないと云ふやうな何か御考でもあるのか、或は又近く此際に婦人に對しても公民權は勿論參政權を與へると云ふので、或は着々と御準備中であるのであるか成るべく此際一層具體的に承りたいと思ひます

○末松委員長 一寸御相談しますが、只今林君からの質問がまだ濟まないさうでありますから、林君の質問を續けたいと思ひますが、其前に内務大臣の出席を願つて、西岡君から御質疑があることになつて居ります、内務大臣は色々御忙しいやうでありますから、只今谷原君からも政府當局の御答辯を願つた質問もありましたが、西岡君の質問を聽き、それに依つて政府の答辯を谷原君の分も一緒に求め、此際政府に對する質問を先に致しまして其後で林君の質疑を繼續致したいと思ひます

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西岡委員 私は安達内務大臣に御尋をして置きたいと思ひます、此婦人公民權は今の情勢からしまして衆議院は必ず通過するゝ思つて居るのであります、其婦人公民權に對する大體の御考と、衆議院を通過致しました場合には、之に對してどう云ふ風に御考であるか先づ是から御尋致します

○安達國務大臣 昨日齋藤政務次官から本會議で御答致してございますが、公民權問題に付きましては、大體に於ては婦人に市町村の選擧權だけを許すことを認めたいと斯う考へて居ります、之を要しまするに婦人の參政權公民權問題に付ては、漸進主義で行く積りであります、それは理想としては私も色々考を持つて居りますが、今日の實社會に比較して如何にして此問題を解決するかと云ふと、先づ市町村の公民權の選擧權だけを與へて、さうしてそれから漸次進んで行くと云ふ、約言すれば即ち漸進主義で此問題を解決して行きたいと、斯う云ふ考であります、それであなた方の出された案の通りにしても、大分專門家の調で見ると――あなた方も專門に御調になつたらうと思ふけれどもが、まだ〳〵缺陷があると云ふことを、内務省の方で調べて居ります、あなた方の案の通りやつて行くとしても、まだ缺陷がある、それで内務省で考へて居るやうに、婦人に此公民權の先づ選擧權を與へて行くと云ふことにしたらば案の根本から造り直さにやならぬと思ふ

○西岡委員 さうすると市町村だけに與へる道府縣會議員の選擧權を與へる御考はございませぬか

○安達國務大臣 ないのであります

○西岡委員 衆議院の殆ど三百五六十人の者は今日の場合道府縣會議員、市町村會議員の選擧權被選擧權を與へて宜いと云ふ風に認めて居ります、唯々法文の上に於て多少は技術的にどうでも直せると思つて居りますが、輿論を特に尊重して御出でになる現内閣と致しましては、衆議院は全國の輿論の府である、而して衆議院には三百六十人の大多數の者が今日即刻公民權の選擧權被選擧權を與へなければならないと云ふことの意思表示をしましても、之に對して矢張り政府はまだ衆議院の考は間違つて居ると云ふ風に御解釋でありますか

○安達國務大臣 先きに御話しましたやうに先づ市町村の公民權を與へることを第一着とする、而も選擧權を與へる、それから漸次上の方に上つて行かう、之が私は今日の日本の狀況に於て――大分あなた方仲間には進んだ論がある、私一個としても存外進んだ考を持たぬでもないけれども、眞に日本の實狀の水平線が何處に在るかと云ふことを考へて、さうして實行しなければならぬ、唯々玆で衆議院を通す、それだけで宜い、衆議院は通ります、私も通らうと思つて居るが、併ながら之が法律となつて全國に普く行はれるやうにするには其處に幾多の曲折があるからそれを考へて漸進主義で行かうと云ふことか私の考であります、今は實行するならば斯うしたが宜しい、是だつたならば――それでも私は中々容易なことでないと思ひます、私の實行論にしても容易なことでない況んや一氣呵成にやらうとしても、それは困難なことゝ私は思ふそれで漸進主義で行く、即ち一歩々々進んで行かう、併し到著點は殆ど個人的の私とあな

た方との意見は一致して居るやうに思ふけれども、其處まで行くには年月を要する、御承知の通り世界の各國で婦人の參政權問題に付ては幾多の歳月を要して居ることは御承知の通りであります、日本でもさう云ふ具合にやりたいと斯う考へて居ります

○**西岡委員**　さうすると大臣は個人としては公民權全體には贊成である、併ながら衆議院を通るかも知れないと云ふことを御認めになつて居られるか、之を實際の法文にするには幾多の困難がある、ざつくばらんに言へば貴族院を通過するのは餘程困難であると云ふやうな意味に解釋しますが、さう致しますと、假に次の通常議會には政府案として、今の市町村の選擧權だけは御出しになる御考でありませうか

○**安達國務大臣**　今調査して居ります

○**西岡委員**　御出しになる御決心でありますか

○**安達國務大臣**　調査の結果に依ります

○**西岡委員**　さうすると調査と云ふことになると、何時であるか分りませぬ

○**安達國務大臣**　私の言ふのは年齡であるとか、色々なことを研究するのでありまするが輿論はどうなつて居るかと云へば、男子より多くするかと云ふやうな喧しい論があります

○**西岡委員**　輿論と仰しやるが、輿論を代表するものは議會ではありませぬか

○**安達國務大臣**　議會以外のことを考へなければならぬと云ふのは、必ずしも衆議院だけで考へるやうに行かないことがあるぢやないかと云ふ意味であります

○**西岡委員**　併ながら輿論を調査爲さると仰しやるが其調査を爲さる輿論と云ふのはどう云ふことですか

○**安達國務大臣**　輿論を參酌すると云ふことです

○**西岡委員**　それから外國も幾多の年月を經て來たと云ふ御話でありますけれども、英吉利は既に六十年前に公民權を與へて居る、今日婦人に公民權を與へるのは選擧權――殊に今仰しやるのは選擧權だけである。それも市町村のは次期に出せない、もつと研究、調査をしなければならぬと云ふのは一時逃れの御言葉でありませぬか

○**安達國務大臣**　一時逃れではありませぬ、私は眞に考へて居ります、決して唯々無責任な當座の話をして置くと云ふのではありませぬ眞に考へて實行しようと思ふ、衆議院は通過する、併ながら貴族院を通過して愈々法律案となつて容易に實行せられるかと云ふと、それは中々貴方自らも一寸さうは考へられまいと思ひます

○**西岡委員**　併し樞密院の内部に於きまする二、三の方の御意見を聽いたこともありますが、勿論被選擧權はいけないけれども、選擧權を與へた方が宜いと云ふ御意見の方もあります

○**安達國務大臣**　貴族院にもさう云ふ御意見の方があります、それは知つて居ります

○**西岡委員**　樞密院にもあります、さう云ふ意味から參酌致しまして、今の時期とか輿論とか云ふのは可笑しいやうに思ひます

○**安達國務大臣**　併しそれは局部であつて全部ではありませぬ、能く見定めてやらうとするのです、それで調査をすると云ふのを、一時逃れで誠意がないと言はれるのは間違であります

○**西岡委員**　恐らく衆議院の大部分は公民權を與へても宜いと云ふことに一致して居ると思ふ、大臣自身も仰しやるやうに貴族院内に於てもさう云ふ御意見の方がある、樞密院内にもある名前を指しても宜いのであります、而ももつと進んで衆議院議員の選擧權をも與へて宜いと云ふ意見を持つて居られる人が樞密院内に居られます、私は此際もつと調査をしなければならぬと云ふのはどうも可笑しいと思ひます

○**安達國務大臣**　若干あると云ふことです

○**西岡委員**　私はさう云ふことから綜合して輿論は熟して居りはしないかと思ひますが、思切つて贊成されてはどうです、公民權だけ同情して居ると云ふ御言葉ですが、公民權は市町村だけと仰しやるのですか、道府縣會議員は……

○**安達國務大臣**　それは市町村を先づやつてそれから次に及ぼうとするのです

○**西岡委員**　それだけでも一つ次に出すと云ふ御決心の意思表示が出來ませぬか

○**安達國務大臣**　意思表示と云ふことですが

胡魔化して今日此場を逃れるのでなく、實際にまだどうすると云ふ案がありませぬから、それで調査をして成案を得たいと考へて居ります

○末松委員長　谷原君の質疑に對して政府の御答辯がありますか

○谷原委員　大體今の御答辯で分りました

○末松委員長　林君は政府に對する質疑がありますか

○林委員　ありませぬ

○末松委員長　それでは通告順に依て星島君に許します――星島君

○星島委員　現内閣成立後に於きまして總理大臣官邸に緊縮政策宣傳の爲に都下の各婦人團體の代表者を多數呼ばれたやうに聞いて居ります、それと同時に新聞にも出て居りましたが、其當時總理大臣内務大臣のどちらだか記憶しませぬが、此消費節約の問題は婦人の力に俟たなければならぬと云ふ御話があつて其當時の婦人の代表者は、政府は斯うまで婦人を重じてさう仰しやるならば何故第一に公民權、若くは參政權を認めて下さらぬかと云ふ質問をした揚合に、總理大臣若くは内務大臣は政府に於ては十分之を考慮して居る、最も近い機會に於て自ら提案でもすると云ふやうな言質を與へたやうに私共は噂に聞いて居るのでありますが、利用される時にはどんどん利用され、さうして今日の質疑應答に依れば極めて不徹底で而も市町村だけの選擧權であると云ふやうな生温い御答辯で私は非常に失望致して居ります、其後、殊に内務大臣の御夫人は其方に御理解がありまして、神戸其他に於て消費其他の宣傳に色々婦人の力を借りて居るやうに聞いて居りますが、政策の如何は兎も角として、一面から云へば非常に結構なことゝ思ひますが、何か其間に婦人の代表者に言質を與へて居らつしやるか尚ほ其ことに付きましては現政府は特に婦人の力を借らんとした御心持及び其問題に關する事に付きまして其當時のことを御伺ひしたいと思ひます

○安達國務大臣　總理大臣官邸に招いたにあらず彼處に寄つて話をしたいと云ふことで集りました、其時に話しましたが、度々婦人團體の代表者にも會ふのでありますが公私經濟緊縮委員會で婦人と會つたのは事實でありますが、婦人に同情して居ることも事實であります、婦人問題に同情して居ることも事實であります、それから私露骨に申すと是までに現内閣は婦人問題に付て研究し、諒解して、公民權をどうするかと云ふことを眞面目に考へて居るのは今迄の内閣に比較して一番だらうと思うて居る位であります、それで實際露骨な話をすると各政黨を通じて星島君や西岡君なども知つて居られる通り政友會にも婦人問題に付ては非常に進んだ議論がある、勞働立法問題と婦人問題は同じことである、政友會の方にも此問題に付ては進んだ議論がある、吾々個人としても進んだ考を持つて居りますが、公平に云ふと其反對に政友會にも民政黨あたりにも尚早論があると見て居る、勞働立法の如きも之れと逆ふけれども一方に非常に進んだ論をする人があるかと思ふと、非常に又遲れた論がある、是は二大政黨に同じ流れがあると見て居る、それで私は婦人問題は矢張漸次解決して行きたい、一度に解決しやうとすると非常に障碍があつて、出來ないから先づ公民權の問題から解決して進まうと、斯う云ふ考を持つて居るのです、それは婦人の代表者の人方も諒として呉れると思うて居ります、さう云ふことを考へて婦人問題の根本方針を立てて進んで行きたいと考へて居ります

○星島委員　何か其際利用はするけれども、確に與へると云ふことを仰しやつたのではありませぬか

○安達國務大臣　いやそんなことは申しませぬ

○星島委員　今御自慢になりましたけれども今日の議場の空氣を見ると與黨の方から色々冗談半分の質問が出たりして、洵に全體の空氣を壞したやうでありますが……

○安達國務大臣　それは甚だ遺憾として居ります、もう少し眞面目に此問題は論議せられることが宜いと思ひますけれども、毎年あなた方の經驗せられて居ることでありますが、どうも議場の光景は何時も緊張を缺くやうなことで甚だ殘念に思つて居ります

○田子委員　今の御方針で御調べになるのも一つの遣方と思ひますが、先程の御話だと市

町村の選擧權だけ御與へになり、被選擧權は暫らく考へやうと云ふやうな御趣旨の御調査のやうであります、此範法は大正七年でありましたか、英吉利の選擧法――市町村の方でなしに普通の選擧法の時分に「ロイド●ジョージ」が初めてやつた遣方で、初め選擧權を與へて後に被選擧權を與へようと云ふ考でありましたが、人を選ぶ政治能力ある者に、自ら參與する資格を與へないと云ふことは、全く時流に合はないと云ふ其理論で斬り詰められて、大正七年の夏頃に選擧權を與へて、暮に被選擧權を與へたことを記憶して居るのであります、東西兩洋の人の考も、稍々似たやうなことがありますが、市町村と云ふ所は結局家庭を稍々擴張したものである、學校もあれば水道もあれば便所もあれば、家庭と何等違はない小さなものであります、それを國家其ものを負擔せざるやうに御考になるのは、餘程事情が適切に御分りにならぬのぢやないかと思ひます、私は其方針で御調になるとしても、市町村だけに限つて先づ考へて見ようと云ふ頭であつても、選擧權と被選擧權を倂せて、自治の內容を深く研究になつて御やりになつた方が宜いぢやないかと思ひますが、大臣は選擧權だけに限つて調べて見たいと云ふやうな御考でありますか

○**安達國務大臣**　それは選擧權だけに限りませぬ、根本の調査を致します、あなたの御話のやうなことも私も氣が附かぬではない、それで先づ此第一關門を破ることが必要である、第一の關門が通れば後はすら／＼と、府縣會は勿論、衆議院の選擧權まで、そこまで私はすら／＼行くやうなことに我國の情勢はなりはしないかと云ふやうに考へて居ります、只併し中々第一の關門にぶつかつてどうなるか成るべく極く地味な考を以て行きたい、各黨派にも、それから各方面にも、是が爲に色々家庭の美風を破るとか、色々な論をする人もなきにしもあらず、さう云ふ危惧の念を抱いて居る人、又急激に德性の上に變化を與へやせぬかと言ふ人もあります、私は絕へずさう云ふ人に反對をして居ります、婦人を加へた方が比較的純眞なる考を持つて居る。それから保守的の考もあるから、日本の淳風美俗な心を破壞せしめざるやうにするには、婦人を參加せしめた方が宜しいと云ふやうなことを言つて反對する人を宥めて居るのであります

○**田子委員**　大體分りましたが、町村會は御承知のやうに八名乃至十二名と云ふ僅かの議員を生すのであります、市會でも普通は三十名程度のものであります、女が學校の問題を議するとか、衞生の問題を議するとか、斯う云ふことは普通のことであつて、別段大きな衆議院の四百六十六人の所へ立つて議論をすると違ひまして、興奮することもなし、全く家庭的に話の出來る町村會に參與させることに對して、漸進主義と云ふのは餘り固陋と言つては失禮か存じませぬが、昔風の考ではないかと思ひます、大きな家などでは十二名も十三名も家族があつて、時に皆集つて話をすることがあるのであります、市町村會のやうな人數の少ない所で、其村のことを憂へて居る女が集つて話をすると云ふことは極く善いことだと思ひます、どうか御調べになるとすれば、さう云ふやうな極く小さな範圍のことも細かに御調べになつて、今此法案をどう斯うと云へば隨分御難澁かも知れませぬが、愼重に御考を願ひたいと思ひます

○**安達國務大臣**　承知致しました

○**篠原委員**　今內務大臣は漸進と言はれましたが、大體只漸進では分らぬ、市町村の選擧權を與へて被選擧權を留保しようと云ふが縣會や國會の方は大體どれだけの年限階段の漸進であるかそれを伺ひたい

○**安達國務大臣**　どの位の年限と云ふそこを具體化して御話をする迄に定めて居りませぬ

○**篠原委員**　尙ほ各黨派を通じて民政黨諸君が一番進んで居つて、一番理解あり、同情あるやうに御吹聽でありましたが、實際昨日の議場に於ける民政黨諸君のあの態度の不眞面目なることと、それからもう一つは此案を黨議で御出しになつたのであるか、或は有志代議士で御出しになつたのであるか、それを伺ひたいのです

○**安達國務大臣**　內務大臣としてはどうも：

○**篠原委員**　黨の關係のこととして御答辯がありませぬが、そこらを綜合して見ると、どうも內輪に於て漸進主義と云ふ、詰り尙早論と云ふ風の空氣の方が多いのでありますか

○**山桝委員**　黨議ぢやありませぬが有志の名

前で出したのであります

○篠原委員　有志にして見ますと民政黨全體から見れば、どうも、政友會を吹聽する譯ではありませぬが、政友會の全體に比較して極く少ないやうに思ひますが……

○山枡委員　そんことはない、政友會は總數百七十名に對して民政黨は百八十名、政友會の數よりも數多くすることに努力したのであります

○篠原委員　それと關聯して居るのですが、六大都市の都制案、あれに付て調査委員を設けて居られるやうですが、どの位の程度に調査が進んで居りますか、是は御やりになる御考はあるのですか

○安達國務大臣　問題外ですが御答して置きます無論調査を致しましたが、議會解散に遭ふとか、臨時議會があると云ふやうなことで遲れて居りますが、臨時議會が濟みましたらあの委員會を開きたいと考へます、之には市長なり、市會議長等が列して居りますから、熱心に各方面で調査をして居る筈です

○篠原委員　先般來大阪でありますが、濱口內閣が出來て以來有志の諸君が六回程上京して、速にやつて貰ひたいと陳情し、內務大臣にも數回陳情して居る、成るべく早くやる考だと云ふやうな意味で、どうも實際は何等調査を進めて居らぬやうで、口で言ふことと腹とは大分違つてやせぬかと同僚からの報告がありましたが、是は議會が濟んだら直ぐ御開きになりますか

○安達國務大臣　直ぐと云つて何時と日は定めませぬが、議會後には開く積りであります何ぼ今地方局長から聞きますと、各委員が各々調査する問題を持つて歸つて居りますからそれが纏り次第に開くことになつて居るさうです、遠からざる中に開くものと考へて居ります

○篠原委員　私共の見た所では選擧に利用する爲に、直ぐやる〳〵とだけのやうに思へるのですが……

○安達國務大臣　いや、そんな不眞面目なことぢやありませぬ

○篠原委員　議會後速に開くと云ふことですが、地方局長から詳細の說明を今の程度に伺ひたい

○次田政府委員　六大都市都制調査會は一度開きまして、其席上で如何なる問題を先づ調べたら宜いか、如何なる順序、如何なる方法で調べるかと云ふことを相談致しました、そこで是だけのことは誰が擔任して調べるかと云ふ分擔を決めまして、六大都市の市長と其都市の府縣知事等それ〳〵其都市、其府縣の實情に付て調査すべきものを調べ、それが纏つた所で此次の調査會を開くと云ふことに申合せてあります、其當時是はずる〳〵になつては、困るから、三箇月位の間に之を調べて貰はうではないか、と云ふ相談が、會の內輪であつたのでありますけれども、さう日を限りましても、其間に調べることが出來るか分りませぬから、兎に急い角でやると云ふことにしたが、委員の中には三箇月は長過ぎると云ふ話もありましたので、調査が纏り次第にやらうではないかと云ふことで、散會になりました、其後各都市の市長に對しまして催促したのでありますが、なか〳〵是はむづかしい殊に財政の關係が非常にむづかしいのでありまして、昨日も橫濱の市長からまだ調べが終らぬで濟まぬと云ふ挨拶を受けたやうな有樣で、それが纏り次第に此調査會を開くことに致します

○末松委員長　通告順に依つて信太君の發言を許します

○信太委員　先づ內務大臣に對して問を發したいと思ひます、其後に提出者たる末松委員長に對して質問致したいと思ひます、吾々立法府に在る者が、今女子に參政權を與へるや否やと云ふことを論議することは文明國の人として甚だ淋しさを感ずる者であります、何れの人類たるを問はず、殊に文明國の人々は政治に參與すると云ふことは當然の權利であり、且つ當然の主張であります、動もすると女性を虐げて、萬事男性を以て獨占することは既に時代錯誤であります、此事は私が喋々申す時間もありませぬが、御承知の通り、近代女子が政治に參與することに付ての熱誠は色々の方面に於て現れて居る、一番卑近な例は各新聞の論調を見ても近來は非常に眞面目に婦人問題を提げて書いて居るのであります以前の婦人の讀書の大部分は家庭欄とか、或は一部の娛樂と云ふことでありましたが、最

近には政治を如何にして旨く運用し、其國の富の増進を圖り、人類の幸福を圖らんかと云ふことに付て可なり深刻に女子の間に於て唱道されて居ります、斯の如き當然なる主張に向つて、國家が參政の權能を付與せぬが如きは一種の矛盾なりと考へます、何時も當局の申すことは意見には賛成であるが、時期尚早であると云ふことにして處理されて居ります此主張は少くとも正義に立脚したる一種の結晶と思つて居ります、今回の第十七回總選擧なども、動もすれば安達内務大臣の功勞であるかの如く惡口を言はれて居りますが、私は安達内務大臣が職權を以て選擧に臨んだとは決して思はない、其裏面には正義に強き女子の非常に強い一種の力が伏在して居つたものと斷言して憚りませぬ、殊に女性は家庭に於ても亦公の場合に於ても隱然たる力を持つて居ります、如何なる偉人と雖も家庭に入る場合に於ては其母とか、奥様と云ふものの可なり影響を受けて居ります、斯の如く虐げんとしても虐げ得ざる一種の尊き權能を持つて居る女子に對して、參政權を與へることに付て尚早であるとか、まだ考慮中であると考ふ如きは、男女兩立して初めて眞の文明を建設することが出來ると云ふ前提から言つても丁度二本の足で歩むべきを一本の足で歩まうと云ふ一種の矛盾が其處に存して居るのではなからうかと思ふ、此點からして一日も早く國民共同の要求を御容し下さつたならば、而もそれが一日早ければそれだけ早く國家が幸福の域に達し繁榮の域に到着することを疑はない何時も當局は考慮中であると云ふやうな言辭に託して、失禮なる言であるか知れぬが、それを以て事を糊塗するやうに見受けられます下手な將棋には待つたが非常に多くありますが、どうぞ此點は賢明なる内務大臣の御立案に依りまして、又あなたの賢明なる理智の閃きに依りまして一刻も早く之を上程し又當局も之に對して賛同の意を表し、立派な法律として世上に現れんことを私は希望する者でありますが、之に對する眞に政府の率直なる御答辯を煩したい

○**安達國務大臣**　今の御希望は大體に於て御尤もと思ひます、私個人の意見を露骨に率直に御話しますれば大體御同感である、扨て之を政治家は實行しなければならぬ、實行するに就てはそこに幾多の障碍がある、幾多の曲折を經なければならぬ、其障碍を排除し其曲折を旨く通り拔けて行かなければならぬが、玆に理想を直に實現が出來ざることを遺憾とするのであります、併し漸進主義と言うても程度を言へば成べく早く急進になるやうにしたいと思ふけれども、なか〳〵さう行かないから、如何にして之を實現するかを考へなければならぬ、そこで一應關門が破れるとそれから先は第二、第三の問題は案外旨く行くと思ふ、第一の關門は何かと云ふと公民權問題である、公民權問題が旨く貴衆兩院を通過し而して是が法律となつて實行され、大變成績が良いと云ふことになつたら、私は選擧權の如きも樞密院邊りでも非常に諒解が出來て來ると思ひます、要するに此婦人問題の解決をするには、多少の歳月を要する斯う考へて居りますから、御意見と私は大體は一致して居るけれども、そこまで進む道程は多少日子を要する斯う考へて居ります、それだから先づ公民權問題を解決して、それから漸次府縣會及び衆議院の選擧權に及ぼさう、斯う考へて居るのであります

○**信太委員**　委員長に對しまして私は此案の運用に付きまして更に御尋ねしたいと思ひます此案は勿論大多數を以て衆議院は通過されることと自信して居りますが、是が貴族院の方に廻された時分に當りまして吾々は虞るゝことは、彼れ之を握り潰すでなからうかと云ふことであります、其前例は澤山あります、會期も非常に切迫して居り、又貴族院の連中は動もすると緊急を要しない問題であるからと云ふ、一種の彼れ一流の頑冥なる趣旨からそんなことを申すかも知れませぬ、之に對して提案者であり又委員長である所の末松君の御自信ある御持論を拜聽したいと思ひます

○**末松委員長**　御答致しますが、委員長としても提出者としても十分なる努力を以て成べく貴族院を通過するやうに努めたいと思ひます

○**林委員**　私は最初に申上げましたやうに甚に重大なる法案でありますから、一々意見を述べ、其疑を質して賛否を決したいと思うて御一問を申上げたのであり ましたが、何だ

かどうも答へる方が多勢であると進行しないやうに思ひますが、どうでございませうか

○末松委員　或は御指定になつても宜いでせう

（「委員長が答へたら宜い」と呼ふ者あり）

○林委員　委員長から御答を願ひたい

○末松委員長　さう云ふ御希望ならば委員長から御答して宜しうございます

○星島委員　一寸簡單に政府に伺ひたい、此機會に現在の日本の二十五歳以上の男女の數假に公民權を與へるとすれば何名あるか或は衆議院の參政權を與へるとすれば何名あるかと云ふやうな事が分つて居りますれば一寸御報告を得たい

○次田政府委員　極く大體の數字しか分つて居りませぬが、分つて居る事だけ申上げます女子、に男子と同一の條件で公民權を附與すると致しますと其概數が千二百八十八萬人であります、若し年齢の制限を三十歳以上と云ふことに致しますれば、其概數が千九十萬人であります、それから假に女戸主に限つて公民權を附與することにしますと、年齢を二十五歳以上と致しますれば其概數は五十九萬人であります、三十歳以上と致しますれば概數が五十萬人でありますそれから、序に御參考に申上げますが、男子の公民の數は大正十四年四月調で千二百五十二萬人であります、此内には尤も北海道の町村が入つて居りませぬ

○林委員　先程來の質問に對する二、三の方々の御話に依りますと、運動も組織的になつて以前とは違つて居る。又非常にそれが熾烈を加へて居ると云ふことでありますが、それが直に輿論であると云ふやうに考へることはどうかと思ひます、輿論には作る輿論と生ずる輿論と云ふやうな二種あるかと思ふ、作れば往來に立つて居つて署名捺印をさせれば幾らでも集めることも出來るのであります、各府縣に互つて陳情書請願書、が出て居ると云ふことも存じて居りますけれども、それも方法に依つて、蒐め得るものであつて、必しもそれを以て輿論と見ることは早計であると思ふ、私が住つて居る所は殆ど知識階級の集團でありまして約四百戸ほどの一圍を成して田園都市を成して居るのでありますが、今回の選擧に方つて特に婦人の方々が活動したり、又其家庭の婦人の方々が熱心に參政權を要求して居るものを知らないのであります、殊に私の選擧區のことを考へて見ますると、成程傍聽に來た人もあります、又極めて熱心に涙ぐましいやうな力を添へて呉れた婦人も尠くないのであります併ながら婦人の參政權を得たいと思ふものは一人もないと言ふても宜しい、今日はどうすれば食つて行けるかと云ふ生活に付ての苦勞は早く解決して貰ひたいと云ふ希望は熱烈なるものがありますけれども、何とかして一票の選擧權を欲しいと望んで居る者などは、少くとも私の選擧區などには一人も無いと言つても宜しいのであります、而してそれはであると云ふこ例外とは言へない、今申しましたやうに東京の私の住つて居る所の附近も左樣であります、田舎の選擧區も亦左樣であります、必しも請願の數が多いから是は國家を擧げて——我が國の女子國民の要望であると云ふやうに考へることはどうかと考へるのであります

それは暫く其程度にして置きまして次に御聞き致したいのは、此理由書の中に、婦人が之に參加致しますれば政界を革正し政治を一層安定せる基礎の上に建設することが出來ると斷定されて居るのでありますが、此點が洵に了解に苦しむのであります、何故に婦人を參加せしむれば政界が革正されるか、何故に政治の基礎が安定するか、是は若し其裏を言ふならば、男子の力では政界の革正は出來得ない、より良い革正は出來得ない、女子でなければならぬと云ふことを言ひ直したものと思ふのであります、私共は却て是とは反對の考を持つて居りまして、割合に男性と云ふものは淡白なものでありまして性其ものが淡白に出來て居ります、どんな爭が起きましても、一たび其事が終れば光風霽月の態度になつて、獄餘を交へることが出來得るのでありますけれども、女性と云ふものは男性と趣が異つて、一たび相爭ふ時には永く解け得ない爭ひを持つて居ります、却て其爲に地方自治に付ても常に反目嫉視し、色々な意味に於て敵視するやうなことが段々深入することこそあれ、決してより明るくより改革されるなどとは考へられない、此點は如何なる理由に依つて斯樣に提案者が斷定されたのであるか、御聽きしたいのであります

○末松委員長　只今の御質問は私を指定しての御質問でありますから、私から簡單に御答へ致しまするが、輿論と云ふことは極めてむづかしいことで、果して輿論が如何であるかと云ふことは、男子に對する普通選擧の場合にも同じことであつたのであります、假に輿論が今十分でないと致しましても、婦人に參政權を與へると云ふことは正義の觀念及眞理と云ふ點に於て、假令要求がなくても之に與へるべきものであると云ふことは、學者の定論であると考へるのであります、況や又先程から色々な御方から說明された如く、實際婦人の要求及輿論と云ふものも相當熾烈になつて居りますから、吾々は此程度に於て公民權を認めると云ふことは適當と考るのであります、又政界を革正し、政治を一層安定せる基礎の上に建設すると云ふことに付ての御質問がありましたが、是は世界各國の例を見ますれば、贊成者は色々のことを申します、又反對者も色々なことを申しまするが、大體に於て反對論者の言ふやうな悲觀的事實は現れて居ない、又贊成論者が非常に樂觀して效能を述べ立てることに付ては、先づ其五「パーセント」位は採り得るのであつて、それ程效果はない、結局は餘り違ふものでないと云ふ議論でありまするが、何れにしても今までの實例から申しますれば、婦人參政權を認むると云ふと、保守的の狀態に傾くと云ふこと、それから經濟、家庭生活等に直面した問題が比較的に良くなると云ふこと、即ち生活に直面した、將來の政治の基礎となるやうな問題が比較的に良い方に向ふと云ふことは矢張政界を革正する一つの結果だらうと思ふ、のみならず婦人に參政權を與へる爲に婦人に關する問題例へば貞操の問題とか、或は醜業婦に對する問題とか、其種の問題が次第次第に良くなると云ふこと、婦人の經濟的地位が進んで來ると云ふやうなことは、是は大體に於て政治が良くなると云ふことで、所謂政界を革正すると云ふことになると云ふことを信ずるのであります、さう云ふ理由であります

○林委員　色々なる婦人に關する利益を增進する上に於て、女子を加へる方が宜いと云ふやうな御考のやうでありますけれども女子を加へないからと云うて男子はそれを行はないと云ふやうなことは、女子を加へる加へないの問題ではなく、男子の方面に大に反省する餘地が私はあると思ふ、假令女子を加へて見ても男子自らが反省することがなかつたならば、それは行へないことでありまして、女子を加へなくとも男子の方に於て反省する所があつたならば十分に女子の希望を受容るゝと云ふ方法は今日の儘に於ても十分に達することが出來ると思ひます、それから時運の趨勢と云ふことがありますが、私共の考へまするには此輿論政治多數政治と云ふものの最も陷り易い弊害は、迎合政治であると思ふ、多數を得んとする爲にどうしても民衆に媚びると云ふことが、最も陷り易い弊害であると考へて居る、是は英吉利の「ボールドウイン」か誰か言うた言葉でありますが、「時代を知らない政治家は國を滅ぼす」と言うた、是は面白い名言である、それは時代の流れで知らなければならないと云ふ思想を言うたものであらうと思ひますが、それには二つの解釋がある、其時代を知つて之に從つて時代の潮流に迎合して行く所の政治家と、時代の潮流をどう引張つて行くかと云ふ、指導的態度に出る政治家との二つの途があります、所が多數政治はどうしても率ゐて行くと云ふ方に傾くよりもどう此時代の潮流に乘らうかと云ふ所謂時代に迎合する思潮に陷り易いことを私共は不斷遺憾に考へて居る、而して此法案も動ともすると時代に迎合すると云ふやうな傾向が潛んで居ないかと云ふことを、竊に憂へて居る、事實亞米利加に於ても戰爭後に於て是は婦選の――多分亞米利加が國全體の女子に參政權を與へたのは、千九百二十年頃と記憶して居ります、英吉利では千九百十八年の春と記憶して居りますが、是等は丁度歐洲戰爭を境にして起つたことでありまして、歐洲戰爭前に於きましては多數之に反對して居つたのであります、然に一たび戰爭が始つて以來婦人の參政權に對する運動は、假に調子を得て、さうして婦人を擧げて忠君愛國と言ひますか、此戰爭の爲に力を盡した時に、其時に於て戰爭の多分終る頃、英吉利で最初は滿三十歲以上の婦人であつたと思ひますが、選擧權を與へた、亞米利加も戰爭後であつたと思ひますが、之を與へたと記憶して居ります、まあ謂

はゞ戰爭に對する報酬と云ふやうな考も大に含まれて居つたと思ひます、又與へなければならぬと云ふやうな情勢にあつたのであります、決して是が全體の希望ではなく極端であるかも知れませぬが、仕方なし與へると云ふやうなことに陷つたのではあるまいか、實際私共が想像するに歐羅巴の戰爭がなかつたならば、或はあゝ云ふことはなかつたと思ひます、殊に選擧權と云ふものゝ要望は文明の中心から起らないで、いつも植民地であるとか邊僻な單純な地方から選擧權の要望が起つて來た文明の中心から起つたことは殆ど私共は聞いて居ない、段々人間が進むに從つて分業と言ひますか、性的に各々盡すべき方向が段々と分れて來て、遂に婦人參政權と云ふものを否定する傾向になり行くのではなかつたかと思ひます、然るに此戰爭なんかがあつた爲に英米に於ては遂に之を與へるの餘儀ないことになつたのであらうと吾々は考へて居るそれは姑く措くとして、孰れにありとしても外國の國情がどうであるから、日本に之を移して植えなければならぬと云ふことになつては大變である、色々な思想が外國に流行する、外國を擧げて此思想であるから日本でも採用して宜いと云ふことになつた――らさう云ふ議論が徹底されることになつたら、吾々は是は全く危險であると考へて居る、斯う云ふ方面から考へてどうも、熱心な方もありませうが、提案者の中にも―― 實はから申して甚だ喧嘩腰になりたくはありませぬが、政友會の中にも私共友人が居ります、懇意な方も居ります、さう云ふ方々と御懇談を致して見ましても、政友會の方々は擧げて之を黨議とし御提出になつたやうに承つて居りますが、其の中に於ても此案の提出に心から贊成をして居ない者も一二でないことを私は存じて居るのであります、我黨に於ても國家の爲に實に贊成が出來ないと云ふやうに考へて居る人もあるのでありまして、どうも此思想の上に立つて深く考へて見ますると、吾々自らが是は迎合的に歩んで居るのではないか、迎合すると云ふ氣風が自覺せずしてあるのではないか、迎合すると云ふやうな心持を持たずに何時の間にか迎合的の道を歩いて居るのではないかと深く思ふのであります(「錯覺々々」と呼ぶ者あり)更に私は質問をして見たい事は、(「それが質問ですか」と呼ぶ者あり)私は今質問する前提の事を申上げて、さうして疑問を質さうとするのであります――女性と云ふものと男性と云ふものは是は言ふ迄もなく違つて居るものでありますが、之を男尊女卑と考へるのも惡いのでありますけれども、男女同權と考へることも非常に間違つて居る、此法案はどう云ふ所から出て居るか私は知りませぬが、或は男女同權と云ふやうな思想に基くものであるかどうかと云ふやうな事を伺つて見たいのでありますが、男子は指導的計畫的な性能を自ら持つて居る、又能動的と言ひますか、さう云ふ性質のものである、女子はどうしても計畫的であるとか指導的であるとか云ふのでなく受動的の性質のものであつて、政治のやうな最も指導的な活動的な方面には適しないものであると考へて居るのでありますが、此點は提案者はどう御考へでありますか全く男女何等差支ないものと考へて居られるかどうか、女性と云ふものゝ天性に對して提案者はどう御考へになるかと云ふことを御聞きして見たい

○**末松委員長** 御答へ致します、男子に女子の利益保護を委しても宜いぢやないかと云ふやうな議論は色々ありますけれども、是は無產階級有產階級に付ても同じことで、又普通選擧の際にもさう云ふ議論はありましたけれども、どうしても相當の權限を與へる、法律上の權利を與へなくてはいけないと云ふのであります、それから又迎合ではないか、或は外國法を模倣するのではないかと云ふ御質問でありますが、さう云ふやうな議論が世の中にあると云ふことは私共は遺憾に考へて居る此問題の如きは眞に正義に立脚し、又眞理に依つて動くのであつて、決して迎合でもなければ、外國にあるから日本の國情如何に拘らず之を模倣しようと云ふやうなことでもないのであります、最後の男女の性能に關する事は、提案理由にも說明致しました如く、色々議論はあります、或は男子の方が幾らか女子より優つて居るかも知れない、併ながら選擧權被選擧權と云ふやうなる、斯う云ふ問題に付ては、女子に之を與へても何等差支ないのであつて、兎角反對論者が女子に選擧權被選

舉權を與へると、女子が家庭を疎かにして政治運動の爲に飛び廻るかの如く考へる其誤解から生ずる議論が多いのでありまして、數年間に一回か或は一年間に一回位の投票をやると云ふことに依つて性能の根本問題に變を抱くことは全く杞憂であると云ふ事は世界の實例に於ても認められて居るのであります

○林委員　次に御尋ね致したいことは、是は吾々男性でもさうでありますが、學校なり役場なりの投票所に行く時には羽織、袴を著して禮裝をして參りますが、殊に女子に於てさうであると思ふ、東京などでは買物に行くにも紋付羽織を著て行くと云ふ者もあるが、是は極端な惡い習慣でありませうが、併し田舍に於ても學校や役場に行く時には自ら著物を改めて參るでせう、所が今日吾々の選擧區方面の如く非常に經濟の行詰つた所から考へて見ると、今日食ふことも容易でないと云ふ場合に身なりを繕ふと云ふことは、殊に女子の羞恥心と云ひますか、さうした考から選擧に行く度に準備として足袋を買ふ、著物を買ふ、更に又子供を抱いて行くには子供の著物の用意まですると云ふことは是は全體から見て、一軒、二軒でなく國家を擧げて其爲に消費するものは可なり大きなものにならうと思ひます、又そればかりではありませぬ、現在でも選擧と云へば、二十五歲以上の實業の第一線に立つ者が殆ど仕事が手に著かずに、甚だしきは一箇月間も仕事は中止の形であります、更に進んで女性を之に加へる時に於ては、我國の産業と云ふものは一箇月間も殆ど中止のやうな形になると思ひます、此經濟的打擊と云ふものは、是は犧牲にしても宜いのであるか、又は御考になつてのことであるか、それを承りたい

○末松委員長　其點に付きまして吾々も御同感の點もあります、今の投票に相當手數が掛かると云ふことは大いに改善すべき點があると思ふ、千九百二十年の獨逸の第一回の婦人參政權の總選擧を私見ましたが、伯林の如きには百四十六個所と云ふやうに多くの投票所が、出來て居りまして、二町も行けば投票所がある、それですから女でも勞働者でも簡單に投票が出來ると云ふやうなことになつて居つて、又決して立派な著物など著て行かない、仕事の暇を利用して「カフエー」や藥屋等に設けてある投票所に行つて投票をするのであるから、婦人に參政權を與へても決して不都合がないと云ふことであつた、日本としても投票所の數を殖やしてやることにすれば少しも差支ないと思ひます、さう云ふ御心配はなからうと思ひます

○林委員　私が考へるのに、家庭に於ける婦人が自分の心を決定するのに多く其主人に反對するやうなことはないと思ふのである。若し反對するやうなことがあるとするならば、其時には今迄の習慣として――吾々としてもさうであるが、夫が甲の政黨に熱心して居る時に、妻が乙の政黨に熱心することがあればどうしても夫は妻に說明して甲の方に贊成するやうに話をする、さうすれば其處に選擧違反が起ると云ふことになる、隨て是が爲に今日の選擧法を改正する必要はないのであるか

○末松委員長　それも今まで對論として屢々繰返された問題でありますが、實際の例から云ふと、矢張り家庭投票になるのであります併ながらさう云ふ公けの爲に夫婦喧嘩が起るやうな薄弱なる情愛では駄目ではないかと思ふのが一般の議論であります、のみならず實際上に於てさう云ふ實例は各國に於て起つて居りませぬ

○林委員　伺ほ一つ御尋致したいことは、假に十と云ふ投票を甲の政黨と乙の政黨とに分ける場合に、六對四と云ふ風に分けます、それが今度は婦人にも大體に於て參政權を許すことになれば、其數が二十になつたとする、二十になつたとするならば六對四は大體に於て常識的に考へると十二對八と云ふことになるだらうと思ふ・さうすれば其比率に於ては裕すことがない、唯單に票數を多からしめるばかりである、其爲に國費を多からしめ、又家庭に於ける費用も非常に嵩む國家の産業も一時中止すると云ふことになる、私はさう云ふ大きな犧牲を拂はなくとも宜さそうに云ふのでありますが、其點は如何に御考でありますか

○末松委員長　其點も色々議論があつた問題でありますが、實際上さう云ふ風に同じ投票にならないのです、現に獨逸の選擧の如きも獨立社會黨の如きは頗に女子の參政權を運動

したに拘らず、女子の參政權に反對した保守
黨の方に投票が非常に行つた、さう云ふことと
から見れば、實際上は必ずしも夫の投票と同
じにはなりませぬ、のみならず、大部分さう
なつたとしても、昨日もお話した如く、家庭
投票と云ふことにして澤山な家族を有つて居
る人には澤山投票權を與へよう、複數投票を
與へようとふ人もある位だから、　政治上や
はり有意義な結果になると思ひます
○林委員　地方自治の實績に徵して、女子に
參政權を與へる理由をもう少し詳しくご說明
を願ひたい
○末松委員長　其點も昨日申しましたが、中
央に於ける參政權よりも地方自治に關する參
政權の方が比較的に女の性情に適して居ると
云ふ議論もあり、自治の上にそれが現れると
云ふ點に於て、地方自治に一層其必要を認め
て居るのであります
○林委員　提案者に對するお尋は是で打切り
ます、最後に內務大臣に對してお尋致したい
內務大臣のお考は他の方に對するお答に依つ
て諒承致しましたが地方自治に付て選擧權を
與へることになると、言はゞ箸だけ取ること
を許して茶碗を持つことを許さぬやうな感じ
をするのでありますが、私共箸を取ることが
既にどうかと考へて居る者より見ると、どう
も腑に落ちない、先程谷原君の仰しやつたこ
とにもありましたが、今日は市町村の公民權
よりも、衆議院議員の選擧權の方を熱望して
居る事實から見ても、少し論理が徹底しない
やうに思ひます、箸を取ることをも見合すと
云ふ御意見はないのでありますか、事實は町
村に於ける公民權をも急いでやらなければな
らぬことはないやうに思ひますが如何であり
ますか
○安達國務大臣　私はざつくばらんの御話を
して置きますが、理想としては與へたいと思つ
て居ります、其處まで到達する順序として、
第一に地方自治の公民權を與へて、それから
順次進んで行きたい、から云ふ考であります
箸を取つて飯を一碗食ふ位から漸次行くやう
にならうと思ひます、理想は今少し進んで居
るけれども、其處まで行く第一の階梯として
地方の公民權を與へたいと云ふのであります
理想に到達するには順序がある、殊に今日の
日本社會の實情を觀なければならぬ、理想と
現實と調和するやうにして行きたい、實際は
其調和點を何處に見出すかと云ふことになつ
て居るのであります
○末松委員長　質問は此程度で打切りたいと
思ひます、御異議ありませぬか
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○末松委員長　それでは質問は此程度で止め
まして討論に移ります
○山桝委員　本案の趣旨を法文上に現するに
付て提案の際氣の付かなかつた點があります
ので、此際之を修正致したいと思ふのであり
ます、其修正の箇所を申上げます、市制中改
正法律案の中第九條第一項中より修正致しま
す、「帝國民臣たる年齡一十五年以上の男子」
を「年齡二十五年以上の帝國臣民」に改む、第
五十四條中「妻」を「配偶者」に改む、第七十條
第二項中「妻」を「配偶者」に改む、第七十九條
第三項中「父兄子弟」を「親子、配偶者又は兄弟
姉妹」に改む第八十一條第二項及第三項中「父
子兄弟」を「親子、配偶者又は兄弟姉妹」に改む
「附則本法は次の總選擧より之を施行す」、
其次に更に附則を加へます、「本法施行の際必
要なる選擧人名簿に關し市制第二十一條乃至
第二十一條の五に規定する期日又は期間に依
り難きときは府縣知事（北海道に於ては北海
道廳長官）に於て別に其の期日又は期間を定
む但し其の選擧人名簿は次の選擧人名簿確定
迄其の效力を有す」町村制中改正法律案、町村
制中左の通り改正す、第七條第一項中「帝國
臣民たる年齡二十五年以上の男子」を「年齡
二十五年以上の帝國臣民」に改む、第五十條
中「妻」を「配偶者」に改む、「第六十七條第四項
中「父子兄弟」を「親子、配偶者又は兄弟姉妹」
に改む、「附則本法は次の總選擧より之を施行
す、本法施行の際必要なる選擧人名簿に關し
町村制第十八條乃至第十八條の五に規定する
期日又は期間に依り難きときは府縣知事に於
て別に其の期日又は期間を定む但し其選擧人
名簿確定迄其の效力を有す」、北海道會法中改
正法律案北海道會法中左の通り改正す、第三
條第一項中「帝國臣民たる年齡二十五年以上
の男子」を年齡二十五年以上の帝國臣民」改
む「附則本法は次ハ總選擧より之を施行す」此
三點は提案の趣旨と少しも相違致して居りま

せぬ、字句を訂正したに過ぎないのでありますから特に御賛成あらむことを希望致します

○末松委員長　今の修正案に御異議ありませぬか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松委員長　それでは修正案の如く決定致しますが、採決の前に報告書の形式は委員長に一任を願ひたいと思ひます、御異議ありませぬか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松委員長　それでは唯今の修正案通り可決確定致します――尚ほ御諮りを致しますが衆議院議員選擧法改正案は引續いて午後にやることに致すか或は・・・

（「又の機會に願ひます」と呼ぶ者あり）

○末松委員長　それでは今日は是で散會致します

午後零時十五分散會

衆議院本會議に於ける論戰

（五月十日速記錄轉載）

○議長（藤澤幾之輔君）　御異議なしと認めます、日程第五市制中改正法律案、日程第六、市制中改正法律案、日程第七、町村制中改正法律案、日程第八、町村制中改正法律案、日程第九、北海道會法中改正法律案、日程第十、北海道會法中改正法律案を一括して第一讀會の續きを開きます、委員長の報告を求めます――委員長末松偕一郎君

第五　市制中改正法律案（末松偕一郎君外三十四名提出）

第一讀會の續（委員長報告）

第六　市制中改正法律案（若宮貞夫君外十三名提出）

第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一市制中改正法律案（末松偕一郎君外三十四名提出）

一市制中改正法律案（若宮貞夫君外十三名提出）

右は本院に於て兩案を併合し表題を「市制中改正法律案」とし別紙の通修正すへきものと議決致候此段及報告候也

昭和五年五月九日

委員長　末松偕一郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

（別紙）

市制中左の通改正す

第九條第一項中「帝國臣民たる年齡二十五年以上の男子」を「年齡二十五年以上の帝國臣民」に改む

第五十四條中「妻」を「配偶者」に改む

第七十條第二項中「妻」を「配偶者」に改む

第七十九條第三項中「父子兄弟」を「親子、配偶者又は兄弟姉妹」に改む

第八十一條第二項及第三項中「父子兄弟」を「親子、配偶者又は兄弟姉妹」に改む

附　則

本法は次の總選擧より之を施行す

本法施行の際必要なる選擧人名簿に關し市制第二十一條乃至第二十一條の五に規定する期日又は期間に依り難きときは府縣知事（北海道に於ては北海道廳長官）に於て別に其の期日又は期間を定む但し其の選擧人名簿は次の選擧人名簿確定迄其の効力を有す

第七　町村制中改正法律案（末松偕一郎君外三十五名提出）

第一讀會の續（委員長報告）

第八　町村制中改正法律案（若宮貞夫君外十三名提出）

第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一町村制中改正法律案（末松偕一郎君外三十五名提出）

一町村制中改正法律案（若宮貞夫君外十三名提出）

右は本院に於て兩案を併合し表題を「町村制中改正法律案」とし別紙の通修正すへきものと議決致候此段及報告候也

昭和五年五月九日

委員長　末松偕一郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

（別紙）

町村制中左の通改正す

第七條第一項中「帝國臣民たる年齢二十五年以上の男子」を「年齢二十五年以上の帝國臣民」に改む

第五十條中「妻」を「配遇者」に改む

第六十七條第四項中「父子兄弟」を「親子、配遇者又は兄弟姉妹」に改む

附　則

本法は次の總選擧より之を施行す

本法施行の際必要なる選擧人名簿に關し町村制第十八條乃至第十八條の五に規定する期日又は期間に依り難きときは府縣知事に於て別に其の期日又は期間を定む但し其の選擧人名簿は次の選擧人名簿確定迄其の効力を有す

第九　北海道會法中改正法律案（末松偕一郎君外三十二名提出）

第一讀會の續（委員長報告）

第十　北海道會法中改正法律案（若宮貞夫君外十三名提出）

第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一北海道會法中改正法律案（末松偕一郎君外三十二名提出）

一北海道會法中改正法律案（若宮貞夫君外十三名提出）

右は本院に於て兩案を併合し表題を「北海道會法中改正法律案」とし別紙の通修正すへきものと議決致候此段及報告候也

昭和五年五月九日

委員長　末松偕一郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

（別紙）

北海道會法中左の通改正す

第三條第一項中「帝國臣民たる年齢二十五年以上の男子」を「年齢二十五年以上の帝國臣民」に改む

附　則

本法は次の總選擧より之を施行す

（末松偕一郎君登壇）

○**末松偕一郎君**　只今議題となりましたる日程第五乃至第十に付きまして簡單に委員會審査の經過及結果を御報告致します、本委員會は昨日午前午後に亙つて開會致しまして、委員及政府當局との間に幾多の質問應答がありましたが、是等の詳細は速記錄に讓ることゝ致しまして最も主なる點一二を申上げますれば（「簡單」と呼ぶ者あり）林君より反對的の議論が色々ありました、輿論ではない、或は要求がないではないか、迎合するのではないか、外國の制度を模倣するのではないか、費用が澤山要る、それをどうするのであるか、或は、家庭の不和を生ずることはないか、と云うやうな色々な反對的質問がありましたが、之等に付きましては、提案者より内外の實例に依り、又理論的方面から、決してさう云ふ憂はない、眞理に依り、正義に立脚して此案は贊成すべきものであると云ふことの說明があつたのであります

次に、西岡君、田子君、篠原君、信太君等より政府の此案に對する態度の質問があつたのであります、政府と致しましては、安達内相より婦人參政權に付ては主義としては贊成である、併ながら年齢其他の資格及範圍等に付て、目下考究中であると云ふ答辯がありました、尙ほ星島君より婦人の參政權が認められると、どの位の數になるかと云ふことに付ては

政府委員たる太田君より詳細の説明がありました、是等の議論の結果質問を打切りまして、討論に入つて、討論の際に山桝君より修正案が出たのであります、修正案は本案の趣旨に別に變りはないのでありますけれども、妻と稱し父子兄弟と云ふやうな文句が、婦人を入れると云ふことになると云ふと、不都合を來すと云ふ點に於て、相當修正を必要とするのでありまして、此修正案が林君を除く全會一致を以て可決致したのであります、どうか滿場の諸君も御贊成下さいまして速に可決されることを希望致します

○議長（藤澤幾之輔君） 是より討論に入ります、深水清君

（深水清君登壇）

○深水清君 私は（「簡單」「贊成だから簡單にやれ」と呼ぶ者あり）御註文の通りに簡單に贊成演説を致します、併し本案は本院に於ける約四分の三の後援があるのでありますから、仰しやる通りに此處で贊成論を詳しく述べる必要はない、仰しやる通りであります、併ながら私が述べたいと思ふのは、本院を通じまして：

（發言する者多し）

○議長（藤澤幾之輔君） 靜粛に願ひます

○深水清君（續） 本院を通じまして、貴族院に於ける諸君に對し、徹底的に玆に申して置かなければならぬ必要があると思ふのであります、贊成せられた諸君に對しまして贊成の理由を述べるのは確に蛇足に違ひはありませぬ、併ながら吾々の將來の目的は、何としても貴族院をして贊成せしめなければならぬのでありますから、此必要からしましては、此案に忠實なる諸君は必ず私の意見を謹聽されるものと信ずるのであります（拍手）若し妨害若くは簡單と云ふことを叫ばれるとすると、此案はほんの御付合ひだけでさうして貴族院はどうでも構はぬと云ふ結論を生ずるのであります。

（發言する者あり）

○議長（藤澤幾之輔君） 靜粛に願ひます

○深水清君（續） それで私が本院を通しまして、さうして此速記錄に依つて貴族院に申したいのは、第一貴族院に於ける諸公の家庭と吾々の家庭とが相違して居ります結果として、此公民權の附與に付ての痛痒若くは必要とか云ふ觀念が、薄いのではなからうかと思ふのであります、是は曾て五十六議會で、もう能く御話があつたと記憶して居りますが、詰り吾々の兒童の學校に參りましてから之を監督し、若くは學校の教師其者を監督し或は學校と交渉するに付きましても、或は衛生事項、或は簡單に申しますと水道のやうな問題でも、貴族院の諸公でありますと、澤山の番頭が居つたり、若くは手代が居つたり、或は家令、或は家扶と云ふやうな人々が、悉く兒童の教育に對する學校との交渉に當るのであります、併ながら吾々の家庭でありますと、主婦自ら學校に參り、主婦自ら市役所若くは村役場に行きまして此事を交渉する、隨てどうしても貴族院に於ける諸公の家庭から云ひますと必要がないかも知れませぬが、吾々の家庭、即ち其稼ぎをする吾々と致しましては、どうしても此自治制に對しまして選擧權を持たなければ、若くは被選擧權を持たなければ實際の監督は出來ないと思ふのであります、此點がどうしても貴族院の諸公と事情が違ひまするに依つて、私は此事を徹底的に貴族院の諸君に考へて貰ひたいと思ふのであります

更に能力の問題に付きましても論ぜられて居りまするが、是は我國に於ける選擧法の總ての能力に對する標準として、自書と云ふことをして居ります、即ち自

筆で以て投票すると云ふことが主になつて居ります、して見ますると能力鑑定と云ふものは義務教育を卒へました以上、候補者の姓名を書き得るものと斯う思ふのであります、女子は能力が乏しい、まだ早いとか云うことを申しますけれども投票標準として自書と云ふ、即ち自筆で以て書くことが標準になつて居ります以上義務教育を卒へましたならば、當然其能力はあるものと私は思ふのであります
それから其次に於きましては家庭の問題であります、家庭に對しましては曾て政友本黨諸君が普選の問題の時に於きましても、戸主ならば婦人でも差支ないと云ふ論をしたことがありますが、私共は當時普選に於て…

（發言する者多し）

○議長（藤澤幾之輔君）　靜肅に願ひます

○深水清君（續）　總ての人に選擧權を與へても差支ないと云ふ論を致しましたが、何等其爲に家庭を紊亂し若くは攪亂した經驗はないのであります、實際に於て二回普選の選擧は行はれましたが、何等普選を與へた爲に家庭の混亂を來したことは私共は耳にしないのであります、加之既に御承知の通り、農會若くは商工會議所議員の選擧には、婦人に選擧權を與へて居りますけれども、未だ曾て此爲に家庭の混亂を來したことは聞きませぬ頗る圓滑に行はれて居りまするが故に、是は私が申上げるまでもなく皆樣としては…（「簡單々々」と呼ぶ者あり）あなた方に申すのは蛇足でありますけれども、茲に斯う云ふことを言つて置かないと、貴族院に於ける所の諸君が考を間違へるからであります

其次に斯る理由の下に。（「簡單々々」と呼ぶ者あり）餘りもう長くは申しませぬ、斯る理由の下に私は此問題に對しまして、提案者として茲に贊成の演説をするのであります、唯々最後に茲に申上げて置かなければならぬことは、此問題は確に吾々と致しましては、政黨政派を超越せる所の問題であると思ふのであります、唯々位置の變更の爲に或は贊成し或は反對するが如きことは、吾々の最も愼しまなければならぬことと思ふのであります、既に私は五十六議會に於て政友會の諸君と相携へて此案を提出致しましたが、當時政友會の諸君は望月内相の反對に會つて吾々を裏切つたのであります當時私は變節漢若くは裏切者として此處から叫んだのであります、でありますから私は政友會の諸君を非常に信頼し、將來に於ては互に相携へて是非共此問題を完全に解決したいと思ふのであります

○議長（藤澤幾之輔君）　星島二郎君

○星島二郎君　極めて簡單でありますから此議席より發言を御許し願ひます

○議長（藤澤幾之輔君）　許可致します

○星島二郎君　本案は全黨一致した問題でありますし、又既に議場の空氣も斯樣でありますから、　今更何等の説明をしませぬ、極めて簡單であります、吾々の出した案を修正されました。此修正は單に文字の技巧でありますから、吾々は之に同意を致したのであります、此劃時代的法案が本院衆議院を過半數を以て通過することに吾々は非常に喜を感じ、此案に敬意を表する爲に茲に一言贊成を表したいと思ふのであります

○議長（藤澤幾之輔君）　討論は終局せられました、採決致します、此際念の爲に一言致します、六案の委員長報告は日程第五第六を併合して一案と爲し、第七、第八を併合して一案と爲し、又第九、第十を併合して一案と爲し、修正議決したものであります、六案の第二讀會を開くに御異議ありませぬか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤澤幾之輔君） 御異議なしと認めます、第二讀會を開くに決しました

○岡本實太郎君 直に六案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して委員長報告の通り可決せられんことを望みます

○議長（藤澤幾之輔君） 岡本君の動議に御異議はありませぬか

（「異議なし」と呼ふ者あり）

○議長（藤澤幾之輔君） 直に第二讀會を開きます

市制中改正法律案 第二讀會（確定議）

市制中改正法律案 第二讀會（確定議）

町村制中改正法律案 第二讀會（確定議）

町村制中改正法律案 第二讀會（確定議）

北海道會法中改正法律案 第二讀會（確定議）

北海道會法中改正法律案 第二讀會（確定議）

（「異議なし」と呼ふ者あり）

○議長（藤澤幾之輔君） 御異議なしと認めます、仍て第三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定致しました。

萬女鑑

五月（さつき）

日曜　四日　十一日　十八日　二十五日

×　杉浦翠子

この雨のあがらばまさに夏ならむいちはつの花の白き装ひ

×　智月庵

麥藁の家してやらむ雨がへる

×

能率の上がる白布洗濯の仕方

盥に水八分目入れ、洗濯ソーダ一握り投じ、その溶液中へ洗濯物を一時間つけておく。後ザットもみ出して堅く絞り、バケツにあけておく。

次に鍋なり釜なりを火にかけ質のよい粉石鹸茶匙一杯を、五升の水にとかし、その中へ先の洗濯物を入れ、かきまはし乍ら十五分位煮こみ、火をひいて少し蒸らす。

それからその液で洗ふのだがもうこの時は大抵汚れが落ちてゐるからひどい所をかるく揉むか、洗濯板の裏の平な所で、亀の子たわしに、その液をつけてこすればよい。

ゆすぎは二三回、最後に盥七分目の水にキンベル溶液（薬屋か洗濯屋にある）二三滴たらしゆすぎ上げると、木綿特有の黄ばみがとれきれいに上る。

×

金魚をお飼ひになるなら、金魚一匹を草花一鉢と考へて面倒をみて下さい。水桶がどんなに深くても、水面の廣さに準じて金魚の數はおきめなさい。

餌は鰹節のかいたのか、シラスボシを一時間位水にひたしたものを指先でよくもみ毎日極少しづゝやります、一時に多くやつたり、時々やらなかつたりすると死なせて了ひます。金魚は斷食してゝ死なゝいが、そのあと餌をやつた時によく死ぬものです。水は余り變へない事。下に敷いてある石に水苔が生えるやうになれば尚よろしい。水が白つぽくなると、水中の酸素が少くなつてゐる證據ですから、その時は半分位水をかへます。

入梅になり水温が下つて風邪をひくと白點病といふのにかゝる事があります。この時は水一升に鹽五勺の割で何度もわけて入れてやると治ります。

×

初夏向の朝鮮風一品料理。

細い胡瓜を擇び、鹽でみがいてよく洗つたら、タテに三本庖丁で筋目を入れておき、豚ひき肉少々に、日本葱のきざんだものと胡椒をまぜて醤油を少しふりかけたものをこの中につめ込み、フライパンにバタをしいてころがし乍らいため燒く。いためられたら温い所を二杯酢で賞味します。淡白で上戸、下戸共に悦ぶ料理です。

×

これから厨にはレモン一二ヶ絶やさないやうにいたしませうお客様の乾いたのどをうるほすレモネードはこのレモンの果汁を絞りたるもの四五滴をコップ一杯の水で薄め、砂糖二匙位。

別に薄切りのレモンをうかして出せばいゝですし、新しい鯵などを兩面をメリケン粉かパン粉でたゝきつけて、新鮮なバターでいためやきにしたものに、一二片取あはせると食慾をそゝる事しきりです。

六月（卯月）

日曜　一日、八日　十五日　廿二日　廿九日

×

與謝野晶子

六月は犯せる雫のかなしさのごと雨つゞき杜鵑しばなく

×

千代女

嵐よりも雫のものぞ軒あやめ

×

青葉の色が濃くなる頃は毒虫にさゝれ易い時です。今迄はかういふ時にはアンモニア水が勿論よいとされましたが、この頃はベルメルといふ塗布薬も出來ました。これは臭氣がないので喜ばれるでせう。

×

香水の季節ですね。香水の一滴は、夏の體臭を消し、自分の疲れをも慰めますから、あながち贅澤品ともいへますまい。香水の使用法はすべて香水吹を用ひること。瓶口は使用後は必ずふく事。香水瓶は暗く冷いところにおく事。

×

お洗濯の季節も來た。

レース類を洗ふ事が日本の井戸端にも多くなつた。レースは糸がきれ易いから袋様のものに包んで洗つたり、丸いものに巻いて洗つたり、直接糸に手荒く當らぬやうにするのが安全。

木綿レースなら洗濯ソーダの溶液でいゝが絹レースは硼砂末を熱湯か温湯にとかして用ふ。

液に汚れがとけ落ちて黒くなつたら出して、一度水洗ひし、次に又温湯か熱湯の中にマルセル石鹸を泡立てゝ壓しつける様にして洗ひ、その上で水洗ひを十二分にし、糊をつける。

糊は生麩でも姫のりでもよし乾す時、形の崩したくないものは、よく整へ、乾いたら霧をふいてアイロンで仕上げます。出來上りの余り强ばつて困るものは、小さく疊むか、巻いて何かの木の枝にうちつけた上でかるくアイロンをかけるとよろしい。

×

お魚のおいしくなる季節。

鰹は背が靑く肉の色の赤黒色が良品。背が白らけ、肉が軟かで皮に粘りのあるものは腐敗に近い。

鯛は鱗の下に銀色の斑點があり、眼の色が黒くハッキリしてゐるものは新鮮、面部にドロドロと糊のやうなものが出てゐたり眼玉や鱗の白けたものは腐敗してゐるといつてもいゝ。

鮪は極新しければ肉が薄紅色時がたつに從ひ紅色が濃くなる比良目は肉が滑らかでさわつて柔いものは古い。

章魚は足が縮んで固く締つてをり指で壓さへると震へるやうなのが極新しく、足の吸盤のとれ易いのは古い。捕り立ては赤く暫くすると白と赤の斑になり、最後に吸盤が黒くなるのが順序。

烏賊は外部が銀色に光つて硬く丸いのが新しく、白くて軟いのは古い。

×

バナヽをおいしくたべるには食べ頃をしる事。外見が少し熟しすぎて皮にそばかすが出た様になり、皮の薄くなつた頃が一番おいしい。これからの朝食の卓には、これを薄切にして砂糖とミルクを少しかけてたべる事ですよ。



婦人公民權の死活

坂本眞琴

八ケ年の昔、私は、治警五條附則削除、即ち婦人の政談演說解禁案の兩院通過の狀況を、當時の新婦人協會の機關雜誌「女性同盟」にはち切れる樣な緊張と、喜悅との情に滿たされながら、書いた事がありました。當時は、此運動に從ふ人も私外ホンの一二の人々に過ぎませんでした。私の緊張は、今から思ふても、はげしいショックを覺える程度のものでした。今八年の日子を經て、私は玆に婦人公民權案、一院通過、一院審議未了の、經過と感想とを書く事になりました。想へば現在の婦選運動が往年のそれに比して、その視野、展望、輪廓の大なる事眞に隔世の感があります。

そこで私は、今議會の經過を透して、次議會の運動の核心ともなる可き點に重心をおいて、委員會の速記錄を重要參考として、二三の記述をすゝめてみたいと思ひます。

▽瓦となつてしかも碎くるもの

劈頭先づ私は、兩院の委員會に於ける、政府當局の答辯を綜合して、現在の內務當局の腹の底を割つてみる。それはこう要約されると思ひます。地方自治體政治の婦人關與は、先づ第一に市町村だけの選擧權のみを認めて被選擧權を認めず、(2)選擧權の方も現男子以上の苛酷の制限を附する(3)その制限は最少と見て年齡を三十歲に引上げる、最惡となるとどんな制限を附するかわからぬ。

以上の諸點は、これを、兩院委員會に於て內務省當局の答辯及提出した參考書類等によりて、ほゞ明に推測する事が出來ます。先づ選擧權のみを與へる點は已に明言してゐます。提出參考中には全國女戶主の數等迄ありました。この公民權案が、反對、尙早、等の理由で、否決されますならば、それは玉碎であつて、捲土重來の氣魄を私共に、吹き込んでくれると思ひます。それが、案が先づ府縣の政治を削られ、次いで市町村のも被選擧權が剝ぎとられて、しかも制限付で通過するが如きに到りますならば、それは瓦となつてしかも碎くるものでありませう。私達は婦選を得る事が終極の目的でなくこの婦選によつて、幾多の婦人問題を正當なる解決に導かうと希求し要望する者であります。それがために、その婦選すらが、四つにも五つにも、裂かれて、小出しに、附與され

ると云ふ事になりますならば、その煩到底耐え難い所であります。內相安達さんは幾度か繰り返して、先づ第一の關門をどんな小さい途からでもよいから開け、すれば、あとは自然に通じて來る意味を叮嚀懇切に說述されてゐますが、私達は案を左樣に分割し、桎梏の如き制限から入つて行く事を忍び得ません。公民權、一般婦人參政の一段階の外、割かれること、及現在男子普選以外に多大の制限缺格を附する事に對しては斷然たる反對が婦人によつて、叫ばれる筈と信じます

▽反　對　論

兩院を通じて、(速記錄によれば)公民權案に正面より反對を叫んだ方は一人もありません。內務當局は贊成だが確定議となつては困ると云ふのでした、其なかにあつて、「尙早」の意をほゞ明瞭に聲明したのは、衆議院の委員會に於ける、林平馬氏でありました。

氏は「本會議々場の不眞面目」「女子側の要求の聲は決して全國的でない」「殆んど同じ樣な顏ぶれの人が同じ樣な數に於て一定の運動を續けて居るのであつて、段々全國的に擴つて參る樣な傾向と思ふ事は出來ない」「提案者は何を以つて希望が旺盛、運動が熾烈と認むるか」と云ふ樣な論點で、提案者に質問を試みました。元來此案は委員會に於て贊成者のみで、反對論がなくて、一寸困つて居る樣な光景を呈して居ましたので、此質問に對しては、深水氏、西岡氏、山桝氏は時こそ來れと、夫々明快なる答辯を與へました。深水氏は、總選擧當時の事を引例し、且つ婦人自らが力と熱でとつて見せるぞと決意する前に、與へねば、危險である事を力說し、西岡氏は、運動者の秩序的進步を請願書を引例して說明し、四月二十七日の婦選獲得同盟主催の全日本婦選大會を說いてその要求の旺盛さを說かれました。

山桝氏は又金澤市の同盟支部と關西聯合婦人會とを例證して地方婦人の要望を如實に訴へました。尙林委員が最初に擧げた公民案上程當時の本會議々場の不眞面目の點は、傍聽した私共の相共に苦々しく思ひました處で、あの空氣は主として提出者末松偕一郎氏、若宮貞夫氏の眞面目な熱心な說明に次いでたつた山﨑傳之助氏の質問演說が釀成したものでした氏の演說は速記錄を通讀してもその質問の要旨を捕捉する事が出來ない上に、「陣笠の演說なりとも謹聽せよ」などの言句があります。この議場不眞面目の點では、安達內務大臣も委員會に於て率直にして眞摯なる態度で、その遺憾の意を述べられ、將來相共に愼むべき事を力說されてゐます。私は安達さんが自ら斯く云ふと共に、最後貴族院の委員會の終る迄自說に忠實によく出席し、懇切な眞劍な態度を持續せられた點は多大の敬意を表して置きます。

▽衆議院通過

法案の一讀會の續き委員長報告の場合は、委員長の經過報告後討論に入るのが通例で、その討論では贊、否の論者が交互に登壇するのが普通ですが、反對者(すくなくとも反對を正面より力說又は表明する者)のない案ですから、この案の討論は反對意見のない討論で、スラ〳〵と可決されて型の如

く讀會を省略して、衆議院は通過しました。これ正に婦人公民權法案の下院通過の第一回です。時一九三〇年五月十日午後三時二十分（臨時議會の會期を餘す處三日間）

▽貴　族　院

十日衆議院を通過した案は、十一日の上院の本會議に直ちに上程をみました。三日間あれば努力次第で通過の望は十分にあると、云ふ考は誰でも持つ處、そこに焦慮が私達運動者の上に襲ひかゝりました。準備の不足がくやまれて來ました。同盟は總動員狀態となつてまつしぐらに貴院方面の運動に從ふ事となりました。十一日は日曜日でしたが、會期切迫に敬意を表して貴院は常例通り午前十時に本會議が開かれ、事後承諾案、輸出補償法案、外一二案の議了後、間もなく公民權案が上程されまして、劈頭まづ、政府へ質問ありとて、當年八十四歳の高橋琢也氏が、滿腔の贊意をその進歩せる見解の下に開陳されました、氏は、往年の政談演說解禁當時を叙し或は權利の字義を述べ、又諸外國の實狀視察の結果を說き、轉じて自由思想の發生地とも云ふ可き土佐出の濱口首相が進んで本案に贊成せられず、衆議院で言葉を濁して居る理由如何、と滔々壯者を凌ぐの勢で當局の明答を求めました。齋藤內務次官と濱口首相とは交々立つて「大體に於て異論ありませぬ」が「今此場合同意を表する事は出來ぬ」の意味を答へ「熱心に研究してをる」と附加へる事を忘れませんでした。

▽貴族院委員會

偶然八年前政談演說解禁の特別委員會の委員長であつた、佐々木行忠侯爵が、この公民權案の委員長になりましたので直ちに侯爵に面會して、意見を質し通過方を懇請しますと、侯は、通過如何はもとより期待出來ぬが、必らず委員會は眞劍に速に開催すべき旨を明言され、坂本副委員長に託して十二日午前直ちに委員會は開かれました。

此第一回委員會では、數次速記を中止して、各委員より、極めて熱心且つ詳細なる質問があり、安達內相、齋藤次官又これに應酬なし、此處でどうやら次の樣な空氣が暗默のうちに釀成されたかに見受けられます。即ち、「政府は近き將來に於て、公民案を或程度の制限を附し且つ市町村丈のものとして提案する意を有する、委員會も暗默のうちにそれを了解すると同時に今直ちに通過させては、政府が困ると云ふ點も亦暗默の裡に了解と同意を有する」たどうかゞひ知る事の出來ないのは、來るべき冬の議會に政府案として提案すると云ふ暗默の了解が成立したかどうかの點です。

此第一回の委員會に於ても、高橋氏は歷代內閣が此程重大な問題を等閑に附して一も首肯するに足るべき調査をして居らないのは政治上の怠慢不行屆なる旨を痛く指摘しました。これは後章に出る女學校法制經濟科に即する文部省の絕對放任問題と共に正に歷代內閣の漫性怠慢性に對する、一の痛烈なる曝露でありませう。注目すべき點は安達大臣は、貴院委員會ではさき頃成立した、選擧革正委員會の調査審議に附し

て後にすべき點を力說したる事と、特にこの短期の臨時議會に無理やりにこの重大法案を成立せしむるの早計なる旨を述べ且つ反復して、自分個人としては、進んだ意見を有して居るが、物事は凡て漸進的なるを佳とする旨を答へた點です。委員會は翌十三日の午前十時から第二回が續行されました。委員長に面會して其成行をきゝました處、侯爵は委員會に一つの空氣が發生した樣で、これを强行的に押して、採決迄に押し詰めてゆく事は、案自體の爲に、不良な結果を來す恐れがあるので、一旦休憩した、そして此儘此度は審議未了に終らしむる事却つて次の爲めと思ふとの事でした。

かくして、公民案は、もうどうにも押し切り樣のない破目となつて會期盡る日の委員會は休憩の儘で終つて仕舞ひました。貴院通過の難關は私達の豫期した處とは云へ、こう決つてみると云ひ知れぬ淋しさが私共の胸に迫つて來るのを覺えます。大した反對の氣勢がないものでも、進歩的の諸案の上にはスラ〳〵と否決の烙印を押してゆく貴院の事ですから、私は佐々木侯爵の心遣ひに十分の了解は持ち得ます、現に治警五條附則もその樣な破目で一度貴院でスラ〳〵と否決された事がありますから。

此案の兩院に於ける審議中の言議のうちから、補足的に拾ひあげて同志と共に考察して置きたい節々を二三次に摘記します。

△片山さんの質問演說

衆議院本會議の上程日に於て、社民黨の片山哲さんは、無産黨の立場からと前提して、提案者及政府に質問を試みられました。これが無産議員が本案に對して議會で言議を盡した第一聲でした。この質問演說中全く他の質問者と異つてをる特點は、我國の自治制の極めて幼稚である點を論じ、これを官僚的自治制なりと斷じ（參考、我國自治制では、議員の發議權を認めず）「斯ふ云ふ方面に婦人を訓練せしめるとか、參加せしめるとか云ふ樣なことに依つて果してどれ丈の婦人解放の實が擧るか」と叫んで、解放の第一は全般的參政權容認にあると論じた點です。これを「市町村の選擧權丈から、一つづゝ附與する」と云ふ內務省の傳統的保守勢力（私はそれを決して安達大臣、齋藤次官の意見と思はぬそれは飽くまでも徹底してをる內務省たるものゝ保守の傳統である）と對比すると、面白いコントラストです。

▽急改革阻止に婦選逆用

委員會の席上、婦人に參政權を附與すると、概して、婦人は保守漸進を好むもので急改革を希ふものでないから、その樣な方面から見ても、政治の穩健を計る上にも結構だ、と云ふ說明がありましたが、この速記を讀んで想起するのは、過般の全日本婦選大會席上の、無產婦人團體の方々が、「婦選獲得後の行使に就いて」と云ふ協議題下に

猛烈な動議を直發して協議を賑はした事です。方々は、せめて婦人が參政權を得た爲めに保守反動勢力を助長した外國の例が日本に行はれぬ樣に申合せたい、と最後的の意見を述べてゐましたが、果然議會でもその點に觸れて居る。私は果して然るかの一語を附し一この問題の批判はこの稿ではさけておきます。

▽女學校公民教育問題

貴院では塚本清治さんが、二日がゝりで女學校の法制經濟科問題に就て、一本槍に文部當局に質問をしてゐます。これは實に當を得た、眞劍味の溢れた痛烈な質問でありました。文部政務次官野村さんが、頻りに答辯をされましたが、其要旨を見ると、如何に、從來文部當局が、女子中等教育を等閑に附して、只安易に、あるが儘に傳統を墨守して能事足れりとして居るかゞ如實に曝露されてゐます。塚本さんは、ヒタ〱と女子中等教育に法制經濟を必須科とするの必要は、存じてゐなかつたか、その現狀はどうか、將來に處する道は如何と云ふ樣に理路を正して質問されましたが、野村さんの提示された表によると、全國高等女學校の數が七三二、その中法制經濟を正科としてやつて居る學校が一九六、隨意科又は選擇科目としてゐるのが二十二であります。公民教育に對して、せめて中等學校では、も少し早くその必要を痛感しなかつた歴代の文部當局を果してどう許すべきでせう。面白い事は、これも同じく塚本さんの言ですが、外國語なる英語は、どんな田舎でも正科として多くの時間を割いて居るのに、國民的自覺を得る公民教育よりも、外國語が遙かに數倍して、必要であるか、と云ふ論點です。もとよりこれは現文部當局を對象とした塚本さんの攻擊ではありません。人々が、日常平然として更に介意せずに居る所に、實に重大なる予盾が傳統的に流れ來つてゐる事を、最も痛切に言明したものであります。

▽最後に

多の第五十九議會ももう間近です。來る可き市町村府縣の總選擧迄には、完全に公民權の獲得をなし遂げたい。婦人大衆諸姉、幸に、潮の寄するが如き勢をもつてこの運動を續けこの運動を守り、此運動を支持しやうではありませんか。



二日の旅

金子しげり
兒玉勝子
森　鑛

五月廿一日午後一時から前橋市柳座に於ける群馬縣產婆大會へ、婦選の割込講演の約束が成立したから、三人で來いといふ、八木橋小母さんからの手紙に、本部から派遣された三人、前橋の用がすんだら、大會の慰勞の心持で、一日位は自由ノ身といふ、御許も追加され、藪入の女中さんよろしく亢奮した三人、うち一人は奥様の身の、もう一人が借り受けにゆくさわぎ、そしてその前夜は、嚴密に言へば廿一日午前二時就床、午前四時十五分前起床、午前五時上野着、といふ次第。（金子）

汽車の中はまづ無事にすんで九時頃前橋着。出口に控へたのは體重七十五キロいくらのたのもしき、八木橋小母さんと、楚々として、若き會員のみのぶさん。新婦人協會の其昔から、婦人運動の元老、と言へばいかめしいが、どうして中々に漫畫味たつぷりの小母さんだ。みのぶさんへの引合せなどよろしくあつて何はともあれ自動車にもぐり込む。「早速ですがね‥‥」例の產婆會の割込みの方は駄目になつたとのこと、しかし十二時半から女學校で話して頂くことにとにかくこぎつけましたと言ふ。ではそれまでに、二十五年前に六才のきかんぼう娘であつた金子女史が五年間住んでゐた思ひ出の土地の舊跡をめぐらうと、車をまづ養行寺へと向ける（兒玉）

こゝは茂女史の嚴父「山高幾之亟先生之墓」が苔むし鎭りましますの地である。

後學の爲にひとのお墓參りも

見ておかうやと、誰か不埒なことをいふ。墓守の爺と婆頻りにお墓の苔を削る。それ削らない方がいゝんぢやない、と餘分なことばかりいふ中で流石に親子の情はこまやかである。水を供へ花を手向け香をたく茂女史、其の當時はお墓の高さの三分の一もなかつたといふやうな、幼き日の面影は、この過去帳のやうに正確な爺さんの記憶によつてはしなくも展開されたのである。(森)

お寺から坂内さんの家に、前橋の日本橋區といふ樣な所を通つて行く。どうも右を向いても左を見てもセンチになり勝な自分である。何せ、二十五年も前にはこゝから半里近い此の町はづれから二哩も、から風にふかれつゝ婆やの袂の隅をつかんでその背の妹と三人で、毎日〳〵買出しに來た町筋であゐ。追憶はついに食慾と交錯して、そのかみのおやつに缺かせなかつた片原まんじうの店に佇む。但し折角小母さんが巾着の身錢を切つてくれたまんじうは、昔日の黒餡は影をひそめ、風味消えて落莫たり。即ち坂内家の茶の間に暗然とする。(金子)

ここにうれしい珍談をご紹介いたします。前橋の警察はすこぶる、開けてゐるのか間がぬけてゐるのか、婦選の方に働き出した坂内さんに注意して曰く「結社の屆が出てゐないが早く出す樣に」とのこと。日本中こんな警察ばかりだと婦選運動者大に助かる。(兒玉)

のだが、これは落語の種にでもするほかはないので、事實は直ぐにとんぼ返りをして來て、嫁はれつけてゐる獲得の獲の字あたりにちり毛立てた校長さんから敬遠されて、結局女學校の講演は甚だ遺憾なことになつたのだが、決して、誰も膝を八重に折りはしないのである。それで座談會迄の時間を最も有効に氣持よく遊ばうと決まる。(森)

赤城の放牧で肥えた牛を食べさせる、昔乍らの斑牛の看板のかゝつた赤城亭で、其一片をたべ乍ら、有效を討論したが、結局時間の關係で、小出河原を棄てゝ、公園に行く。お濠を埋めて縣廳は近代建築となり、堤下の河原にはアカシアの花散り、プールが出來た變り方。坂内嬢、相棒の飯島嬢と河原に出やうといふ。小出河原はお流れの埋合せらしいが、丸い石をコンクリートで固め並べた堤防の上を歩かせる、とにかくハイヒールは困るわねと、同情された自分よりも、損害は、その時は乙女らしく紅緒の草履を蹴つて砂地にとび居りたりした兒玉さんの方がよりひどかつた事は、座談會に、正式に座れなかつたのでわかる。況んや小母さんにおいておや。(金子)

四時頃から濟心幼稚園で座談會。集つた者十五六人、大ていは會員、これから入りたい人もあつた。金子女史の特別議會に於ける公民權の經過報告があつて鹽煎餅を噛りながら談笑。「信者は參政權協會へ、不信者は婦選へ」と十字架の眞中に立つた道案内の樣に會員獲得に骨を折つてゐる堀江さんの話、雜誌の話、事務所からのお願ひ、支部の事などもいろ〳〵と話し合ふ。(兒玉)

ここでも愛す可き警察のお方高等科一年生、まだ生れて座談會といふものを見た事がないから、是非中へ入れて呉れといふお前が來ると邪魔になると言たいとこを、そこは圓熟の小母さん、あなたがいらしてはお孃さん方が恐がるからとか何とか巧く言つて、歸つて頂いたのだが心配なさらなくとも私共は決して警察の惡口などは申しませぬまして左下りの過激なことなどは。

さて午前三時半に明けた長い

今日の一日も漸く西に傾き、今宵の宿は水上ときまり、坂内さんのお家の前から澁川行の乘合自動車に乘つたのだが、左に榛名、右に赤城の尾根を桑畠の向ふに望みながらカーキ色の運轉手は、やけに車をぶつ飛ばす。白い埃が灰の樣に吹込む。「臉がこなく\になつちまふ」と誰か悲鳴を上る。折柄狹い道で摺違つた同業の車があつたと思つたら、女の車掌さん「もう日が暮れたから歸るつ」と言捨てゝ、もう彼方の車に乘つて行つてしまつた。實に電光石火一同啞然とする。ではもう途中客はないのだらうと思つてゐると道端にお内儀さんが立つてゐる。車を停めると「あつ一寸待つて」桑畠の中の家に馳込んだが、やがて忘れ物を取つて來た。皆無暗に嬉しがる。

澁川に着いたら汽車にはまだ一時間餘もある。水上ゆきを主張した小母さん實は知識頗るあいまい、旅に行暮れた悲哀が泌々と心の臓に這ひ寄つて來る。時に八時過ぎ。（森）

水上驛に下つたのは十時。山の冷氣がセルと袷羽織の上から身に應へる。左は山、右手遙かに低く谷川の瀬の音が、夕立の樣に高い。暗い二間の縣道も一行四人、遠い灯を指してトボトボと歩く。心細いこと夥しい。踏切を越えた所で水上館の番頭さん「善さん」に會ふ。一同蘇生の思ひ、といふ形で六丁の石ころ道を歩いて宿に着、三階の十六疊といふ部屋に通されて、ヒヤリとする。西側の廊下のガラス戸の下は物凄い程の流れでフラ／＼と飛び込みたい誘惑を感じる。時々雨と間違へ相な川音に惡友モリコウ「明日の朝は誰かをかついでやる、各々氣をつけろ」と豫告する。ところで翌朝の四時半、ねぼけ眼でうろ／＼と引かかつたのが恥かし乍らかく申す某。旅の恥ひを洗流すべくあはてて朝湯にとび込んだ。（兒玉）

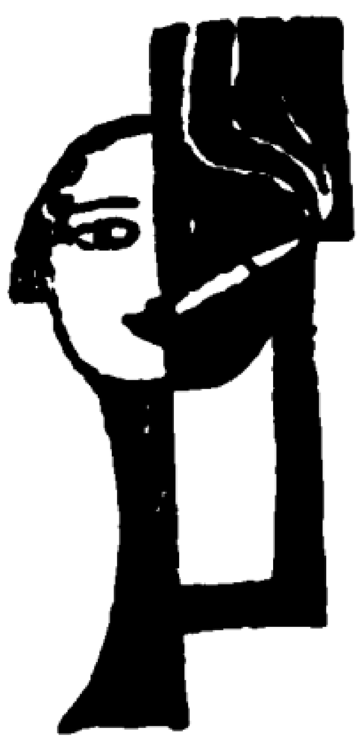
散歩に出る、小さな店に飛び込んだモリ、コウ、「握り飯を買つて來たよ」と白いハンカチ包みを見せびらかす。「いやなこと重トラの婆さんの店で買つたものなんか」金子女史人がわるいモリ、コウハンカチごとすて兼ねまいあはて方、「早く袖でも引張つてくれればいいのに」（兒玉）

景色のいいのが山香園、崖傳ひを川岸に下ると水は青くとろりとして頭の上に新緑が蔽ひかぶさる。病床の母を慰めむと茂女史野菊や齒朶やしかも二本の指先でこげるやうな杏なものばかりを取つてゐると「取つちやいけませんよう」と上からど鳴る。これ山香園の蒼く萎びたおかみさんである。

「取つちやいけないですよ、河原迄うちで貸りてあるんだから。」と緣先にしやがんで尖つた頭を兩手で支へて睨むでゐるのである「何も大きなものなんか取りやしませんよ」とか呟くのが茂女史、小母さんはさつさと上の道へ逃る、私は小母さんに取つて貰つた石をそつと道端に捨てて通り拔けやうとすると茂女史と勝子てれ臭くも、その店の中に入つて行つてぜんまいと繪葉書を買ふ。この心理を疑ふ私は隙を見て先の石を取上げ袖の蔭にしてこの關所を破る。山香園のおかみこの手で都の人にぜんまいを買はせ來りしならん。（森）

かくして家路につく、見送りの善さん、モリコウの風呂敷包（綿紗）をさげてあはてゝ曰く『奥さま、こりや何が入つて居ります。見かけより大變重いじやございませんか。』モリコウ初めて森夫人らしき表情にて、『金目のものですよ。大切にして氣をつけて。』（金子）

餘り可愛くもない子の四人連の二日の旅での收獲先は右の如し。高崎で食べた竹の子餅の味をなつかしみつゝ。（兒玉）



海外だより

×

アメリカ婦人有權者聯盟では、今年の創立十年記念祝ひに、米國の婦人解放運動に大きな貢獻をしてくれた人々の名簿を作つて永遠に尊いその先覺の犧牲的努力を記念することになりましたが、その名簿の冒頭を飾るのは、故スザン・ビー・アンソニーや、故アンナ・ハワード・ショウやキャリー・チャプマン・キャットの諸女史ですがこれらの人々は、米國だけに止まらず世界の婦人の政治的解放と自由獲得のために非常な貢献をし、開拓者としての凡ゆる苦心と努力とを充分に、惜しみなくしてくれた人々であります。

×

アメリカのある有力な婦人雜誌では、毎年有功賞金を提供してゐますが、今年は女流化學者として令名あるフローレンス・レナ・セエビン博士に決定して、金一萬圓也が獻じられました。セエビン女史は、アメリカ化學々會の紅一點で、兼ねて大きな醫學校の教授であり、今回の有功賞金は、女史の結核菌に關する深い研究と發見の爲めだといふことであります。

×

アメリカ合衆國下院議員に現在八人の女流代議士がゐますが、有名なウヰリアム・ジェニングス・ブライアンの令孃として、又、財産家でもあり、政治的の手腕も充分にあり、演説もなか〳〵手に入つたものだとの定評あるルス、ブライアン、オウエン夫人が、今度、下院の重要な外交問題委員會の委員に選ばれました、夫人はフロリダ州選出の民主黨代議士として打つて出た人で、外交問題に關する知識は、夫人の講演を非常に有名なものとしてゐます。

×

ギリシャでは、一九二六年の議會で、政府は婦人に市町村の自治體に於ける公民權を許與すべき權利を有すといふ決議をしましたが、これは、今年に至つて去る一月卅日、國務大臣の調印によつて、漸く効力を發生することになりましたが、更に、國會に對する婦人參政權の獲得に向つて奮闘する必要に迫られてゐる同國の婦選運動者達は、まづ、女性自身の覺醒を促して、公民名簿に登記することゝ、更に婦人參政權獲得の必要について大運動を起してゐます。

×

フヰンランドでは、一九二六年に、婦人を男子同等の條件で官吏に採用するといふ法律が出來ましたが、今度それが實際に適用されましたといふのは、かねて外務省に勤務してゐた芳紀まさに二十六歳のリシッチン女史が外交官補に任命されたことです女史は語學者として異彩ある人。此の事の報導されるや婦人界は勿論、非常に一般の注意と興味とを惹き起しました。

×

南米の婦選運動もなか〳〵困難なやうですが、去る二月にはウルグアイのモンテヴィデオで、大學講堂に滿場立錐の地なき迄の會衆を迎えて婦選大演説會を催し、大いに氣勢をあげました。有名な女流辯士多數輿論は大分婦選に好意を持つやうになつたとはいへ、まだ〳〵樂觀するどころでなく爭闘の必要なことは我國以上かも知れません。

汎米婦人大會は第四回目を今年はコロンビアのボゴタに催されることになりました。

×

メキシコでは、かねてカアボオ女史がメキシコ政府からロシアに派遣されて、同國の婦人と兒童の保護施設を研究視察中でしたが、女史の歸國を期として、女史を五人會議の中の醫學代表として任命して――他の三人は辯護士一人は女流作家――新刑法に關聯し又社會的罪惡の防止に就てメキシコ最高會議の顧問として働くことになりました。

倫敦軍縮會議（續）

藤田たき

一月二十一日開會から三ヶ月にわたつたロンドン軍縮會議も愈々大團圓を告げ、一九三〇年ロンドン海軍條約は目出度く調印を了し、我若槻全權も既に歸朝の途にある。「泰山鳴動して鼠一匹」の評もあれば「一大成功」の讃もある。四月號「婦選」に載せた三月二十七日までのロンドン軍縮會議經過のあとをうけて一々詳述するも今日となつては少しく時代おくれの感あれば、たゞロンドン會議のなし得し處、なし得ざりし處等二、三を記してその責を逃れよう。

「軍備競爭に伴ふ危險を防止し、負擔を輕減せん事を望み、且つワシントン海軍會議によつて創始せられたる事業を繼續し軍備の一般制限並に縮小の漸進的實現を促進せん事を望み……………」は一九三〇年ロンドン海軍條約の前文を飾る主張である。果して軍備競爭に伴ふ危險は防止されしや、國民の負擔は激減せしや？

×

返す返すも殘念なのはこの條約は日、英、米、佛、伊五ヶ國全權によつて調印されたる五ヶ國協定とは云ふものゝ、實際に於ては三ヶ國協定に過ぎない事實である。なる程佛伊共にある留保をもつてゞはあるが明年から五ヶ年にわたる主力艦建造休日協定に參加して主力艦を建造しないと約束した。又佛、伊共に戰時潛水艦の使用制限に關する協定にも參加し潛水艦にも、水上艦同樣の國際法規を適用し、積極的反抗、若しくは正當な停船を拒みたる場合に非ざれば、先づ乘客、乘組員及び船舶書類を安全なる場所に移さずしては商船を擊沈し乃至は航行不能に陷れる事を得ない（第二十二條）と約束した。然し條約中最も重要問題と考へられ、今回會議の主要目的であつた補助艦協定に關しては、英、佛、伊の大陸組の論爭が最後まで結論を見ず、日、英、米のみの協定に終つて

しまつたのである。前に述べし如く佛國は必要なる總保有量として七十二萬四千トンを主張し、一トンでも缺けてはと頑張り伊國もまた佛國との絶對均等を要求して止まなかつた。英國もまた自國の安全をおびやかさるゝものとして、佛國の要求を過大にすぐると主張した。このもつれた糸をほどく唯一の方法はフランス外相ブリアン氏提議の地中海安全保障協定であつた。英によつて安全を保障されさへすれば、佛は總トン數を減じてもよいと云ふのである。然しこの協定もその結果として起る重き負擔を恐るゝ英の爲物にならず、遂に補助艦に關しては三國協定の止むを得ざる事となつた。かく佛伊が圏外にたつ事も英國にとつて非常に不安な事である。さればこそ條約第二十一條は次の如き豫防線を張つてゐる「本條約期間中本條約第三部により制限せられたる艦船に關聯し（巡洋艦、驅逐艦、潜水艦）各締盟國の國家的安全の所要が本條約の第三部に加盟せざる國の新建造により、當該國が實質的に影響を受けたりと思考する場合は右締盟國は第三部に加盟せる他の聯盟國に對し、その艦船中の一種以上の艦種において、自國のトン數の増加を要求せんとするものにつき、特に所要増加量及びその理由を通告する事により右増加を行ふの權利を取得するものとす。この場合、本條約第三部に加盟せる他の締約國は、その特定の艦種に於いて比例的に増加をなすの權利を有す。」具體的に云へば佛が潜水艦を勝手に増加した時英は國防の安全が脅かされたと稱して例へば驅逐艦を勝手なだけ増築する事が出來る。米國はどこ／＼までも英國と均等勢力維持を許るされてゐるのであるから同じだけ驅逐艦を建増する事が出來る。日本は英、米に對して驅逐艦は七割の比率にあるから七割だけ増築していゝと云ふわけである。之を以つて見るに補助艦のみの場合にても製艦競爭止みぬとは云へないのではなからうか。

英國によつて主張され、日本も支持した、主力艦トン數三萬五千トンを二萬五千トンに引き下げ十六吋の砲の代りに十四吋の砲を据えつけんと云ふ、主力艦の戰鬪力をそぎ、また各國民の負擔を減ずる提議がもろくも太平洋の長航路に鑑み航續力の點から大船を欲する米の一蹴にあひ成功しなかつた事は殘念である。

潜水艦に關しては英、米兩國は初頭より全廢を主張してゐたが英、米に比し主力艦、巡洋艦、驅逐艦の勢力弱き日本にとつては國防上絶對必要なりとの理由をもつて日本全權は大反對をなし、佛國も亦之を終始支持した結果沙汰やみとなつた。

さりながら會議の成果は決して皆無ではなかつた。條約前文中の「負擔を輕減せん事をのぞみ」……は條約第一條に於いて既に或程度まで實現せられたのだ。ワシントン會議の決議によれば主力艦の代換建造は明年から開始さるべきであるがロンドン海軍條約第一條は之を昭和十一年まで中止したのである。この海軍休日によつて日本のみにても昭和六年より十五年に至る十年間に七億八千九百萬圓と云ふ巨額を節約し得るのである。

比率高き英、米の節約は遙かに日本を凌ぐ。「滿眼戰爭あるのみ。」のロンドン會議から之だけの成果が得られたのに我等は滿腔の感謝を捧げる。

否この外三國はワシントン會議の決議によれば未だその期限來らざるに現存主力艦に制限を加へた。英は主力艦四隻を廢棄しワシントン條約の規定より十萬二千五百トン少くなり米國は二隻を廢して五萬一百トン少くなり、日本は比叡を練習艦として戰闘用軍艦のリストから削つた。

會議の初頭より英國政府は適當の時期に戰闘艦が艦隊中から姿を消す事をのぞんでゐると宣言した。我等はこの戰闘艦の輕少なる削限をも戰闘艦全廢への第一歩として歡迎しようその他ワシントン會議に於いて拘束されざりし一萬トン以下の航空母艦の制限、輕巡洋艦の廢棄等々問題殘れど紙面たらず、故にロンドン會議に對する日本の要求、その收穫について二三の點をあげこの稿を終らう。

我國補助艦の比率の對象は主として米國であつて初め我國の主張は對米補助艦總トン數七割、八吋砲大巡洋艦七割、輕巡洋艦・驅逐艦各々同じく七割、潛水艦現有勢力保持と云ふのであつた。しかし調印された條約は補助艦總トン數英國五十三萬九千九百トン、米國五十二萬六千二百トン、日本三十六萬七千トン、即我が率は六割九分七厘四毛となり之は我主張にほゞ近い。又八吋砲大巡洋艦も一九三六年迄は米國十五萬トン、日本十萬八千四百トンで我主張の七割を保持するが、米國がその以後に對して一九三三年に一隻、一九三四年に一隻また一九三五年に一隻を起工し始める事が出來るので條約期限の第一年に於いて我が對米比率が六割七分となり、第二年に於いて六割三分七厘となり、第三年に於いて六割二厘に落つると云ふわけである。しかし條約第二十三條は「締約國は一九三五年に新たに會議を開催し現條約の趣旨を繼承し之を遂行する新條約を作成すべし。但し本條約の何れの條項といへども右所定の會議に於ける各締約國の態度に何等影響する事なし。」の文句をもつて日本は對米七割の主張を放棄した

のではない。本條約の効力は一九三六年末には消滅するのであるからそれに先だつて開かれる一九三五年の會議に於いて各艦種、殊に八吋砲大巡洋艦對米七割要求を發言する權利を留保したものである事を表はしてゐるのである。かげろふの如き淡き希望ではあるがとにもかくにもこの條項を以つて海軍側は泣き寢入りをさせられた次第である。

次に潛水艦に關しては現有勢力七萬七千トンを日本は强硬に要求したのであるが、ワシントン會議に於いてもまたジュネーヴ會議に於いても日本の比率六割を主張し、また今回のロンドン會議に於ては潛水艦全廢をさへ唱へた英、米がどうして之を許さう。五萬二千トンで英、米、日對等とまで漕ぎつけた全權に對して海軍側も感謝こそあれ不平はなからうと云ふもの。また我が主張であつた潛水艦最大限二千トンも亦英米の容れる處となつた。單艦トン數については英米ともに一千八百トン以下をワシントン、ジュネーヴ兩會議に於いて主張してゐたが遂ひに二千トンを認め而も各國は三隻を限り二千八〇〇トンのものを保有して差支へなしとまで歩みよつたのである。

「日本國は本條約の有効期間中潛水艦トン數一萬九千二百トンより多からざるトン數を起工する事により代換を繰り上ぐる事を得。」(第二十條)

とある。之は日本は潛水艦を一隻も造れないで廢棄するばかりの結果となるから潛水艦製造機能を維持出來なくて困ると云ふ日本代表の抗議に對して挿入せられたものである。即ち潛水艦の艦齡は十三年だが日本は特別を以つて廢艦年齡に達しないのでも一萬九千二百トンまでならつぶして製艦機能維持の爲代換してもよいと云ふのである。まだ役に立つ艦齡をちゞめて迄代換建造を餘儀なくさせらるゝは迷惑千萬と苦情も云へるが全權等の骨折りは認めねばならぬだらう。とにもかくにもロンドン軍縮會議は大團圓を告げた。曲りなりにも五ケ國協定は成立したのだ。結果として甚だ物足りないものではあるが一九三五年の會議が華々しき收穫をなさんが爲、一九三〇年ロンドン海軍條約調印の今日より平和促進の猛運動を續けよう。(完)

深尾須磨子著（最新刊）

四六判上製
定價貳圓
送料二十二錢

詩集 牝鷄の視野

呪詛・焦躁・悲愁・愛痴から稚愚へ・
更に明朗へ・新鮮へ・哄笑へ・光へ!!

女なるが故に多方なるが故に傷つき易き詩人深尾氏の個性が、常に久遠の彼方に灼熱せる一點の光をみつめて、激動してやまぬ現代の流れの中にいかに雄々しくも驀進し續けて來たか！　極東人が背負ふ決定的な東洋趣味アダム・イヴ以來人類に深くも根ざすエロチシズムの榮光、時代が反映する階級運動への覺醒さては輕快にして洗錬の極致、ともいふべきフランス風のモダニズム。實に多彩・絢爛・健康淸新。「牝鷄の視野」一巻に溢るゝこの抒情こそは、現代人の心臟を捉へて强い衝激を與へずにはおかない。

發行所　東京芝區愛宕下町　振替東京八四〇番　改造社

女子 英語夏期講習會

例年通り女學生諸氏のために左記により夏期講習を開きます
詳細は貳錢郵券封入御申越次第お報らせいたします。

一、會場　麴町區五番町女子英學塾
一、期間　七月廿一日より向三週間
一、時間　午前八時より同十一時迄
一、會費　七圓申込と共に納付
一、講師　女子英學塾教授及び同塾卒業者
一、申込期間　七月廿日迄
一、學科　文法、會話、譯讀
一、程度　高等女學校各學年別に組分けす

尙別に一年を通じ毎週三回の英語會あり隨時入學を受付けてゐます
女學校以外特に英語を力づけやうと思ふ方の入會を歡迎します。

女子英學塾内
女子英語會

婦選戰線動く

一回は一回と、議會毎に婦選運動は進みます。それにつれて、婦選戰線への婦人の動員もぐん／＼とめだつて增加します。今月は最近の婦人界のうごきをその觀點から記したいと思ひます。

◇新團體出現

初に今回一つの新しい婦選の團體が生れた事を記しませう。

その會は、五月の十二日に神田の帝國教育會館に催された婦人參政促進懇談會から生み出されました。この懇談會の案內狀に發起人代表として名を列ねた方々は

井上　秀子、甫守　ふみ、二階堂トクヨ
戸野みちえ、時田　田鶴、大江　スミ
大妻コタカ、大橋　廣子、嘉悦　孝子
吉岡　彌生、柘植　愛子、山脇　房子
前田　房子、木內キヤウ

の十四氏で、この內、井上、二階堂、甫守、前田、時田の五氏を除く他は、何れも婦選獲得同盟所屬會員であります。

この會合については開催に先き立ち、東京聯合婦人會機關誌「聯合婦人」五月一日發行誌上に豫告記事が載せられて居りますが、これに依れば井上、吉岡その他の女流教育家・家庭婦人有志により計劃が進められて來たもので、この方々は「第一期運動としてまづ自己の周圍より」の信念を以て內に養ふと共に周圍の啓發に努めて」來られたのが「今や內に養つた力を試煉すべき時が」來たとなし「第二期運動として、貯へた力を組織して一路社會に進出し」「これが實現の曉、その行使に誤りなきやう、今より充分の準備をとゝのへておく」ための協議であり、方策を講じる會合であつたらしいのです。

更に同誌の記事では「教育家、名流婦人社會運動家、社會事業家、醫師、產婆會長その他の有職婦人、婦人會幹部等約百五十名出席の豫定」とあり「おそらく出席者を發起人として、婦選獲得、その他婦人團體と提携・大に婦人參政促進の實をあぐる爲・・新に婦人參政促進及婦人の政治教育を目標とする婦人の大組織が行はれるであらう」と、新團體の出生は已に豫定行動の如く報ぜられてゐます。

十二日の會合については、發起人の井上、大橋諸氏の屬される櫻楓會の機關誌「家庭週報」五月十六日發行誌上に詳しく傳へられてゐるのをひくと、當日は吉岡氏の開會に至る經過報告の後、井上氏

が座長に推され次のやうに協議が進められたやうです。

一、會の名稱　原案は婦人同志會政治協會とあるが、何れも最適とは認められぬのでこれは本日散會迄各自熟考

二、事務所は赤坂區傳馬町三丁目十六番地東京聯合婦人會内に置くこと

三、目的及事業　婦人參政權を獲得し以て婦人の地位を向上すると共に、國民及び人類の幸福增進を計ること（但し右内容を以て起草委員が適當に表示する意味に於て右の案を承認）

四、實際運動は都度〳〵委員會に諮ること

五、會員資格　本會の目的及事業に贊同する女子は年齡を問はず全て會員たり得

六、より多くの會員を得るために會費は一ケ年金一圓とすること

七、組織　委員五十名、幹事十名、會計書記各一人を置き、幹事會を中心として委員會は幹事會が招集すること

八、他に贊助員若干名を置くこと

九、總會は年一回とし、必要に應じて臨時大會を開催

これによれば、會員の資格や義務の點でたゞ目的が婦選獲得だけでなく、婦人の地位向上、國民及人類の幸福增進といふ大きな範圍に及んでゐる點が相異といへは現在の婦選獲得同盟と何の相異がなくば相異でせう。

協議はこれだけですが、食卓での懇談でも行はれたのか該記事の終りに近く「なほ一同は從來婦選運動の第一線に立つて幾多の犧牲を拂ひつゝも且つ戰つて來た婦選獲得同盟、婦人參政同盟の人々に對しては、十分の感謝と敬意とを以て互に姉妹關係に於て同一目的に進む事を本會の立場とする事を表明した」由で、「但し人は類を以て集るので多少その進み方の傾向を異にする事は止むを得ぬ事であるから、この點はむしろ相互扶助すべきである事を認め、美しい女性の融和的氣分のうちに此の會を終始した」のださうです。

婦選獲得同盟はこの會合について何等交涉もうけず、又團體宛の案内狀にも接せず、從つて當日代表を出席させもしませんでした。勿論同盟會員中の個人宛の案内は相當出されたらしく個人的に出席された方は數人あつたやうです。

上述の如く新團體の其組織は決して團體の聯合ではないのに、同じ家庭週報の「週報時事」欄には「今回新に穩健なる婦人團體の大同團結」が結ばれたので、それに「櫻楓會も本年度總會の議決に基いて」「加盟した」と報導されてゐるのを見ると團體の聯合の樣にも觀られないではありません。

とにかくかうして新團體は生れ、多分協議に基いて、東京聯合婦人會内に事務所をおき、東京聯合婦人會の書記村上秀子氏と櫻楓會員の大濱英子氏とが實務者として取不敢會務を進ませて居られる事と思ひます。

櫻楓會の總會は四月廿五日より四日間

開かれ、その第三日午後婦人參政問題協議會が開かれて居てその席上、井上理事長から「婦人の政治的進出を急務とする今日、如何にして其の準備をなすべきか」に就てその一案として「穩健着實なる婦人團體と大同團結を結び、以て實際運動及び研究に當る事」の可否を諮つた末滿場一致可決、總會決議として

（三）婦人參政問題
　婦人參政問題に對する態度を次の如く明らかになすこと「本會は必要に應じ他の婦人團體と協力して研究及び其目的達成の促進を計ること

が決められたのであります。

斯樣に總會決議は協力とあるが、協議會は「穩健着實なる婦人團體と大同團結を結び」とあり、その實が今回の新團體への加盟によつて示された事になるらしいのです。

所で若し、新團體が團體と團體との大同團結であるならば、懇談會の協議の組織の項は全然當りませんが、當の發起人の吉岡氏が率ゐる聯合婦人會の機關誌と同じく井上氏の率ゐる櫻楓會の機關誌を比較してのこの差異は、結局に於て「組織は個人會員を單位とするも、事實は、櫻楓會、櫻蔭會、至誠會など發起人諸氏の率ゐる團體の聯合運動」となるのではないのでせうか。但し櫻楓會以外の團體が、團體として所謂加盟したのか、するのかについては、會合後の各團體機關誌がまだ發行されてゐませんから、知る事が出來ません。

同時に、新團體に就ても、姉妹關係をもち協力すべき關係の婦選團體の一である婦選獲得同盟ではありますが、未だ何等の通知にも接せず、規約其他の印刷物等も見るを得ないで居るのは、怖らくまだ會が生れたばかりで諸般の準備のとゝのひかねて居るからだらうと思はれます

何れにしても、婦選戰線に新に大きな團體の出現した事は、絶えざる實際運動に參加してゐる者にとつては、新手の加はるといふ點で、大に歡迎する次第であります。殊に、新團體が、特色をもち特殊の方面に於て、運動を受け持たれる事は大に助かる事であり、それこそ協力分擔の實を擧げたいものと思はれます。

幸にこの新團體の主腦者たちが、所謂實際運動の事實を熟知し、進んで緣の下の力持的なこの運動に甘んじて盡される事を祈らずには居られません。何分にも酬ひられない、蔭の努力のみ多く派手なやうで、實際は苦しい働らきなのですから、第一線に進出される以上は、そこ迄徹底されたく、單に社交的氣分であちこち馳けもち出來る仕事でない事をこの際しつかり承知してほしく思ひます。

それから今一つ、會合當日、盛に此度の會が穩健分子の集團であつて、何より恐れるのは、過激分子の潜入である事が

諸氏の口に上つたさうですが、實務者中に無産婦人團體の一なる社會民衆婦人同盟員であり役員である、或は、あつた方々がある事は、聊か矛盾のやうに思はれます。社會民衆婦人同盟は社會民衆黨を支持し、從つていくら右翼社會民主々主義であつても、とにかく無産階級的立場をとる事に於て所謂赤いといふ社會主義團體である事には違ひはないのです。

尤も協議の上には、思想的立場については何等の規定が行はれなかつたやうですから婦人なら誰でも參加が出來る譯であるといへばそれ迄であります。

◇參政權協會の更生

今一つ本年から判然と婦選の實際運動に起つ事に、總會で決した團體があります。夫は婦風會內に存在した日本婦人參政權協會で、この會は大正十年創立、大正十四年以來、婦選獲得同盟、全關西婦人聯合會、婦人參政同盟などの諸團體との聯合運動に參加、その後出來た獲得共同委員會にも參加してゐましたが、特に獨自の運動といつては極稀薄でした。それには婦風會內に同會解散獲得同盟へ合流說と存續說とが對立したまゝ、每年の總會に決しかねて本年に至つたもので、合流派は婦選獲得の大同團結として創立された獲得同盟に創立の當初から參加、陣頭に立つた久布白氏を支持し續けて來たものであるが、昨今の情勢に伴ひ、同會はキリスト敎的立場に立つ婦選團體として存續の意義を明らかにする事に本年四月の長野に於ける婦風會大會で決定し

婦人參政權協會は我日本に於る婦選運動の促進に資せんため他の婦人參政權團體と協助援助を辭せざること

を決議、新任理事としてガントレット恒子、小崎千代、久布白落實、古田とみ、川崎正子、井深花、千本木道、宮崎妙、時田田鶴の九氏が擧げられたのです。

日本婦人參政權協會が、明確なるキリスト敎的立場を執らず、一般婦人の婦選團體として存續する事は、寧ろ無意義でありましたが、かく明らかになれば反つて婦選戰線は整理せられる譯で、その立場から、今後大に實際運動に當つて欲しいものと思はれます。

この團體はいはゞ婦風會の政治部なのでありますから、今後各地婦風會支部所在地にその支部が作られゆくでせう。

◇地方團體の婦選運動

全關西百五十萬の婦人を擁する全關西婦人聯合會では特別議會に對して請願運動の一途に出で、卅萬枚の請願書を關西以外の全國各地方に配布して得た十萬枚を代表者進藤德子、太田重子、島藤枝の三氏が持參、四月廿二日衆議院に、廿三日貴族院へそれ〴〵紹介議會の手を經て提出されました。

同會の加盟團體である關西各地婦人聯合會もそれ〴〵實際運動に入らんとする

ものが多くなつて來ました。
この勢ひが岡山には岡山縣婦選獲得期成同盟會といふ團體を産みました。
四月三日岡山市城下禁酒會に催されたその發會準備會は婦人團體聯合委員會主催で婦人参政權協會、矯風會、婦人參政同盟岡山縣支部、新自由主義協會婦人部の諸團體幹部が出席、宣言、綱領、會則を決定、一、縣婦人大會開催、二、議會に委員を以て陳情せしむること三、議會終了と共に地方遊説をなし地方婦人をして充分本問題を審議せしむる事、を併せて議決しました。その綱領によると「婦人の經濟的獨立を期し、その第一歩として選擧權、被選擧權を獲得すべし」となし又「因習と傳統に基く性的差別の撤廢を要求し凡ての羈絆を脱してこれが圓滿なる均衡を期す」など仲々進歩的です。
從て目的も婦選獲得一つ、事業としては中央友誼團體と提携して運動をなす事とし、組織は關係各種團體員を中心に幹事長一名、幹事若干名をおき、實行委員とし、聯合委員會が實行委員にその決定を指令すると規定されてゐます。
前號所載の富山婦人聯盟も縣下婦人團體聯合の下に婦選運動を行はんとするものゝやうですが、今後は隨所にこの種の組織が生れて來る事と思はれます。
前述の新團體の幹部は何れも櫻楓會、櫻蔭會、至誠會、全國産婆會、全國小學校女敎員會などの全國的團體の統率者でありますから、勢ひこれら各團體の地方支部間に新團體支部が構成されるでせうが、又一方これらの地方支部が關西に於ては從來も相よつて全關西婦人聯合會の構成單位たる各地方聯合婦人會を結成して來てゐますから、これらの分子は新團體により、或は關西聯合婦人會により、又は各地方獨自の運動といふ風に二重にも三重にも婦選運動に動員を餘儀なからしめられる結果に陷るかも知れません。
それでこそ日本婦人が總動きに動くのだといへるかも知れませんが、ともあれ地方的には今後いろ／＼の渦が卷くものと見られ、よほど地方婦人が明確に各團體をしらねば、反つて運動を阻害する樣な結果にも容易に陷るかとも見られます

◇無産婦人團體動靜

如上の他に、無産階級的立場に立つ無産婦人團體の動きを終りに一括しませう右翼社會民主々義による社會民衆婦人同盟大衆黨を支持する無産婦人同盟の二團體しかない現在の無産婦人團體では對議會運動の協議會なり協同聲明なりが、行はれやうとし乍ら遂に行はれず、各自別行動に出でゝそれ／＼の運動を行つてゐるものゝ樣です。
社會民衆婦人同盟は鐘紡爭議、失業對策などについて黨と共に動くと共に支部組織を急げば、無産婦人同盟は全日本婦選大會後援、對議會共同鬪爭提唱など、協力的態度に出でゝこれを階級鬪爭に導くべく働いて居るやうです。



吸取紙

×

麹町三丁目でバスを降りると、あたりが何だかいつもと變つてゐる。違つてゐる筈だ、白日のもとに曝された疊や家具、半年分の塵芥。春季大掃除である。これはどうしても世界にまたとない奇觀といへよう。

さて事務所に來てみるとこれは又大變だ。市川さんを筆頭に姉さん冠りや、手拭をうしろざまに引しぼつた連中が疊をあげるやら、袖付きの大机を階下に持ち降すやらで大活躍の最中とある。

片づいたのが四時過ぎ、それから顔を洗つて合併號の編輯會議、集つたのが市川さん、金子さん、武田さん、森さん、兒玉さん、それに斯く申す筆者の面々。鈴木さんは親類に急病人があつてその方から電話で斷つてくる。全く女は内にゐても外に出ても雜用が多いものだとつく〴〵思ふ。自分でも、出てくるまでには三つの子供の母親としての色々な雜用があるのだ。

然し、何といつても子供は母親にとつてのオールマイティーだ。

この編輯會に、金子さんはいつものよきマダム振りを發揮して話を進めながら果物のサラダを造つて下さる。今夜は引きつゞいて中央委員會だが、そのためにも何か御飯の用意が出來るらしい。いゝ奧さんといふものはいゝものです。(み)

×

今日は婦選の發送日、午後一時迄に集れといふ通知が名譽ある出版委員に飛んだ、で、萬障くり合せて出かける、ところで事務所に來てみると、しまつた、十三分遲刻だ。時間通りに來た連中すでに仕事をはじめてゐて鼻息の荒いこと當るべからず。「時計の下へ行つて立つてゐろ」といふ。癪にさはつたからすまし込んでゆつくりとながめてゐた。しかし十三分遲れたのは明らかに失策だ。口惜しかつたが「いいかげんで働かせた方が結局得で恰好よ」と妥協して出たら自稱女工監督さん「いや、產業の合理化で只今女工はあり餘つて居ります」とつつぱねた。で斷然手は出すまいと覺悟してゐたが、製本の腕前に於ては充分優良女工たり得る自信をもつてゐる私だものだからいつとなしに食指をのばしてとう〳〵ずる〳〵べつたりに仲間に引ずり込まれてしまつた。少し權威がなさすぎたな、と後で思つたが、とにかく十三分の崇りは悲しきものである。

×

舞臺が變つて婦選中央委員會の場——。中央委員は必ずいづれかの委員會に屬さなければならないので新しい委員は一人一人希望の委員會を申し出でさせられた。少壯有爲の安富さん「議長、私は出版委員會に屬したいと思ひます」ところでこの出版委員會は、金子委員長をはじめ、武田、鈴木、市川と慾張つてゐるので外の連中から文句が出た。で議長は安富さんに再考を要求した。だが安富さんはつきりしてゐる「議長、再考しても矢張り出版委員會であります。」と、第一志望文科、第二志望文科、第三志望文科の調子でとう〳〵納得させてしまつた。そして意氣揚々と「私、出版委員を鬪ひとつたのよ、つまり獲得したのよ」

出版委員會よ、多幸あれ。(か)

×

「社中日記、二枚、即座に」――出版委員長の命令である。高壓的だ。

だが――。憤慨すまい。私は押しかけ女房だもの、智にどうやらすれば角が立ち、情に棹させば流される。とかく浮世は住みにくし徹底した廻避をでもしないかぎり向ふ三軒兩隣り、四軒のうちのどこかに住まねばならないだろ。此の人生に戀といふ名がなくなつたら、其の正體を掘り出してまではしないで濟む人間でも、すれば徹底的にやつつけちやうであらう樣に、惚れたと明言したからにはあとの一年、千里を十里位の形にはして大いに努力はおしまないつもりである。

入委員の辭もつて簡單に以上のごとしといふ次第。（安富淑子）

×

『婦選』は婦選獲得同盟の發行であつて編輯はその出版委員會がやる。我々は皆出版委員會委員なので、これには希望者が申出て、中央委員會の承認を得ねばならぬ事右の通。

所でこの委員ドから今年は中央委員になつたものが、再選組の金子、武田に加へて鈴木、安富計四名。その上、中央委員と委員長を兼ねない方がよいといふ原則通りに委員會で互選の結果、今年はそのお鉢を森にまはした。委員長は中央委員會に出席の義務があり、兒玉も亦、本部書記であるから、今後この委員會の勢や、大にのびるであらう。

已にその勢は總會に現はれ、鈴木が力鬪して前年度より削減されかかつたこの委員會の豫算を、舊額に盛り返した。

編輯主任は從前通り宮川。役割は定まつても將ゞ卒もなく皆一樣に骨も折り、精々協け合つて息も拔からうといふ團結ぶりである。

今月から『吸取紙』を設けて、その働きぶりを大にのせる。敢てうらんが爲でなく、讀者と編者の要求が合致した結果である。今月はまづその手初めとして、以上の如く、歌舞伎のだんまりよろしく、何れが百日かづらやら、お姫樣やらの體をまづ喜んでいただかずばなるまい。（し）

×

御紹介申上候　その一

市川房枝の歌へる。

世の中の覆るとも何かあらむ
この眠さをば得耐ふべしとや

よしえやしわが原稿に千金を
積むともなどか眠りをさかむ

日本よりアメリカに續き又更に
日本に續き來し長き眠さかも

×

風呂敷みたいなのや、ぼた／＼したガーゼの袷のなんか持つてくる氣の利かない連中を尻目にかけて、ダンゼン、シイクなハンカチを持ち、日傘にもないやうなハイカラな雨傘を持つのがパリ仕込みの宮川靜枝腐つても鯛の心意氣。

「あらまああなたでしたの、いきなりあなたが出て下さるなんて、なんて幸福でせうほんとに感謝致しますわ。」といつた按配。クリスチャン式直譯的修辭法にお目止められませう。お化粧のこと、流行のこと、牛ノ舌の食べ方などは、どうぞこちらへお問合せ下さいませ。（も）

（この項つゞく）



新生への道（連作小説）

白石清子

第七回

新聞の家庭欄に三重子の設立したミシン裁縫所の噂が寫眞版挿入で大袈裟に書きたてられた。

藤子の張切つてゐた氣持が一遍でペシャンコになつた。ふりかへつて考へてみると自分が五歩進むとき、二歩、又は一歩だけづゝでも三重子をひつぱつて來たと誤算してゐた自惚れが恥しかつた。煎じ詰めれば自分が前進したと信じてゐた事すら單なる一時の錯覺がかもし出した興奮であつたとも考へられる。

三重子は三日に一度五日に一度もう午ちかい頃になつて濃厚な化粧に思ひ切つて華美な服裝で裁縫所へやつて來る。

彼女は歌を詠む、つきつめた、觸れば血の迸りさうな實感を盛つた歌を詠むたしかにこれは間違ひのないことだ。たゞその實感が彼女の視野の一部分でしかないといふことをかつて彼女自身考へたであらうか？

新聞記者が來る、婦人雜誌の記者が訪れる。

彼等は三重子に逢ふために屹度二三度の無駄足を踏む。

『宅も非常にこの事に理解を持つてくれましてね、家庭の事なんかちつとも心配しないでいゝから思ふ存分やつてみろつて力づけてくれますのよ』

少し舌たらずの感じがする甘へた様な口調で三重子が訪問客に話してゐるのをふつと耳にする度毎に、普道の家庭といふものがどんなに婦人の心を安易に狎れさせ、無上の樂園と過信させる不思議な魅力を持つてゐるかを痛感するのだつた。

藤子と、も一人裁縫敎師として雇はれた三重子の主人の遠緣に當るとかいふ俊枝といふ娘と二人で此處へ通つて來る婦人たちに敎授をする傍ら、自分等でもミシンを踏んだ。エプロン、パンツの様な小さいものから、仕事服、通學用のケープ女兒用のセーラー服の様なものまで作つた。技は相當利くのに餘り氣には向かない仕事であつたけれど、兎に角藤子は懸命であつた。習ひに來る近所の內儀さん達の間にまじつて彼等と談笑し乍ら、ゴトゴトミシンを踏むのが彼女にとつて暮し甲斐のある一日であつた。內儀さんたちは練習をよろこばない。直ぐ實物にとりかゝりたがる。フン、フンと肯きゝゝ數をそつと數へる。女物のコートの様な、拵へさへすれば金になる品であつても、襟なんかの工合が急には熟練しがたいと見ると、彼女らは卑屈な笑ひを謙遜さに包んでしりごみをしてしまふ。一ついくらと簡單にみつもられ得る手輕な小物を少し位そゝつかしくてもいゝから一日に澤山作らうとする。彼女等は暗くなるまでミシンの前を離れない。

三重子の前に彼女等は一様に頭が低い。彼女等は一度摑んだ收入の途を三重子によつて斷たれることを恐れるからだ。三重子即藤子といつた考へから彼女等は藤子の耳の屆くところでそれらしい噂もしない。たゞ無言の羨望と充分な憎惡とがそれゞゝの眸をかすめるのを匿し終せない。

『無產婦人のために』設立されたミシン裁縫所の一室が控室ともなり應接間ともなつてゐる。そこに集る人達の好奇の眼が裁縫に熱中してゐる、內儀さん達に注がれる。

所望されるまゝに得意の歌を短冊に書いてゐる三重子の髪が、此頃モダーンな断髪になつて巧みなアイロンが彼女の刻んだ様に鮮かな目鼻立ちを一層引き立たせて、乞はれるまゝに筆を走らせる手の指にダイヤが光る。全然有閑夫人の退屈まぎらしの企てであり、それがこの裁縫所の成因になつてゐる。藤子は苦いものを胸に感じて窓から外をみる
『なんぼ何でも餘り深入りすぎちやつたわね』三重子が眉をよせてそつと囁いた。この邊はK區で名うての下層階級の集合地だつた。
『勇敢』に彼らの眞中に飛びこんだ筈の三重子には此の土地の空氣と臭氣が藝術上の刺戟とはなつても肉體上の靜養劑にはならなかつた。裁縫所へ出て來る日がだん〳〵少くなつて行つた。にも拘らず新聞に雜誌に『三重子女史』の名は常に此の裁縫所を背景にして喧傳される。少くも傍目からはお人よしの道化者以上にはみえぬ三重子の良人の良作の所謂『理解』と巧妙なプロパカンダとが絶大の强味となつてゐるのが、藤子にははつきり感知された。
大方半月も三重子の姿が裁縫所に現れなかつた。恰度その頃のある夕方、たつた一人殘つて執拗にミシンにしがみついてゐた藤子と同年輩の、それでもう二人の子の母親になつてゐる女をやつと歸途につかせてから、心底から出る嘆息を氣兼ねなしに吐き出して往來に向いた窓を閉めかけた時、俊枝と話してゐる何か聞き馴れた感じの聲を耳にした。
ドアを開けた俊枝の肩ごしに此方を覗いてゐる赫顔があつた。
思はずニツコリして身輕く扉口へ走り出した。
『暫く』『いらつしやいまし』
二人の言葉が同時に發せられて快くぶつかつた。
『もう御歸りですか?』
『エ、でも一寸位こゝで御話出來ますわ』

『御迷惑でせう。それよりあなたを送りがてら少し歩かせて貰ひます』
俊枝が後でモジ／＼してゐた。
『ジヤあね、私らも歸ることにしませう。小山さん、又相模屋さんへ寄つてつて頂戴、明日朝七時までに材料を屹度届けて下さいつて』『ハイ』歸心に驅られて俊枝は一刻も早く歸るために手荒く窓々を閉め、逐ひ出す様にして二人を外に出し、扉に鍵をかけた。
暫く沈默がつゞいた。
恒雄には聞きたいことが澤山ある様な氣がして藤子が唇を動かした。がそれより先きに彼の方で口を切つた。
『實は今日一つお願ひがあつて伺つたんですがね』
默つて次の言葉を待ち乍らふと川村のことを考へた。郷里へ歸つたのかしら、子供たちはどうしてるかしら。
『僕等の會でね、今度夜學部を計畫したんです。集るのは大抵男ですが六七人娘さんやお内儀さんが居るんです。そんな人たちのために貴女一つ敎へてやつてくれませんか？』
『私：：』藤子の聲が彈んだ。『學力が足りませんわ。自信もございませんし――』
『學力なんて、學校で敎はつたもんなんか取るに足りませんよ。實際にのみこんでゆく知識でなけりやこれからは役に立ちませんよ。自信がないつて仰有るが、どんな人だつてやつてみない事には判らないもんですよ』
まるで自分の代辯者であるかの様な感じに滿されて藤子は新しい力が湧きあがるのを覺えた。『してみなけりや判らない』それは最初からの彼女の主張に外ならない。
『やらせて下さいましな、一緒に勉强させて頂きますわ』
『是非』そして歩き乍らメモの一枚を破いて地圖を書いて渡してくれた。
『此處です。始め一寸判りにくいかもしれませんよ。何しろ露路の奥の奥ですからね。』

二人は電車通りに出てゐた。

『御住居はやはり寄宿舍ですか？大變ですね、暗くなつてから深川くんだりまで來て頂くのは――』

『私――』一寸云ひ澁つて『私、今の所を越さうかと思つてますのよ。餘り皆さんが派出で、何ですか、かう異端者みたいで居心地がわるいんですもの』

『クリスチャンの一面觀ですね。感謝と祈禱はあつても、血みどろになるといふ迫つたものに乏しい――』

無意識にレールをこえて横道へ歩みいつてゐた二人を左右に跳ねとばしてすさまじい勢ひで一人の男が驅け去つた宵闇の路上にヒラヒラ三四片の紙片が散らばつた。

無言で歩みをはやめた恒雄が、いきなり靴で紙片をふみにじつた。

『どうなさいました？』驚いて藤子が訊ねた。恒雄はピクリと眉を動かし乍らさり氣ない樣子を裝つてゐた。

『ナニ詰らない事です。あはてゝ落していつたんでせうけど、こんなビラ餘り役にも立ちますまいよ』

此の事件のため彼等の足は再び電車通りに向きかへられた。

『ジヤ、もし御差支へなかつたら明日の晩からでも來て下さいませんか、いろ〳〵御相談したいと思ひますから』

『御約束いたします』キツパリと藤子が答へた。

ラツシユ、アハをほんの少し過ぎた電車の中でしみ〳〵とした疲れを肩のあたりに感じ乍ら今別れて來た恒雄の日にやけた額を想ひ出した。學校はどうなすつたのかしら。まだ御卒業じやなかつたかしら？

恒雄から、考へは川村に移つて行つた。

彼の眼はなほらないものだらうか。新しい世界を感じるだけで視ることの出來ない彼はだん〳〵世の中から置き去りにされ忘却の中に埋められてしまふばかりなのだらうか。氣づよく川村の家を出て來た自分がひどく濟まないもののに思はれる。靜かに餘生をたのしむ、それには餘りに若すぎ、野心がありすぎる。焦燥が一層彼の眼を損ねるだらう

ヌツと額から頬にまつはりつく樣な車内の温氣に輕い頭痛を覺えてシートを離れた。突き除ける樣にして腰の曲りかけた老婆が彼女の後にかけた。ぼんやりしてゐて、今までそんな年寄を立たせてをいたことが恥しくそつと四邊を見廻した。誰も彼もグツタリして無表情な顏を動かさうともしない。

寄宿舍へ歸るとそこに思ひがけない人が待ち草臥れてヂリ〳〵してゐた。

『家内から何か御聞きになりませんでしたか?、私の留守中に置手紙をして何處かへ出たつて女中が云つてるんですが――』

良作の視線がしがみつく樣にまつすぐに藤子めがけて注がれた。

次回執筆者……………………神近市子氏

この小說も次回神近氏でいよ〳〵終ります。連作といふ形は新しくなくても、中身は實に溌溂として幾多の問題を提供してくれた事でした。これは皆執筆者諸氏のお力とふかく感謝する所です。

次に何を載せるかについての素破らしい案は來月號に發表します。おまち下さい。

◆編後に

口今月から、同人は吸取紙欄に好きな音を擧げる事にしたから、この欄では、主として事務上の事をかきます。

口大會で總動員であつた爲に、どうしても五月號が間に合はず、遺憾乍ら、六月と合併にして早く出さうと決めてから、毎日休みもなしに働きましたが、何分にも中身が後から後からと移つて殖えるので、結局、編輯の精力も、キッチリ倍要りました。

口大會の記錄は、出席されない方々の爲に省略なしに發表、森氏の漫畫漫文が各頁を潑溂とつないでくれました。村岡、堺、新妻三氏の感想も御類揃ひ腕揃ひです。

祝辭は長すぎる嫌もあれど、後日の文獻として頁を割きました。

口議會の方も同じ理由で、なが〱と速記錄轉載に及ぶ譯。但し頁の都合で衆議院だけ。次號に貴族院の分をのせ、批判記事を滿載します。實は本號にのせる筈で已に諸氏からの原稿も來て居りますが、止むなく坂本氏のみのせて、市川、河崎氏以下皆次號にゆづります。

坂本氏のは速記錄を用ひない積りで御願ひしたのでしたからその心で御よみ下さい

口大會で唱はれた『婦選の歌』を廣く唱つて頂きたくて附錄としました。希望者にはそれだけお頒ちも致します。一部五錢で本部から發賣して居りますから。

口卷頭に歌を寄せられた水町京子氏は女高師出身の歌人で『草の實』社同人。舊くから婦選の方面にも深い理解をもつて居られる方です。

口連作小說は新進の白石済子さんによつて今月は又大に飛躍しました。來月の神近さんで終ると思ふと、何かのこりが惜しまれます。次の計畫はまあ、來月號を御まち下さい。

口とにかく編輯部は一同元氣に働らいて居ります。これが出來ればすぐ次の編輯です、廣告取りです。新らしいいき〱したものを作りたいと今から意氣込んでゐますが、外交にまはるものは辛い季節です。

口どうか、皆さんも精々誌友を御紹介なさつて下さい。一人でも、二人でも。購讀者カードが殖えて行くのがたのしみで私共は定に酬ゐられぬ仕事に、本當に從順に働いてゐるのです。

見本用としてお用ひ下さる分は、いくらでも無代でお送りしますから、ぜひ一つおきもうり願ひます。では暑さに向ひます、おいとひなさいませ。

× × × ×

本誌定價

▽一部 金二十錢（郵稅五厘）
▽本號に限り金四十錢送料一錢
▽半年分 金一圓二十錢 稅共
▽一年分 金二圓四十錢（稅共）

誌代は前金で拂込は振替が御便利です、切手代用は一割增に願ひます

廣告料

廣告御希望の方は御一報次第、料金その他御通知いたします。

昭和五年五月二十八日印刷納本
昭和五年六月一日發行
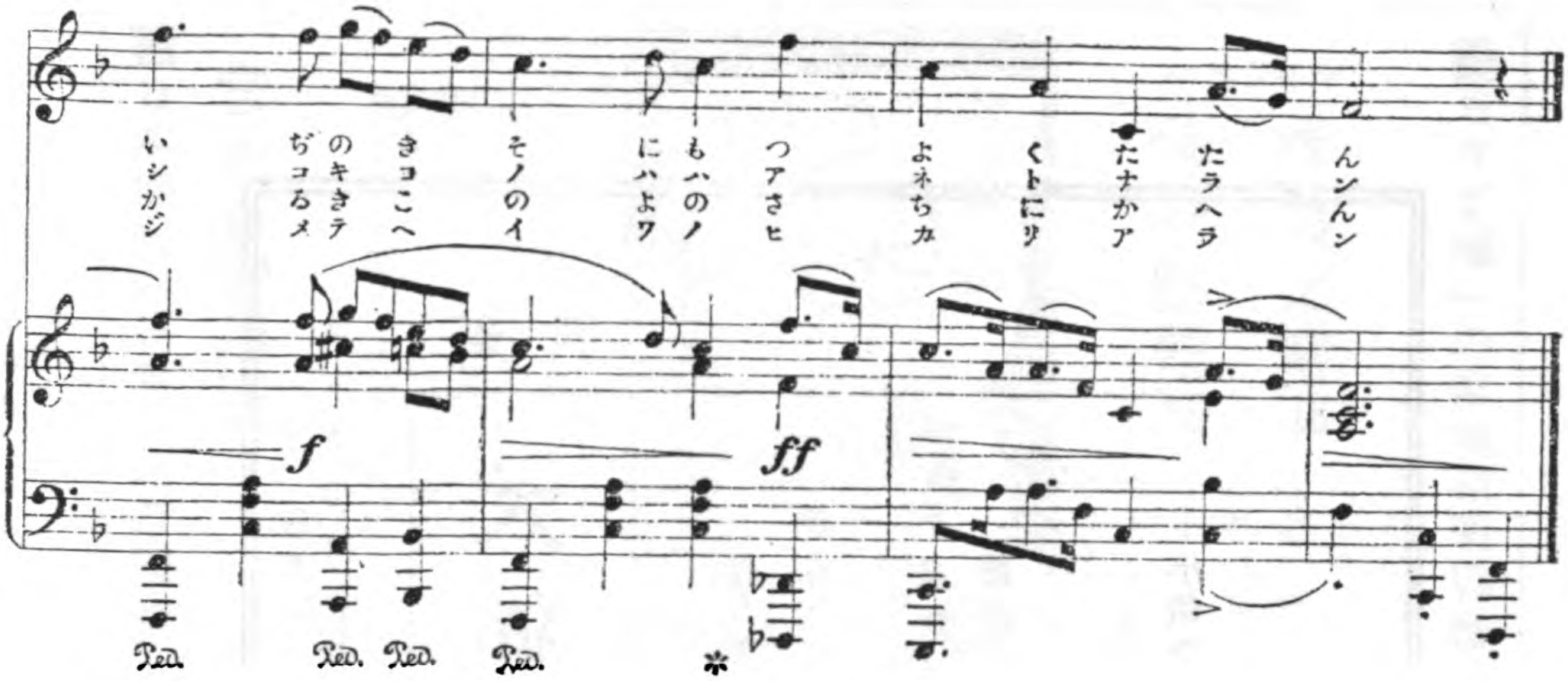
編輯、印刷兼發行人 市川房枝

東京市芝區南佐久間町一ノ一
印刷所 研文社印刷所

東京市麴町區麴町四ノ五
發行所 婦選獲得同盟
電話九段一七一九番
振替東京七〇三八三番
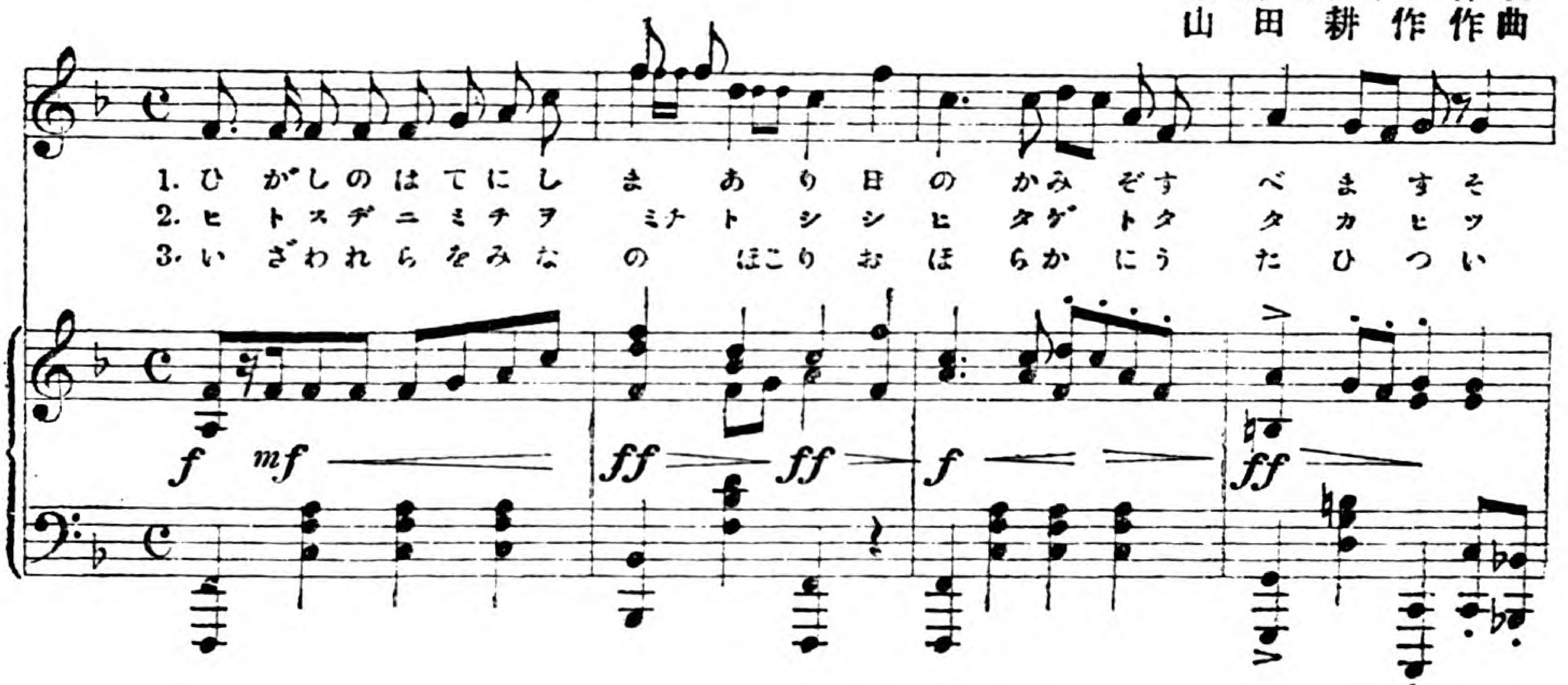
昭和五年五月二十八日印刷納本
昭和五年六月一日發行
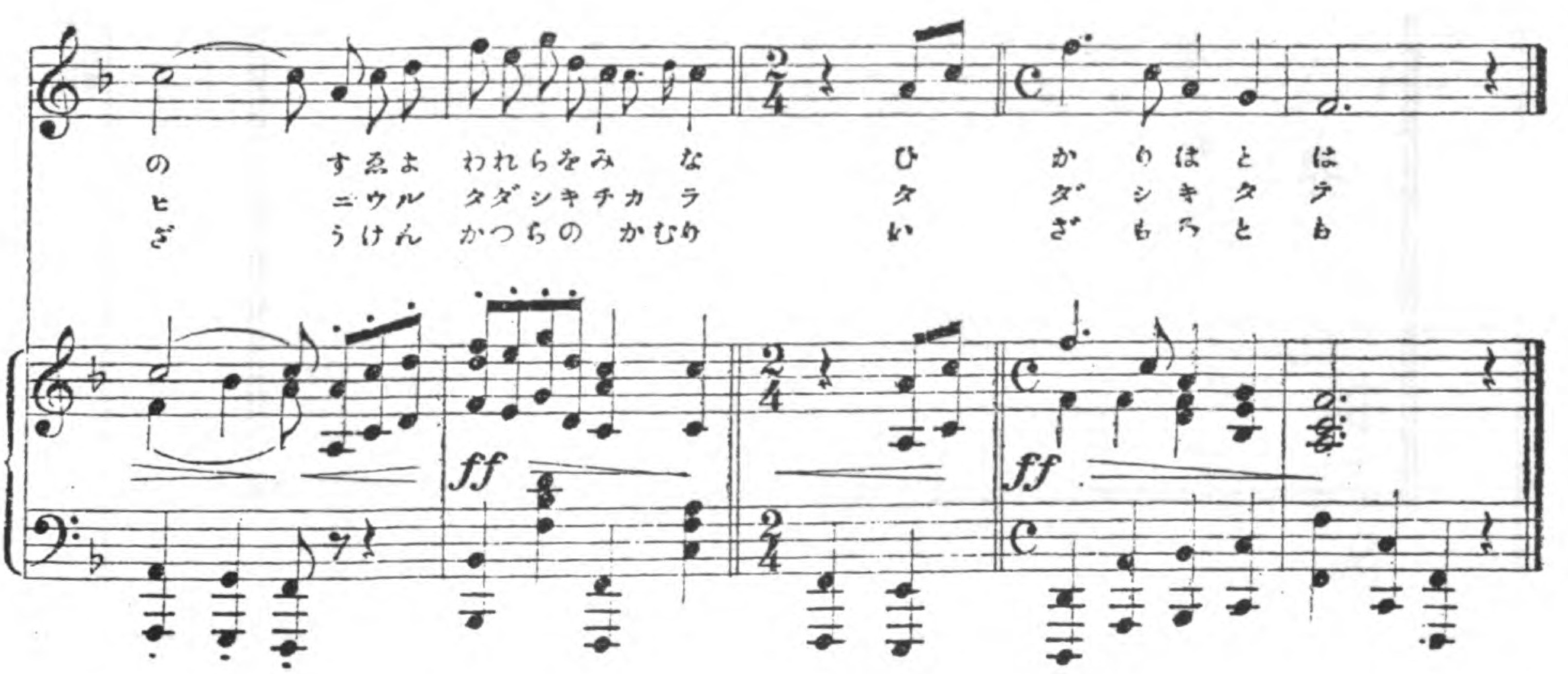
編輯發行兼印刷人　市川房枝
發行所　東京市麹町區[illegible]町五ノ四　婦選獲得同盟　電話九段一七一九番



婦選の歌

深尾須磨子作歌
山田耕作作曲
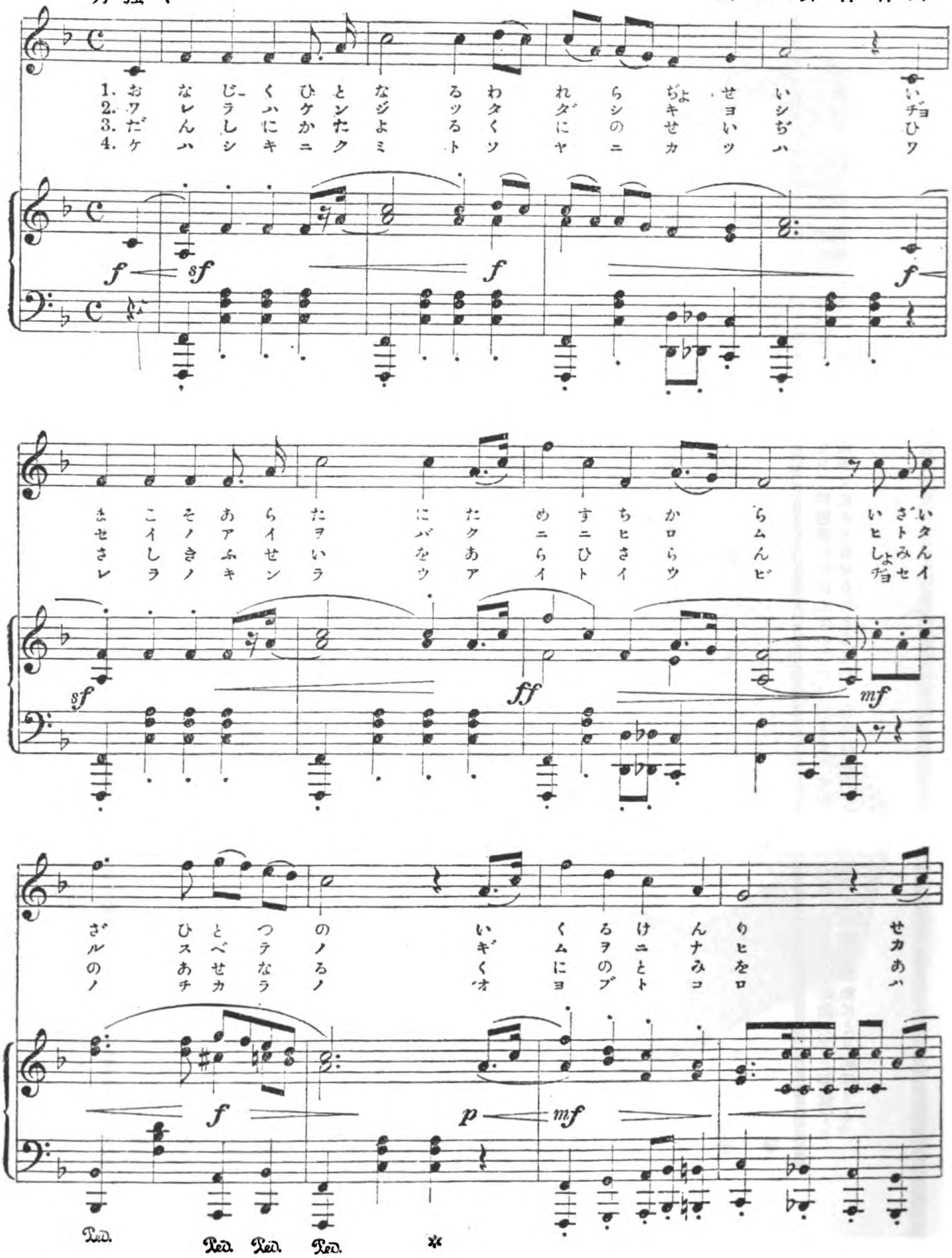




婦選の歌

與謝野晶子作歌
山田耕作作曲

力強く



FUSEN・FUSEN

婦選の歌

―山田耕作作曲―

與謝野晶子作歌

同じく人なる我等女性
いざいざ一つの生くる權利
今こそ新たに試す力
政治の基礎にも強く立たん

我等は堅實、正し、淸し
人たるすべての義務を擔ひ
女性の愛をば國に擴む。
賢き世の母、姉とならん

男子に偏る國の政治
庶民の汗なる國の富を
久しき不正を洗ひ去らん
明るき此の世の幸に代へん

けはしき憎みと粗野に勝つは
女性の力の及ぶ所
我等の勤勞、愛と優美
はじめて平和の光あらん

深尾須磨子作歌

東の果に島あり
その末よわれ等女
日の神ぞ統べます
光は永劫

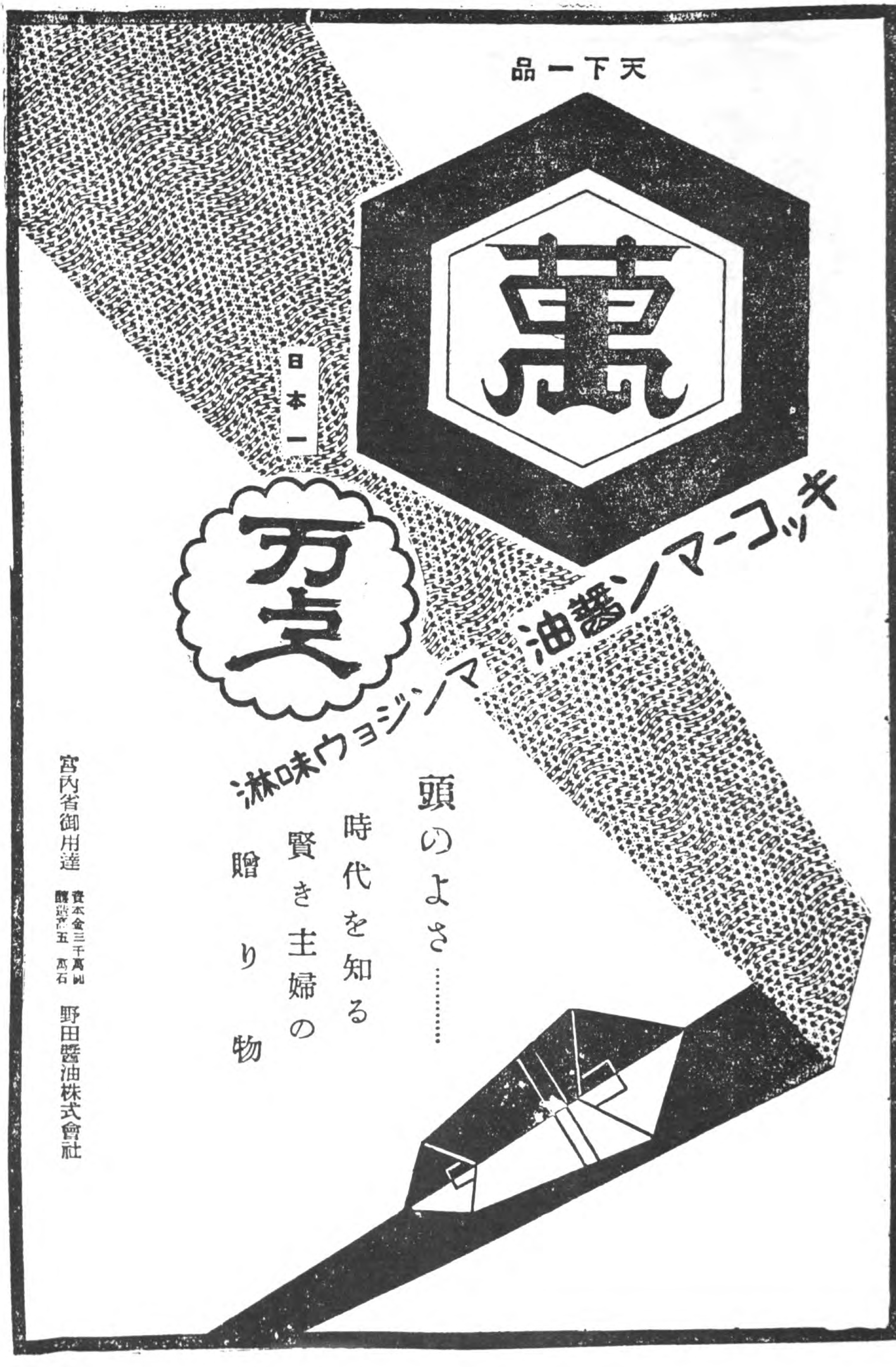
一すじに道を道とし
つひに得る正しき權
虐げと鬪ひ
正しき栢

いざわれ等女のほこり
いざ受けん桂の冠
おほらかに歌ひつ
いざもろ共

本歌は、昭和五年四月二十七日、婦選獲得同盟主催の下に、日本青年會館に於て、第一回全日本婦選大會を開催するにあたり、特に與謝野、深尾兩女史より寄せられたるもの、作曲は山田耕作氏。當日荻野綾子女史により獨唱さる。

●●●婦選獲得同盟●●●

定價一部金五錢


天下一品
萬
日本一
万上
キッコーマン醤油
マンジョウ味淋
頭のよさ……
時代を知る
賢き主婦の
贈り物
宮内省御用達
資本金三千萬圓
醸造高五萬石
野田醤油株式會社

Vol. IV, No. V "FUSEN" MAY-JUNE. 1930
Published monthly by The Woman's Suffrage League of Japan.

昭和四年十二月廿八日 第三種郵便物認可
昭和五年 六 月 一 日 發 行
（本號に限り金四拾錢）
發行所 東京 麹町、四ノ五 婦選獲得同盟

